

平成 29 年度 第三者評価

# 松本短期大学 自己点検・評価報告書

平成 28 (2016) 年度

平成 29 年 6 月



## 目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	25
3. 提出資料・備付資料一覧	29
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】</b>	39
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神	40
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果	44
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価	53
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画	55
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】</b>	56
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	57
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	72
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画	94
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的支援】</b>	96
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	96
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	104
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	109
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	110
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画	116
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】</b>	117
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	118
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	122
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス	125
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画	129
<b>【選択的評価基準：地域貢献の取り組みについて】</b>	130

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、松本短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成29年6月23日

理事長

錢坂 久紀

学長

木内 義勝

ALO

渡辺 千枝子

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革（1600 字程度）

学校法人松本学園は、国宝松本城を中心とする城下町として知られ、長野県中部地方に位置する松本市の南の郊外にあり、信州スカイパーク（別名：松本平広域公園といい、やまびこドーム・アルウィン・陸上競技場・松本市営サッカー場・松本市馬術競技場・今井市民プール・松本市空港図書館等が含まれる）が近隣にある、自然に恵まれた環境の中で学ぶ松本短期大学と松本短大幼稚園からなる法人である。

昭和 45 年 12 月に長野県知事より学校法人松本学園設立認可を受け、昭和 46 年 4 月に松本保育専門学校を開校した。この頃の松本市中心部は、急激な都市化に伴い遊び場も減った子どもには受難の時代であった。また、勤労者福祉を全面に掲げた市政のもとでの女性の社会参加に伴い、保育のニーズや重要性を認識させられる時代でもあった。

このような状況下で、本法人は文部大臣より松本短期大学設置認可を得て、入学定員 50 名の幼児教育学科を昭和 47 年 4 月に開学し、その翌年の昭和 48 年 3 月に松本保育専門学校を廃校とした。また、昭和 49 年 8 月には松本短大幼稚園の設置認可を受けた。

その後、平成 2 年には 65 歳以上の老年人口は 12%と 2 桁の比率となり、それに伴う高齢者をサポートするシステムづくりに寄与するため、平成 4 年に入学定員 80 名の介護福祉学科設置認可を得て、平成 5 年には全国に先駆けて介護福祉学科を新設した。現在は、少子高齢化の加速的進行、核家族化及び単独世帯の増加、地域共同体の変容などの社会構造の変化に伴い多くの社会問題が生じ、介護問題が国民的課題としてクローズアップされたが、当時はこのような状況ではなかったため、短期大学での介護福祉士養成課程の設置は珍しかった。また、この介護福祉学科開設前年の平成 4 年度より男女共学校となった。

平成 7 年には専攻科福祉専攻を開設し、同年 12 月に介護福祉学科の入学定員を 20 名増員し 100 名の定員増認可を得て、さらに社会的期待に応えることができる介護福祉専門職の育成へと力を注いだ。

核家族化及び平成 16 年度以降に共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、その後も増加し続けるであろうという社会情勢を踏まえ、平成 16 年からは幼児教育学科の入学定員を 30 名増やし 80 名とすると同時に、幼児保育学科へと名称変更を行った。

平成 18 年には看護学科を開設した。先行設置学科となる幼児保育学科、介護福祉学科は少子高齢化時代の地域住民へ貢献する人材の育成を、看護学科は障がい者や病氣療養者に対してサービスを提供する人材の育成を志すことで、子どもから高齢者、健康人から病人まで保健医療福祉全体を視野に入れた人材の育成が可能となった。

平成 20 年度には、入学志願者の減少傾向がみられていた介護福祉学科の入学定員を 20 名減とし、平成 26 年度からの入学定員を更に 15 名減とし 65 名とした。逆に、入学志願者の増加傾向がみられた幼児保育学科の入学定員を平成 20 年度に 100 名とし、同じく入学志願者の増加傾向がみられた看護学科の入学定員を平成 26 年度より 70 名とした。

今後も、地域の人びとの保健医療福祉と教育に関する現実の多様なニーズに応えることのできる保育士及び幼稚園教諭、介護福祉士、看護師の専門職業人の教育を行い、専門職業人の教育にかかわる研究を通じて、地域の人びとの保健医療福祉と教育の発展に寄与していく。

学校法人松本学園 沿革

昭和 45 年 12 月	学校法人松本学園 設立認可（長野県知事）
	松本保育専門学校 設置認可
昭和 46 年 04 月	松本保育専門学校 開校
	初代理事長に上条憲太郎（元長野県教育長）就任
	初代学長に横内秀雄（元長野県教育長）就任
昭和 47 年 01 月	学校法人松本学園 組織変更認可（文部大臣）
	松本短期大学 幼児教育学科 設置認可
昭和 47 年 04 月	松本短期大学 開学（文部大臣）
	松本短期大学 幼児教育学科 開設 [入学定員 50 名]
昭和 49 年 08 月	松本短大幼稚園 設置認可 開園
	初代園長に片山光義（前学園常任理事）就任
昭和 52 年 04 月	第 2 代理事長に片山光義（松本短大幼稚園園長）就任
	第 2 代学長に上条伽男（前信州大学教授）就任
昭和 63 年 04 月	第 3 代学長に丸山求（前学園副学長）就任
平成 03 年 11 月	第 4 代学長に小山光男（前本学教授）就任
平成 04 年 12 月	松本短期大学 介護福祉学科 設置認可（文部大臣）
平成 05 年 03 月	介護福祉士養成施設 指定認可（厚生大臣）
04 月	松本短期大学 介護福祉学科 開設 [入学定員 80 名]
平成 07 年 04 月	松本短期大学 専攻科福祉専攻 開設 [入学定員 20 名]
08 月	第 2 代園長に片山司（学園理事長職務代理）就任
平成 08 年 04 月	松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 100 名に変更]
平成 09 年 03 月	第 3 代理事長に片山司（松本短大幼稚園園長）就任
平成 10 年 04 月	第 5 代学長に山崎健治（介護福祉学科学科長・教授）就任
平成 16 年 04 月	松本短期大学 幼児教育学科を幼児保育学科へ学科名称変更
	松本短期大学 幼児保育学科 [入学定員 80 名に変更]
平成 17 年 12 月	松本短期大学 看護学科 設置認可（文部科学大臣）
	看護師学校 指定認可（文部科学省高等教育局長）
平成 18 年 04 月	松本短期大学 看護学科 開設 [入学定員 60 名]
	第 6 代学長に村山忍三（介護福祉学科学科長・教授）就任
平成 20 年 04 月	松本短期大学 幼児保育学科 [入学定員 100 名に変更]
	松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 80 名に変更]
	第 7 代学長に山崎健治（本学前学長・教授）就任
平成 23 年 04 月	第 4 代理事長に錢坂久紀（前学園理事長代行）就任
	第 3 代園長に錢坂久紀（前学園理事長代行）就任
平成 24 年 04 月	第 8 代学長に塚田昌滋（元市立岡谷病院院長）就任
平成 26 年 04 月	松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 65 名に変更]
	松本短期大学 看護学科 [入学定員 70 名に変更]
平成 28 年 04 月	第 9 代学長に木内義勝（元松本大学松商短期大学部学部長）就任

## (2) 学校法人の概要

■ 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

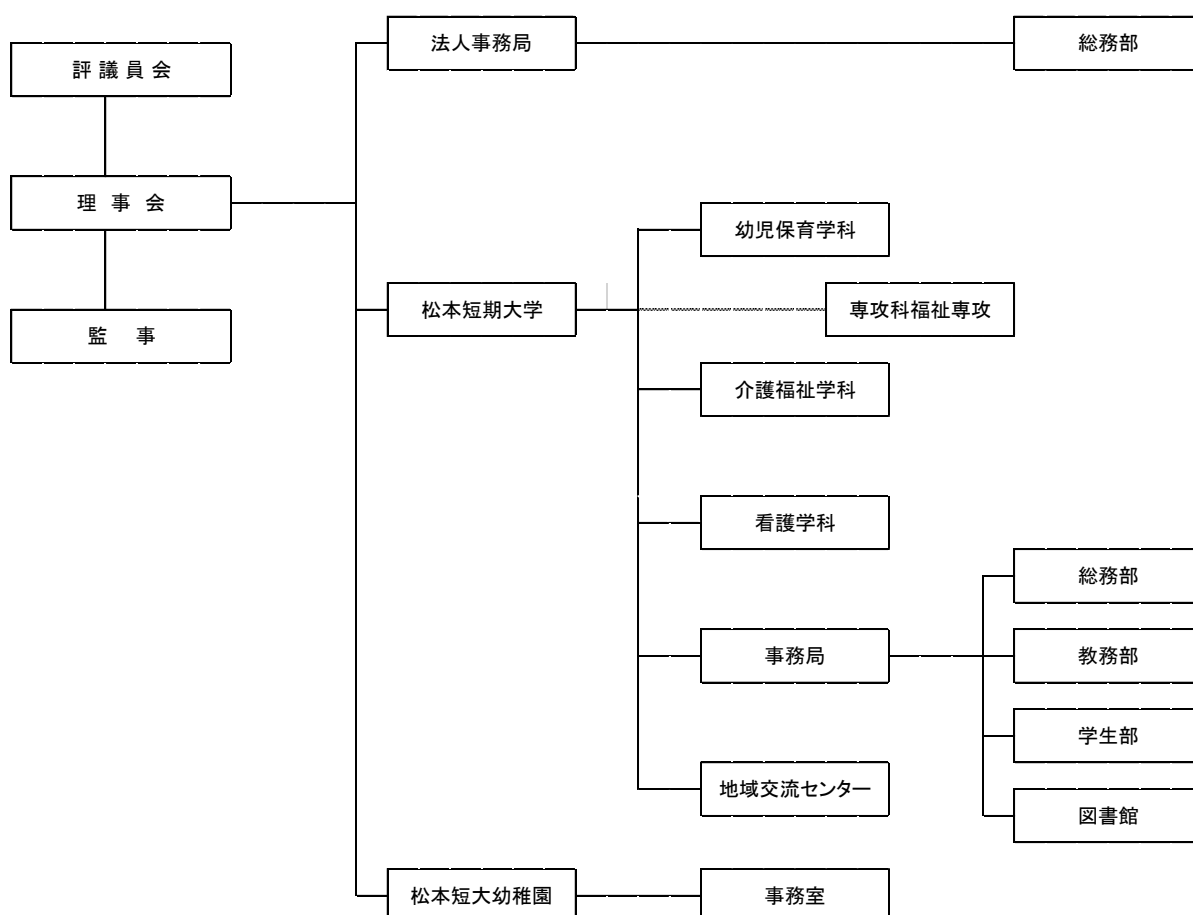
■ 平成 29 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	学科等	入学定員	収容定員	在籍者数
松本短期大学	長野県松本市 笹賀 3118	幼児保育学科	100 人	200 人	197 人
		介護福祉学科	65 人	130 人	76 人
		看護学科	70 人	210 人	206 人
		合計	235 人	540 人	479 人
		専攻科福祉専攻	20 人	20 人	3 人
松本短大幼稚園	長野県松本市寿台 7-4-1		60 人	200 人	79 人

## (3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図

■ 平成 29 年 5 月 1 日現在



**(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ**

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

①総人口

[長野県]

・平成 28 年 10 月 人口 2,086,342 人  
世帯数 823,984 世帯

基準日：10 月 1 日（人）

	S55 年	H2 年	H12 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年
男	1,008,885	1,048,109	1,080,986	1,064,984	1,061,259	1,056,659	1,049,753
女	1,075,049	1,108,518	1,134,182	1,124,193	1,120,931	1,116,833	1,111,120
合計	2,083,934	2,156,627	2,215,168	2,189,177	2,182,190	2,173,492	2,160,873

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年
男	1,046,178	1,042,208	1,037,042	1,030,650	1,025,159	1,019,754	1,015,114
女	1,106,271	1,102,136	1,096,209	1,089,756	1,083,606	1,077,198	1,071,228
合計	2,152,449	2,144,344	2,133,251	2,120,406	2,108,765	2,096,952	2,086,342

・長野市、松本市、上田市、飯田市と 10 万人以上の市が 4 市ある。

長野市 およそ 37.5 万人

松本市 およそ 24.1 万人

上田市 およそ 15.6 万人

飯田市 およそ 10.1 万人

[松本市]

・平成 28 年 10 月 人口 241,102 人  
(内訳 男女別 男 118,253 人/女 122,849 人)

基準日：10 月 1 日（人）

	S55 年	H2 年	H12 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年
男	93,731	98,851	103,534	112,056	111,891	111,839	111,457
女	98,354	101,864	105,436	115,524	115,503	115,349	115,089
合計	192,085	200,715	208,970	227,580	227,394	227,188	227,188

	H22 年(*)	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年
男	119,271	119,473	119,481	119,187	118,660	118,420	118,253
女	123,766	123,966	123,829	124,063	123,776	123,423	122,849
合計	243,037	243,439	243,310	243,250	242,436	241,843	241,102

(\*)平成 22 年の人口の増加は、波田町との合併によるもの。

②18歳人口

[長野県]

基準日：10月1日 (人)

	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
男	11,343	11,003	10,761	10,470	10,591	10,831	10,901	10,590	10,559	10,872
女	10,733	10,746	10,424	10,332	9,999	10,393	10,479	10,007	10,664	10,047
合計	22,076	21,749	21,185	20,802	20,590	21,224	21,380	20,597	20,623	20,919

[松本市]

基準日：10月1日 (人)

	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
男	1,108	1,150	1,191	1,170	1,147	1,244	1,205	1,167	1,206	1,313
女	1,030	1,047	1,016	1,130	1,083	1,122	1,141	1,131	1,137	1,175
合計	2,138	2,197	2,207	2,300	2,230	2,366	2,346	2,298	2,343	2,488

■学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）[出身高校等地域別]

地域	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
<b>長野県</b>	<b>211</b>	<b>93.8</b>	<b>234</b>	<b>94.0</b>	<b>205</b>	<b>97.2</b>	<b>216</b>	<b>95.6</b>	<b>201</b>	<b>95.7</b>
北信	30	13.3	34	13.7	24	11.4	11	4.9	25	11.9
<b>中信</b>	<b>113</b>	<b>50.2</b>	<b>141</b>	<b>56.6</b>	<b>111</b>	<b>52.6</b>	<b>147</b>	<b>65.0</b>	<b>129</b>	<b>61.4</b>
南信	57	25.4	54	21.7	52	24.6	44	19.5	43	20.5
東信	11	4.9	5	2.0	18	8.5	14	6.2	4	1.9
新潟県	1	0.4	4	1.6	1	0.5	2	0.9	2	0.9
山梨県	1	0.4	0	0.0	2	0.9	1	0.4	1	0.5
茨城県	3	1.4	2	0.8	1	0.5	2	0.0	0	0.0
静岡県	1	0.4	1	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
群馬県	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
東京都	1	0.4	1	0.4	0	0.0	0	0.0	1	0.5
岐阜県	0	0.0	1	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	7	3.2	6	2.4	2	0.9	5	2.2	5	2.4
合計	225	100.0	249	100.0	211	100.0	226	100.0	210	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信教育を行う学科の学生を除く。
- 第三者評価を受ける前年度の平成28年度を起点に過去5年間。

■地域社会のニーズ

文化的な面において松本市は三つの「ガク都」、つまり「学都」「楽都」「岳都」として発展していくことを具体的に進める構想を市民に周知し、共通認識として活動していくこと

を市長が公言している。それを受け本学も「学都」を担うものとして、山崎元学長のころより入学式や卒業式での訓示などの機会に学生や教職員に対し意識づけるようになった。

松本市が「学都」と呼ばれるようになった背景は、江戸時代に寺小屋数が多かったこと、旧筑摩県の時代に「教育」を立県の指針としていたこと、さらに大正時代には当時の市年間予算を超える巨費を投じて、高等教育の府である旧制松本高等学校を誘致し、「学び」を近代的な都市づくりの基軸に据えたことなどにある。このように先人たちが残した思いや財産を大切なものとして継承する中で、学びと文化芸術を尊ぶ松本固有の市民気質が育まれてきたと考えられる。この背景のもと、平成 23 年度に松本市が策定した「松本市教育振興基本計画」の基本構想では、学都松本の実現を具体的に進めていくこととなった。その中で取り組みの指針として次の五つを掲げている。①一人ひとりが生涯にわたって人間性をつちかう教育を目指します。②子どもの感性を磨く様々な取り組みを進めます。③不易を貫き、変わらない大切なことを継続します。④地域とともに歩みます。⑤「ある」から「する」へ転換し、「点」から「線」「面」への活動を広げます。これらを踏まえ、本学においては、入学者も 10 代から 40 代後半までの男女が幅広く在籍しており、教育に対する機会を得ることを支援している。そして、体育・音楽・美術などを生かし、学生の感性とともに学習したことが「ケアスペシャリスト」として、ケア対象者（子ども、障がいがある人、高齢者、患者、地域住民等）に間接的にサポートできる基礎能力を養うことに役立っている。

現在、喀痰吸引等講習会や介護福祉士実務者研修を開催するなど、「ある」から「する」、「点」から「線」「面」への活動を目指し、近隣地区で行われている子育て支援活動では、共催という形で子どもや保護者との交流を図っている。また、地域住民のニーズに合わせた交流会や公開講座等を行っていくことで、地域とともに歩める大学を目指している。

#### ■地域社会の産業の状況

松本市は諏訪地域とともに、戦前には繊維産業の集積地として日本経済を支え、戦中には大手機械・電機メーカーが工場疎開をしたことを契機に工業集積が図られ、更に昭和 39 年には内陸唯一の新産業都市に指定され、精密・加工組立型・IT 関連・電機・機械関係の産業集積が進んでいる。また、清冽な水と澄んだ空気や肥沃な土地に育まれてきた伝統的な木工家具や食品関係企業も多く、幅広い分野において特徴ある企業がバランスよく存在する産業構造になっている。

■短期大学所在の市町村全体図



・松本市面積 978.77 km<sup>2</sup> [長野県面積 13,585 km<sup>2</sup>]

短期大学周辺



- ・JR 村井駅から西へ 2.2km (スクールバス約 10 分、徒歩 25 分)
- ・長野自動車道 塩尻北インターから車で 5 分
- ・信州まつもと空港から車で 5 分

**(5) 課題等に対する向上・充実の状況**

①前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
<p>建学の精神が明文化されたのが、平成 18 年と年月が浅いので、これをより一層、内外へ周知徹底することが望まれる。</p>	<p>建学の精神及び教育理念、教育目標を「学生募集要項」や入学時に配布される冊子「教育課程・学生生活ガイド」に記載し、これらをホームページにも掲載した。また、建学の精神の概説を見直すことで、学外の方にもわかりやすく説明できるようにした。</p> <p>この他に入学式において理事長や学長が建学の精神について触れるようにしている。</p> <p>また、学生や教職員が常に目にするができるよう学生昇降口に掲げ、大教室にも掲示している。</p>	<p>「学生募集要項」に記載したことで、入学前に本学の建学の精神を目にしてもらうことができるようになった。</p> <p>また、使用頻度が高い教室や学生昇降口、応接室などに掲げたことで、学生や教職員だけではなく、来校者の方々にも本学の建学の精神や教育理念を表明できるようになった。</p>
<p>学生数に比してパソコンの台数が少なく、機種も古いので情報関連の整備が望まれる。</p>	<p>マルチメディア教室のパソコン入れ替えによって機種を新しくした。</p> <p>台数の問題に関しては、授業での使用頻度が少なく、学生の自習室になることが多い教室に LAN の整備を行った。また、平成 27 年度には Wi-Fi 設備を学内に設ける対策を行った。</p>	<p>機種が新しくなったことで、学生の使用頻度も多くなったように感じられる。また、ICT 活用教育支援ソフトウェア「SKYMENU」を導入したことで、授業中の学生理解度把握システムの構築が目指せるようになった。</p>
<p>短期大学の発展・充実方策等について議論をするため、理事会の開催回数を増やすことも検討されたい。</p>	<p>理事長は理事会を短期大学の発展のための重要な役割を担う組織であることを十分に理解しており、学園の発展に必要な情報を収集するため、理事会において学外から講師を招き、情報を得る機会を設けている。また、学内の情報をより詳しく得るため、各学科長や議案に関連する教職員に対して理事会出席を求めるなど、理事長のリーダーシップの下、理事会の開催回数が大幅に増加した。</p>	<p>学園の発展のため学内外の情報を収集することで、学内環境の向上・充実に向けた方策がより多く議論されるようになり、中庭整備、駐車場整備や運動場設備の充実などといった学生からの要望も反映させた施設計画を実行することができた。また、教授会での決定事項がより早く実行に移すことができるようになった。</p>

②上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
授業形態の見直し。「看護援助技術方法論」を演習科目とする。	カリキュラム変更を行い、演習科目とした。(新カリキュラムでの名称は看護技術方法論)	演習授業の一部は、クラスを2つに分けるなど授業改善も行うことで学習成果の獲得を支援している。
卒業生に対するアンケート調査において、不満・要望を真摯に受け止め、改善可能なものについては対処することが望まれる。	<p>改善可能なものについては対応を行うようにした。(卒業生に対するアンケート結果だけでなく、在学生に対するアンケート結果による要望も含む)</p> <p>[以下、対応例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22・25 年度には夕方のスクールバスの増便を行い、平成 26 年度には朝の時間帯に増便を行った。</li> <li>・平成 23 年度・平成 28 年度には学内放置自転車の撤去、平成 26 年度は中庭整備を行ってベンチを設置するなどし、平成 28 年度は駐車場整備・グラウンド整備を行い、学生の生活環境向上を図った。</li> <li>・平成 27 年度・平成 28 年度には、今まではポータブルのプロジェクターを使用していた教室に、備え付けのプロジェクターを設置した。</li> <li>・図書館の開館時間の延長をおこなった。</li> </ul>	特に中庭の整備に関しては、学生から喜ばれ、気候が良い時期になると多くの学生が中庭で昼食をとり、学生の生活環境の向上にもつながった。
建学の精神を内外に広く浸透させる必要がある。受験者には大学案内等に建学の精神を明示し、大学の設立の意義などを理解した上で受験できるようにする必要がある。	ホームページへの掲載ほか、学生募集要項にも記載した。	受験希望の方に、入学試験面接時、建学の精神が話題となるなど建学の精神を目にした上で受験してもらえるようになった。

<p>年々、研究日の確保が難しくな ってきているのが実情である。特 に実習を伴う学科にその傾向が強 い。せめて週 1 日の研究日が自由 にとれるようにすることが望まれ る。</p>	<p>学科により異なるが、全教員が 週 1 日以上の研究日を確保でき るようになった学科もある。実習を 多く伴う学科の教員、担当授業コ マ数が多い教員、学内業務が多い 教員については、可能な限り調整 を図る。</p>	<p>週 1 日の研究日が自由にとれて いない教員は、学生が夏季休業な どのときにまとめて研究日を確保 するよう努めている。</p>
--	--	--

- ③過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。  
該当なし。

**(6) 学生データ** (学校基本調査のデータを準用)

①入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

■学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける平成 29 年度を含む過去 5 年間のデータを示す。

平成 25 年度から平成 29 年度の設置学科等について

学科等の名称	事項	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	備考
幼児保育学科	入学定員	100	100	100	100	100	
	入学者数	99	100	102	100	98	
	入学定員充足率(%)	99	100	102	100	98	
	収容定員	200	200	200	200	200	
	在籍者数	198	201	196	204	197	
	収容定員充足率(%)	99	100	98	102	98	
介護福祉学科	入学定員	80	65	65	65	65	26 年度 定員変更
	入学者数	81	45	45	37	39	
	入学定員充足率(%)	101	69	69	56	60	
	収容定員	160	145	130	130	130	
	在籍者数	138	125	87	83	76	
	収容定員充足率(%)	86	86	66	63	58	
看護学科	入学定員	60	70	70	70	70	26 年度 定員変更
	入学者数	62	59	73	62	72	
	入学定員充足率(%)	103	84	104	88	102	
	収容定員	180	190	200	210	210	
	在籍者数	208	212	212	210	206	
	収容定員充足率(%)	115	111	106	100	98	
専攻科 福祉専攻	入学定員	20	20	20	20	20	
	入学者数	7	7	6	11	3	
	入学定員充足率(%)	35	35	30	55	15	
	収容定員	20	20	20	20	20	
	在籍者数	7	7	6	11	3	
	収容定員充足率(%)	35	35	30	55	15	

[注]

□「学科等の名称」欄には 5 年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。

□5 年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の( )に旧名称を記載する。

□通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。

□新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。

□「入学定員充足率 (%)」欄及び「収容定員充足率 (%)」欄は、小数点以下第 1 位を切り

捨てて記載する。

※下記②～⑥について、学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける前年度の平成 28 年度を起点とした過去 5 年間のデータを示す。

②卒業生数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
幼児保育学科	81	93	99	92	97
介護福祉学科	61	52	76	41	45
看護学科	39	40	59	45	52
専攻科福祉専攻	6	7	7	6	10

③退学者数（年度内の学長承認件数）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
幼児保育学科	8	5	8	0	7
介護福祉学科	6	6	7	0	1
看護学科	15	14	15	21	25
専攻科福祉専攻	1	0	0	0	1

④休学者数（年度内の学長承認件数）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
幼児保育学科	10	2	2	7	3
介護福祉学科	8	3	2	2	1
看護学科	44	41	36	25	30
専攻科福祉専攻	0	0	0	0	0

⑤就職者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
幼児保育学科	64	79	87	79	88
介護福祉学科	58	39	65	36	39
看護学科	39	38	57	41	52
専攻科福祉専攻	6	7	7	6	10

⑥進学者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
幼児保育学科	9	7	6	10	6
介護福祉学科	1	1	7	4	4
看護学科	0	0	2	0	0
専攻科福祉専攻	0	0	0	0	0

**(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要**

※大学の設置等に係る提出書類の「基本計画書」（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）内の量的数値及び質的な事項について記述する。

※①～⑦まで、すべて第三者評価を受ける年度の平成 29 年 5 月 1 日現在

①教員組織の概要（人）

学科名等	専任教員数					設置基準で定める教員数 [イ]	全体の入学定員に応じて定める専任教員数 [ロ]	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
幼児保育学科	3	*1 2	2	3	10	8		3	0		教育学・保育学
介護福祉学科	*2 4	2	3	0	9	7		3	0	51	社会学・社会福祉学
看護学科	7	0	1	7	15	10		3	1		保健衛生学 (看護学)
(小計)	14	4	6	10	34	25		9	1		
[その他の組織等]											
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数[ロ]							4	2			
(合計)	14	4	6	10	34	29		11	1		

\*1 産休取得者含む

\*2 学長含む

[注]

- 上表の「設置基準で定める教員数[イ]」には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第 9 条第 2 項に定める教員数を含む）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第 9 条第 1 項別表第 1 に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
- 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数[ロ]」②には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数記入する。
- 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイの備考 1 に定める教授数（通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第 9 条第 1 項別表第 1 備考 2 に定める教授数）を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、[ロ]の専任教員数に対する教授数を④に記入する。

4. 上表の[その他の組織等]には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等）数を記入するとともに、[その他の組織等]欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。
5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
6. 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」を必ず記載する。

②教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	11	0	11
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1	0	1
その他の職員	0	0	0
合計	12	0	12

[注]

- 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。
- 契約職員、派遣社員等は「兼任」に分類する。

③校地等（㎡）

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する 他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準 面積 (㎡)	在籍学生 一人当 たりの面積 (㎡)	備考 (共用の状況等)	
校 地 等	校舎敷地	5,300	0	0	5,300	5,400	[イ]18.2	体育館含む
	運動場用地	3,466	0	0	3,466			
	小計	8,766	0	0	[ロ]8,766			
	その他	14,511	0	0	14,511			
	合計	23,277	0	0	23,277			

[注]

- 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積
- [イ]在籍学生一人当たりの面積＝[ロ]÷当該短期大学の在籍学生数（他の学校等と共有している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数）

④校舎（㎡） 延面積

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の 学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	備考 (共有の状況等)
校舎	10,117	0	0	10,117	6,650	体育館含む

[注]

□基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積

⑤教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
15	20	8	1	0

⑥専任教員研究室（室）

専任教員研究室
34

⑦図書・設備

学科・専攻課程	図書 (うち外国書) (冊)	学術雑誌（うち外国書） (種)		視聴覚 資料 (点)	機械・ 器具 (点)	標本 (点)
			電子ジャーナル (うち外国書)			
幼児保育学科	26,253 (1,430)	22 (0)	0 (0)	476	1,170	0
介護福祉学科	10,495 (1,156)	26 (0)	0 (0)	567	238	2
看護学科	5,326 (66)	47 (0)	4 (4)	451	2,950	49
一般（全学科）	2,918 (3)	2 (0)	0 (0)	34		

図書館	面積（㎡）	観覧席数	収納可能冊数
	590	110席	およそ60,000冊
体育館	面積（㎡）	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	812	フットサル場	テニスコート1面

**(8) 短期大学の情報の公表について**

■平成29年5月1日現在

①教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	ホームページTOP>情報公開 ( <a href="http://www.matsutan.jp/college/report">http://www.matsutan.jp/college/report</a> )>1. 教育研究上の基礎的な情報> <u>1. 学科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的</u>

2	教育研究上の基本組織に関すること	ホームページ TOP>情報公開 ( <a href="http://www.matsutan.jp/college/report">http://www.matsutan.jp/college/report</a> )>1. 教育研究上の基礎的な情報> <b>2. 専任教員数</b> 2. 修学上の情報等> <b>1. 教員組織</b> など
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	ホームページ TOP>情報公開 ( <a href="http://www.matsutan.jp/college/report">http://www.matsutan.jp/college/report</a> )>2. 修学上の情報等> <b>1. 教員組織、各教員が有する学位及び業績</b>
4	入学者に関する受入方針及び入学者数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職者数その他進学就職等の状況に関すること	ホームページ TOP>情報公開 ( <a href="http://www.matsutan.jp/college/report">http://www.matsutan.jp/college/report</a> )>2. 修学上の情報等> <b>2. 入学者に関する受入方針、入学者数・収容定員・在学者数、卒業(修了)者数・進学者数・就職者数</b>
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	ホームページ TOP>情報公開 ( <a href="http://www.matsutan.jp/college/report">http://www.matsutan.jp/college/report</a> )>2. 修学上の情報等>3. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画(シラバス)> <b>幼児保育学科、介護福祉学科・専攻科、看護学科</b>
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	ホームページ TOP>情報公開 ( <a href="http://www.matsutan.jp/college/report">http://www.matsutan.jp/college/report</a> )>2. 修学上の情報等> <b>4. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準</b>
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	ホームページ TOP>情報公開 ( <a href="http://www.matsutan.jp/college/report">http://www.matsutan.jp/college/report</a> )>1. 教育研究上の基礎的な情報> <b>3. 校地・校舎等の施設その他の学生の教育環境</b>
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	ホームページ TOP>情報公開 ( <a href="http://www.matsutan.jp/college/report">http://www.matsutan.jp/college/report</a> )>1. 教育研究上の基礎的な情報> <b>4. 授業料、入学料その他大学が徴収する費用</b>
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	ホームページ TOP>情報公開 ( <a href="http://www.matsutan.jp/college/report">http://www.matsutan.jp/college/report</a> )>2. 修学上の情報等> <b>5. 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援</b>

②学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び	ホームページ TOP>情報公開

監査報告書	(http://www.matsutan.jp/college/report) > 3. 財務情報 > <u>前年度の財産目録</u> 、 <u>前年度の貸借対照表</u> 、 <u>前年度の収支計算書</u> 、 <u>前年度の事業報告書</u> 、 <u>前年度の監事の監査報告書</u>
-------	--

[注]

□上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載する。

松本短期大学 ホームページ <http://www.matsutan.jp>

## (9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

### ■学習成果をどのように規定しているか

本学は、「自立した専門職業人(ケアスペシャリスト)の育成を行い、ひいては地域の人々に貢献する」という建学の精神の下、「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」「地域の保健医療福祉及び教育に貢献できるケアスペシャリスト」の育成に努めることを教育理念としている。

これを受け、機関レベルの学習成果としては、以下の3つを定めている。

- ①ケアスペシャリストとしての人間性と倫理観の育成
- ②ケアスペシャリストに必要な専門知識・技術・思考能力の育成
- ③地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに応える実践能力の育成

また、各学科では基本方針（三つのポリシー〈学位授与の方針・教育課程の編成方針・入学者の受け入れ方針〉）を定めており、本学において教育課程レベルの学習成果とは、各学科・専攻の「学位授与の方針（修了認定の方針）」に示された能力と位置づけ、各教育課程を通してこれらの能力を習得することが学習上の目標と考えている。

各学科の学習成果は以下のとおりである。

#### 幼児保育学科

- ①基本的教養を身につけ、誠意と思いやりのある豊かな人間性をもち、保育及び幼児教育のケアスペシャリストとしての倫理観を備えている。
- ②保育及び幼児教育に関する基本的知識と技術を幅広く習得している。
- ③反省的・創造的に保育及び幼児教育活動に取り組むための基盤となる子どもの理解力、保育実践力を身につけている。
- ④子どもの成長と発達について理解し、子どもの視点に立ってその最善の利益を保證できるよう思考力と実践力を身につけている。
- ⑤子どもの感性を高める豊かな創造力と想像力を備えている。
- ⑥社会福祉全般に関する知識を持ち、子どもの最善の利益を軸とした分析力と判断力を身につけている。
- ⑦保護者支援に関わる原理・原則の理解及び地域・関連機関との連携を可能とする実践力を身につけている。
- ⑧自立した個人として、また保育及び幼児教育のケアスペシャリストとして主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる力を備えている。

#### 介護福祉学科

- ①温かいところと豊かな感性を備え、人への深い関心をもち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができる。
- ②介護を必要とする人の自立支援と、その人らしい生活を支えることのできる専門的知識と技術を修得する。
- ③根拠に基づいた介護過程の展開ができ、質の高い利用者本位のサービスを考えることができる。
- ④常に問題意識をもち、介護実践の質的な向上や介護をめぐる課題について探求し、より良い介護を追求できる。
- ⑤介護実習や地域交流等で、多職種との連携・協働や地域に貢献する必要性を理解できる。

#### 看護学科

- ①人のからだのしくみと健康を理解し、一人の人間を統合的に理解できる。
- ②看護対象者の健康レベル、発達段階レベルを含め、多様な背景を考慮して、幅広い視野からヘルスニーズを把握できる。
- ③看護学を科学としてとらえ、論理性をもって判断し創造する力を身につける。
- ④あらゆる健康レベルおよび発達段階にある看護対象者に応じた質の高い看護を実践するための基礎的能力を身につける。
- ⑤人の生命や生きる営みを支えるために、人々への人間的関心を深め、豊かな人間性を築くことができる能力を身につける。
- ⑥人々の価値の多様性を認め、人間の尊厳・権利を尊重し、自己を客観視できる。
- ⑦地域社会における保健医療福祉の分野で看護が担うべき役割を認識し、ケアマネジメントできる能力を身につけ、多職種と協働できる基礎的能力がある。

#### ■どのように学習成果の向上・充実を図っているか

全学科共通で、学科会、各委員会、事務局等で学習成果の向上・充実策を恒常的に点検し、本学では、以下のようなPDCAサイクルで学習成果の向上と充実を図ろうとしている。

#### Plan

- ・学習成果を周知する（各学科・専攻、教育課程委員会）
- ・シラバス、教育課程・学生生活ガイドを作成する（教育課程委員会、各教員、各委員会）
- ・授業評価アンケートを計画（FD委員会）
- ・学生支援満足度に関する調査の計画（学生支援委員会）
- ・卒業生へのアンケートの計画（学生支援委員会）
- ・卒業生が就職した就職先へのアンケートの計画（学生支援委員会）
- ・成績不振者に対するサポート（各学科・教育課程委員会）
- ・入学前教育（入試委員会）

#### Do

- ・オリエンテーションで学習成果について説明する（教育課程委員会）
- ・授業及び試験を実施する（各教員）
- ・授業評価アンケートを実施（FD委員会）
- ・学生支援満足度に関する調査の実施（学生支援委員会）

- ・卒業生へのアンケートの実施（学生支援委員会）
- ・就職先へのアンケートの実施（学生支援委員会）
- ・成績不振者の把握（各学科・教育課程委員会）

#### Check

- ・単位認定状況の結果、実習評価などを基に学生の学習成果を確認する（各教員、教育課程委員会、FD委員会）
- ・授業評価アンケートを集計しFD活動につなげる（FD委員会）
- ・学生支援満足度に関する調査を集計し公表（学生支援委員会）
- ・卒業生へのアンケートを集計し公表（学生支援委員会）
- ・就職先へのアンケートを集計し公表（学生支援委員会）
- ・GPAの活用（教育課程委員会）

#### Action

- ・授業評価アンケート結果などを用い、学習成果の獲得状況を把握し改善計画を考える（各学科、教育課程委員会、FD委員会、各教員）
- ・学生、卒業生、就職先へのアンケート結果などを用い、学習成果の獲得状況を把握し改善計画を考える（各学科、学生支援委員会、事務局）
- ・カリキュラム・マップの利用方法を検討する

#### [実習について]

本学は、全学科・専攻、全学年において学外実習が行われるため、学外実習を通して獲得することができる学習成果の向上・充実は特に課題となっている。

幼児保育学科では、学外実習前の事前学習に力を入れ実習指導を行うことで、獲得することができる学習成果の向上を図っている。

介護福祉学科においては、チューター教員や実習担当教員という枠組みにとらわれず、全教員が全学生を指導できる体制をとることで、学習成果の向上につなげている。

看護学科においては、学外（臨地）実習について非常勤実習助手を専任教員に配置し、校内での学外実習に関係する演習科目にも参加することで、個々の学生における学習成果の到達レベルを把握し、専任教員と連携して学習成果の向上・充実を図っている。

#### **(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム（平成28年度）**

##### ■ オフキャンパス（実施していれば記述する）

本学において実施していない。

##### ■ 遠隔教育（実施していれば記述する）

本学において実施していない。

##### ■ 通信教育（実施していれば記述する）

本学において実施していない。

##### ■ その他の教育プログラム（実施していれば記述する）

昨年度に引き続き、喀痰吸引等研修講座、介護福祉士実務者研修を開講している。

**(11) 公的資金の適正管理の状況（平成 28 年度）**

■ 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

[公的資金の適正管理の方針]

「松本短期大学 公的研究費運営管理規程」『備付資料(062-42)』「松本短期大学 研究活動の不正行為に関する取扱規程」『備付資料(062-41)』「松本短期大学における研究活動に関する行動規範」『学校法人松本学園 会計規則』『備付資料(062-27)』「学校法人松本学園 物品管理規程」『備付資料(062-29)』「学校法人松本学園 出張旅費及び手当支給規程」『備付資料(062-22)』などを整備し、学校の責任のもと適正な管理を行う。

[公的資金の適正管理の実施状況]

『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』に基づく体制整備等の基本方針』に基づいた「松本短期大学 公的研究費運営管理規程」『備付資料(062-42)』「松本短期大学 研究活動の不正行為に関する取扱規程」『備付資料(062-41)』「松本短期大学における研究活動に関する行動規範」を各教員に配布し、研究費の適正管理に努めている。

**(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成 26 年度～平成 28 年度）**

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示出席者数	
理事会	6人 ～ 8人	8人	平成 26 年 5 月 23 日 10:00～10:50/12:00～12:30	8人	100.0%	0人	2/2
		8人	平成 27 年 3 月 9 日 10:30～12:00	6人	75.0%	1人	2/2
		8人	平成 27 年 5 月 21 日 10:00～10:50/12:00～12:30	8人	100%	0人	2/2
		8人	平成 27 年 8 月 21 日 10:00～11:00	7人	87.5%	1人	1/2
		8人	平成 27 年 12 月 22 日 10:00～11:00	7人	87.5%	0人	2/2
		8人	平成 28 年 3 月 2 日 10:30～12:00	6人	75.0%	2人	2/2
		8人	平成 28 年 5 月 20 日 10:00～10:45/11:45～12:20	7人	87.5%	1人	2/2

	8人	平成28年8月23日 14:40~15:40	6人	75.0%	2人	2/2
	8人	平成28年10月11日 10:00~12:00	7人	87.5%	1人	2/2
	8人	平成28年12月20日 13:00~15:00	7人	87.5%	1人	2/2
	8人	平成29年2月20日 13:00~15:00	5人	62.5%	3人	2/2

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事出席状況
	定員	現員 (a)		出席評議員数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示出席者数	
評議員会	13人 ~ 17人	17人	平成26年5月23日 11:00~11:50	14人	82.4%	2人	2/2
		17人	平成27年3月9日 9:30~10:30	13人	76.5%	3人	2/2
		17人	平成27年5月21日 11:00~11:50	14人	82.4%	2人	2/2
		17人	平成27年8月21日 11:00~12:00	13人	76.5%	3人	1/2
		17人	平成27年12月22日 11:00~12:00	13人	76.5%	2人	2/2
		17人	平成28年3月2日 9:30~10:30	13人	76.5%	4人	2/2
		17人	平成28年5月20日 10:45~11:45	12人	70.6%	4人	2/2
		17人	平成28年8月23日 13:30~14:30	11人	64.7%	4人	2/2
		17人	平成28年10月11日 13:00~15:00	12人	70.6%	4人	1/2
		17人	平成28年12月20日 10:00~12:00	9人	52.9%	6人	2/2

		17 人	平成 29 年 2 月 20 日 10:00~12:00	11 人	64.7%	5 人	2/2
--	--	------	---------------------------------	------	-------	-----	-----

[注]

- 平成 26 年度から平成 28 年度までに開催したすべての理事会及び評議員会について、理事会・評議員会ごとに記入する。（評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。）
- 「定員」及び「現員（a）」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
- 「意思表示出席数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等の規定がされている場合、その人数を外数で記入する。
- 「実出席率（b/a）」欄には、百分率で小数点以下第 1 位まで記入する（小数点以下第 2 位を四捨五入）。
- 「監事の出席状況」欄には、「／」の右側に監事数（現員）を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

### (13) その他

- 上記以外に、評価員が理解を深めるのに役立つ情報があれば記述する。  
特になし。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

### ■自己点検・評価委員会（担当者、構成員）（平成 28 年度）

[自己点検・評価委員会]

	氏名	所属	役職等
委員長	木内 義勝	学長	学長・教授・人事委員会委員長
構成員	渡辺 千枝子	看護学科	ALO・教授・評価委員会委員長
	渡辺 渉	法人事務局	法人事務局長・SD 委員会委員長
	内藤 美智子	幼児保育学科	学科長・教授
	木村 久枝	介護福祉学科	学科長・教授・研究倫理委員会委員長
	杉浦 恵子	看護学科	学科長・教授
	玉井 和宏	事務局	事務長
	岩田 滝彦	事務局	学生部長・学生支援委員会副委員長
	百瀬 ちどり	看護学科	教授・FD 委員会委員長・図書館長
	小澤 絹恵	看護学科	教授・教育課程委員会委員長
	横山 芳子	看護学科	教授・入試委員会委員長
	山下 恵子	看護学科	教授・総合情報委員会委員長
	釜土 禮子	介護福祉学科	教授・地域交流委員会委員長
	丸山 順子	介護福祉学科	教授・学生支援委員会委員長
合津 千香	介護福祉学科	教授・入試委員会副委員長	

	生田 恵津子	幼児保育学科	教授・学生支援委員会副委員長
	山田 真治	幼児保育学科	教授・紀要委員会委員長
	齋藤 信	幼児保育学科	教授・学則検討委員会委員長

主な役割：自己点検・評価報告書の検討および課題の改善方法検討

[評価委員会]

	氏名	所属	役職等
委員長	渡辺 千枝子	看護学科	ALO・教授
構成員	石毛 久美子	幼児保育学科	准教授・学則検討委員会
	赤沢 昌子	介護福祉学科	准教授・評価委員会副委員長・FD委員会・SD委員会
	山本 浩子	看護学科	助教・入試委員会

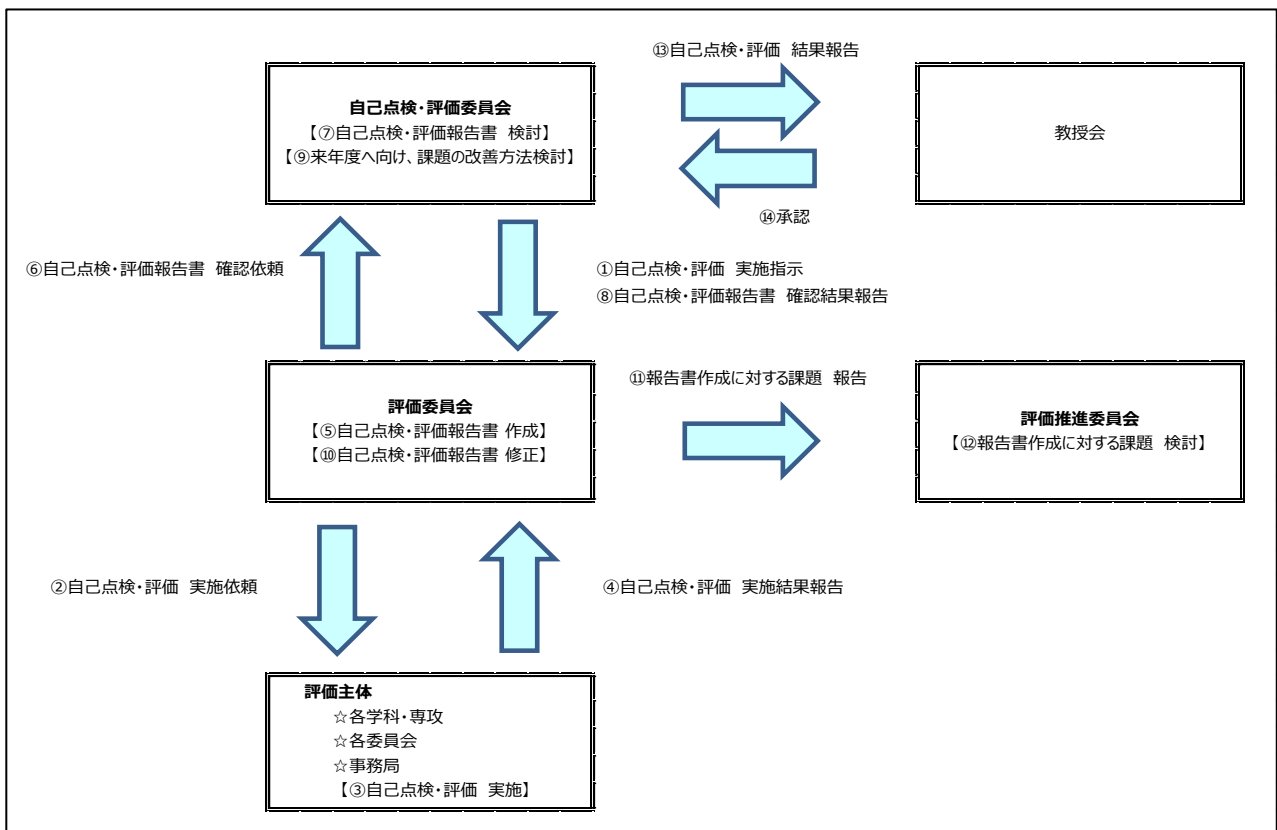
主な役割：自己点検・評価報告書の作成

[評価推進委員会（臨時特別委員会）]

	氏名	所属	役職等
委員長	渡辺 千枝子	看護学科	ALO・教授・評価委員会委員長
構成員	内藤 美智子	幼児保育学科	学科長・教授
	木村 久枝	介護福祉学科	学科長・教授・研究倫理委員会委員長
	杉浦 恵子	看護学科	学科長・教授
	百瀬 ちどり	看護学科	教授・FD委員会委員長・図書館長

主な役割：自己点検・評価報告書の作成に対する課題の検討

■松本短期大学 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



「自己点検・評価委員会」が主体となり自己点検・評価を行う。

「評価委員会」は、各評価主体（学科・専攻、委員会、事務局等）からの自己点検・評価結果の報告や課題を取りまとめ自己点検・評価報告書を作成する。これを「自己点検・評価委員会」で検討を行った上で、学長が最終的な評価を行い理事会へ報告する。

■組織が機能していることの記述

理事長と学長の発案により、今年度は理事会及び評議員会において、ALO が第三者評価の意義や取り組んでいる評価について説明を行い、建学の精神から学習成果に至るまでの認識を共有する機会を作った。

毎年「自己点検・評価報告書」を作成することにより、学科・専攻、委員会、事務局各部署は活動内容の問題点等を認識することとなる。これが次年度以降の活動方針を検討する材料となっているので、自己点検・評価組織が機能していると考えている。

また、今年度はFD委員会主催による第三者評価に関する勉強会を評価委員会が協力し行った。その結果、評価基準を意識し、各評価主体でPDCAサイクルを用いて学生の学習成果獲得に向け、自己点検・評価が行われるようになったことから組織が機能していると考えられる。

学内委員会の一つである「評価委員会」が自己点検・評価全般を担っていた頃と比べ、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」が自己点検・評価活動の中心的役割を担うことで、さらに全学的な取り組みへとつながった。

■自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成28年度を中心に）

年月日	活動内容
平成28年1月～6月	[評価委員会] 「平成27年度 自己点検・評価報告書（案）」作成 [自己点検・評価委員会] 「平成27年度 自己点検・評価報告書（案）」検討および修正
平成28年8月25日	理事長・学長・ALOが平成第三者評価ALO対象説明会に参加
平成28年10月	「平成27年度 自己点検・評価報告書」公表
平成28年9月 ～平成29年3月	[各学科・委員会等] 平成28年度における自己点検・評価をそれぞれ行う

<p>平成 28 年 9 月 ～平成 29 年 5 月</p>	<p>[各学科・委員会等] 自己点検・評価の内容を評価委員会に報告 [評価委員会] 「平成 28 年度 自己点検・評価報告書（案）」作成</p>
<p>平成 29 年 2 月～3 月</p>	<p>[評価委員会] 提出資料について完成部分を各関係者に確認 「平成 28 年度 自己点検・評価報告書（案）」基準Ⅲ及び基準Ⅳの完成部分を各関係者に配布➡検討➡修正</p>
<p>平成 29 年 3 月～4 月</p>	<p>[評価委員会] 「平成 28 年度 自己点検・評価報告書（案）」基準Ⅰ及び基準Ⅱを各関係者に配布 ➡検討➡修正</p>
<p>平成 29 年 5 月</p>	<p>[評価委員会] 「平成 28 年度 自己点検・評価報告書（案）」基礎資料を確認 提出資料完成</p>
<p>平成 29 年 6 月 21 日</p>	<p>[自己点検・評価委員会][評価委員会] 「平成 28 年度 自己点検・評価報告書（案）」を最終確認</p>
<p>平成 29 年 6 月 23 日</p>	<p>「平成 28 年度 自己点検・評価報告書」 完成</p>

## 3. 提出資料・備付資料一覧

## 提出資料一覧

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
<b>基準 I : 建学の精神と教育の効果</b>	
<b>A 建学の精神</b>	
建学の精神・教育理念についての印刷物	3. 教育課程・学生生活ガイド〔平成 28 年度〕 p1, p3 8. 学生募集要項〔平成 29 年度〕 p1 19. 建学の精神 ウェブサイト掲載〔情報公開〕 松本短期大学⇒情報公開⇒概要 松本短期大学<建学の精神> [http://www.matsutan.jp/img/college/report/2016/0-1-01.pdf] 20. 教育理念 ウェブサイト掲載〔情報公開〕 松本短期大学⇒情報公開⇒概要 松本短期大学<教育の理念> [http://www.matsutan.jp/img/college/report/2016/0-1-02.pdf] 25. 小冊子「松本短期大学」 p3, p5
<b>B 教育の効果</b>	
学則 ■学則のみを印刷したもの	2. 学則
教育目的・目標についての印刷物	3. 教育課程・学生生活ガイド〔平成 28 年度〕 p3 8. 学生募集要項〔平成 29 年度〕 p1 21. 教育目標 ウェブサイト掲載〔情報公開〕 松本短期大学⇒情報公開⇒概要 松本短期大学<教育目標> [http://www.matsutan.jp/img/college/report/2016/0-1-03.pdf] 25. 小冊子「松本短期大学」 p6
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	[機関レベル/教育課程レベル] 3. 教育課程・学生生活ガイド〔平成 28 年度〕 機関レベル〔教育目標〕 p3 教育課程レベル〔ディプロマ・ポリシー〕 ・幼児保育学科 p39, p40 ・介護福祉学科 p70 ・看護学科 p84 [科目レベル] 4. シラバス〔平成 28 年度〕 ・幼児保育学科 ・介護福祉学科 ・看護学科 25. 小冊子「松本短期大学」 p14
<b>C 自己点検・評価</b>	
自己点検・評価を実施するための規程	9. 松本短期大学 自己点検・評価に関する規程

基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学位授与の方針に関する印刷物	<p>3. 教育課程・学生生活が`ト`〔平成 28 年度〕  <i>ディプロマ・ポリシー</i></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児保育学科 p39, p40</li> <li>・ 介護福祉学科 p70</li> <li>・ 看護学科 p84</li> </ul> <p>22. <i>ディプロマ・ポリシー</i> ウェブサイト掲載〔情報公開〕                      松本短期大学⇒情報公開⇒概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児保育学科&lt;<i>ディプロマ・ポリシー</i>&gt;                      [http://www.matsutan.jp/img/college/report/2016/0-2-03.pdf]</li> <li>・ 介護福祉学科&lt;<i>ディプロマ・ポリシー</i>&gt;                      [http://www.matsutan.jp/img/college/report/2016/0-3-03.pdf]</li> <li>・ 看護学科&lt;<i>ディプロマ・ポリシー</i>&gt;                      [http://www.matsutan.jp/img/college/report/2016/0-4-03.pdf]</li> </ul> <p>25. 小冊子「松本短期大学」  <i>ディプロマ・ポリシー</i></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児保育学科 p7</li> <li>・ 介護福祉学科 p9</li> <li>・ 看護学科 p10</li> </ul>
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	<p>3. 教育課程・学生生活が`ト`〔平成 28 年度〕  <i>カリキュラム・ポリシー</i></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児保育学科 p42</li> <li>・ 介護福祉学科 p70, p71</li> <li>・ 看護学科 p85</li> </ul> <p>23. <i>カリキュラム・ポリシー</i> ウェブサイト掲載〔情報公開〕                      松本短期大学⇒情報公開⇒概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児保育学科&lt;<i>カリキュラム・ポリシー</i>&gt;                      [http://www.matsutan.jp/img/college/report/2016/0-2-04.pdf]</li> <li>・ 介護福祉学科&lt;<i>カリキュラム・ポリシー</i>&gt;                      [http://www.matsutan.jp/img/college/report/2016/0-3-04.pdf]</li> <li>・ 看護学科&lt;<i>カリキュラム・ポリシー</i>&gt;                      [http://www.matsutan.jp/img/college/report/2016/0-4-04.pdf]</li> </ul> <p>25. 小冊子「松本短期大学」  <i>カリキュラム・ポリシー</i></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児保育学科 p8</li> <li>・ 介護福祉学科 p9</li> <li>・ 看護学科 p11</li> </ul>
入学者受け入れ方針に関する印刷物	<p>3. 教育課程・学生生活が`ト`〔平成 28 年度〕</p>

	<p>アドミッション・ポリシー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児保育学科 p39</li> <li>・ 介護福祉学科 p69</li> <li>・ 看護学科 p84</li> </ul> <p>8. 学生募集要項[平成 29 年度] p2</p> <p>24. アドミッション・ポリシー ウェブサイト掲載[情報公開]</p> <p>松本短期大学⇒情報公開⇒概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児保育学科&lt;アドミッション・ポリシー&gt;</li> </ul> <p>[<a href="http://www.matsutan.jp/img/college/report/2016/0-2-02.pdf">http://www.matsutan.jp/img/college/report/2016/0-2-02.pdf</a>]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉学科&lt;アドミッション・ポリシー&gt;</li> </ul> <p>[<a href="http://www.matsutan.jp/img/college/report/2016/0-3-02.pdf">http://www.matsutan.jp/img/college/report/2016/0-3-02.pdf</a>]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護学科&lt;アドミッション・ポリシー&gt;</li> </ul> <p>[<a href="http://www.matsutan.jp/img/college/report/2016/0-4-02.pdf">http://www.matsutan.jp/img/college/report/2016/0-4-02.pdf</a>]</p> <p>25. 小冊子「松本短期大学」</p> <p>アドミッション・ポリシー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児保育学科 p7</li> <li>・ 介護福祉学科 p8</li> <li>・ 看護学科 p10</li> </ul>
<p>カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ [平成 28 年度]</li> <li>■ [授業科目名・職位・担当教員名・研究分野・教員配置(専任・兼担・兼任の別)]</li> </ul>	<p>4. シラバス[平成 28 年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児保育学科</li> <li>・ 介護福祉学科</li> <li>・ 看護学科</li> </ul> <p>18. カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧</p>
<p>シラバス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ [平成 28 年度]</li> <li>■ [紙媒体で提出]</li> </ul>	<p>4. シラバス[平成 28 年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児保育学科</li> <li>・ 介護福祉学科/専攻科福祉専攻</li> <li>・ 看護学科</li> </ul>
<b>B 学生支援</b>	
<p>学生便覧等、学習支援のために配布している印刷物</p>	<p>3. 教育課程・学生生活ガイド[平成 28 年度]</p>
<p>短期大学案内・募集要項・入学願書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 平成 28 年度入学者用及び平成 29 年度入学者用の 2 年分</li> </ul>	<p>5. CAMPUS GUIDE2016</p> <p>6. CAMPUS GUIDE2017</p> <p>7. 学生募集要項(入学願書を含む)[平成 28 年度]</p> <p>8. 学生募集要項(入学願書を含む)[平成 29 年度]</p>
<b>基準Ⅲ：教育資源と財的資源</b>	
<b>D 財的資源</b>	
<p>計算書類等の概要(過去 3 年間)</p> <p>「活動区分資金収支計算書(学校法人全体)」[書式 1]</p>	<p>10-1. 活動区分資金収支計算書(学校法人全体)</p> <p>10-2. 事業活動収支計算書の概要</p> <p>10-3. 貸借対照表の概要(学校法人全体)</p>

<p>「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]</p> <p>「貸借対照表の概要(学校法人全体)[書式 3]</p> <p>「財務状況調べ」[書式 4]</p> <p>「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」[書式 5]</p>	<p>10-4. 財務状況調べ</p> <p>10-5. 資金収支計算書・消費収支計算書の概要</p>
<p>資金収支計算書</p> <p>資金収支内訳表</p> <p>貸借対照表</p> <p>■過去 3 年間(平成 26 年度～平成 28 年度)計算書類(決算書)の該当部分</p>	<p>11-1. 資金収支計算書・資金収支内訳表[平成 26 年度]</p> <p>11-3. 貸借対照表[平成 26 年度]</p> <p>12-1. 資金収支計算書・資金収支内訳表[平成 27 年度]</p> <p>12-4. 貸借対照表[平成 27 年度]</p> <p>13-1. 資金収支計算書・資金収支内訳表[平成 28 年度]</p> <p>13-4. 貸借対照表[平成 28 年度]</p>
<p>活動区分資金収支計算書</p> <p>事業活動区分収支計算書</p> <p>事業活動収支内訳表</p> <p>■過去 2 年間(平成 27 年度～平成 28 年度)計算書類(決算書)の該当部分</p>	<p>12-2. 活動区分資金収支計算書[平成 27 年度]</p> <p>12-3. 事業活動区分収支計算書・事業活動収支内訳表[平成 27 年度]</p> <p>13-2. 活動区分資金収支計算書[平成 28 年度]</p> <p>13-3. 事業活動区分収支計算書・事業活動収支内訳表[平成 28 年度]</p>
<p>消費収支計算書</p> <p>消費収支内訳表</p> <p>■平成 26 年度計算書類(決算書)の該当部分</p>	<p>11-2. 消費収支計算書・消費収支内訳表[平成 26 年度]</p>
<p>中・長期の財務計画</p>	<p>14. 第 1 期中期経営計画</p>
<p>事業報告書</p> <p>■過去 1 年間(平成 28 年度)</p>	<p>15. 平成 28 年度 事業報告書</p>
<p>事業計画書／予算書</p> <p>■第三者評価を受ける年度(平成 29 年度)</p>	<p>16. 平成 29 年度 事業計画書</p> <p>17. 平成 29 年度 収支予算書</p>
<p><b>基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス</b></p>	
<p>A 理事長のリーダーシップ</p>	
<p>寄附行為</p>	<p>1. 寄附行為</p>

< 備付資料一覧表 >

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
<b>基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果</b>	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	001 介護福祉学科 20 周年記念誌「翔」 002 看護学科 10 周年記念誌「10th Memorial magazine」
C 自己点検・評価	
過去 3 年間(平成 26 年度～平成 28 年度)に行った自己点検・評価に係る報告書等	003 自己点検・評価報告書[平成 26 年度] 004 自己点検・評価報告書[平成 27 年度] 005 自己点検・評価報告書[平成 28 年度]
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	該当なし
<b>基準Ⅱ：教育課程と学生支援</b>	
A 教育課程	
単位認定の状況表 ■ 第三者評価と受ける前年度の平成 28 年度に卒業した学生が入学から卒業までに履修した科目について	006 単位認定の状況表
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	006 単位認定の状況表 007 就職先へのアンケート(卒業生に対する評価)結果[平成 27 年度] 008 就職先へのアンケート(卒業生に対する評価)結果[平成 28 年度] 009 卒業生へのアンケート結果[平成 27 年度] 010 卒業生へのアンケート結果[平成 28 年度] 011 学位授与数一覧表[平成 26 年度] 012 学位授与数一覧表[平成 27 年度] 013 学位授与数一覧表[平成 28 年度] 014 資格取得者数一覧表[平成 26 年度] 015 資格取得者数一覧表[平成 27 年度] 016 資格取得者数一覧表[平成 28 年度] 017 GPA 一覧表[平成 27 年度] 018 GPA 一覧表[平成 28 年度] 019 実習評価表 020 カリキュラム・マップ 021 学生による授業評価結果「VOICE」[平成 28 年度] 076 入学時と卒業時に学位授与の方針の到達度について 4 段階評価のアンケート 077 学生カルテ 078 振り返りシート

	079 履修カルテ 080 技術経験チェック表 081 ポートフォリオ 083 単位認定経過報告シート 084 コマシラハス
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	022 学生支援の満足度についての調査結果[平成 27 年度] 023 学生支援の満足度についての調査結果[平成 28 年度] 091 保健室機能調査
就職先からの卒業生に対する評価結果	007 就職先へのアンケート(卒業生に対する評価)結果[平成 27 年度] 008 就職先へのアンケート(卒業生に対する評価)結果[平成 28 年度]
卒業生アンケートの調査結果	009 卒業生へのアンケート結果[平成 27 年度] 010 卒業生へのアンケート結果[平成 28 年度]
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物	024 入学者に対する各種案内 025 学内報「松短 news」 082 入試ガイド
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	026 入学前教育各種資料 027 入学予定者に対する各種課題
学生の履修指導(ガイダンス、オリエンテーション)等に関する資料	028 新入生オリエンテーション資料
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式	029 学生カード 077 学生カルテ 078 振り返りシート 079 履修カルテ 081 ポートフォリオ 088 学生と巡回教員とで、学生の自己評価と施設評価を照らし合わせた個人面接 090 個別指導の記録 092 GPA2.0 未満の学生の個別指導
進路一覧表等の実績についての印刷物 ■過去 3 年間(平成 26 年度～平成 28 年度)	030 進路状況一覧表[平成 26 年度] 031 進路状況一覧表[平成 27 年度] 032 進路状況一覧表[平成 28 年度]
GPA 等の成績分布	018 GPA 一覧表[平成 28 年度]
学生による授業評価表及びその評価結果	021 学生による授業評価結果「VOICE」[平成 28 年度]
社会人受入れについての印刷物	033 学生募集要項[平成 29 年度] p16
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
FD 活動の記録	034 FD 活動の記録

	085-01 授業評価報告書 085-02 授業評価報告書（冊子） 086 VOICE に関する認識調査 087 授業参観振り返り書
SD 活動の記録	035 SD 活動の記録
<b>基準Ⅲ：教育資源と財的資源</b>	
<b>A 人的資源</b>	
専任教員の個人調書 ■教員個人調書(平成 29 年 5 月 1 日現在で作成)[書式 1]及び過去 5 年間(平成 24 年度～平成 28 年度)の教育研究業績書[書式 2] ■「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照 [注]学長・副学長の専任教員としての位置づけ：当該短期大学の教育課程に定められた授業を担当し、かつシラバスに掲載されていること	036 専任教員の個人調書及び教育研究業績書
非常勤教員一覧表[書式 3]	037 非常勤教員一覧表
教員の研究活動について公開している印刷物 ■過去 3 年間(平成 26 年度～平成 28 年度)	038 各教員の業績 ウェブサイト掲載[情報公開] 松本短期大学⇒情報公開⇒2. 修学上の情報等⇒1. 教員組織、各教員が有する学位及び業績 [http://www.matsutan.jp/college/report/]
専任教員の年齢構成表 ■第三者評価を受ける年度(平成 29 年 5 月 1 日現在)	039 専任教員の年齢構成表
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 ■過去 3 年間(平成 26 年度～平成 28 年度)	040 外部研究資金の獲得状況一覧表[平成 26 年度～平成 28 年度]
研究紀要・論文集 ■過去 3 年間(平成 26 年度～平成 28 年度)	041 研究紀要 第 24 号[平成 26 年度] 042 研究紀要 第 25 号[平成 27 年度] 043 研究紀要 第 26 号[平成 28 年度]
教員以外の専任職員の一覧表(氏名・職名) ■第三者評価を受ける年度(平成 29 年 5 月 1 日現在)	044 教員以外の専任職員一覧表
<b>B 物的資源</b>	

校地、校舎に関する図面 ■全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途(室名)を示した各階の図面、校舎間の距離、校地間の交通手段等	045 校地・校舎に関する図面
■図書館、学習資源センターの概要 平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV資料数、座席数等	046 図書館の概要 089 図書館に関するアンケート調査
C 技術的資源	
学内 LAN の敷設状況	047 学内 LAN の敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	048 マルチメディア教室配置図
D 財的資源	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	該当なし
財産目録及び計算書類 ■過去3年間(平成26年度～平成28年度)	049 財産目録[平成26年度] 050 財産目録[平成27年度] 051 財産目録[平成28年度] 052 計算書類[平成26年度] 053 計算書類[平成27年度] 054 計算書類[平成28年度]
<b>基準IV：リーダーシップとガバナンス</b>	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書 ■第三者評価を受ける年度(平成29年5月1日現在)	055 理事長の履歴書
学校法人実態調査表(写し) ■過去3年間(平成26年度～平成28年度)	056 学校法人実態調査[平成26年度] 057 学校法人実態調査[平成27年度] 058 学校法人実態調査[平成28年度]
理事会議事録 ■過去3年間(平成26年度～平成28年度)	059 理事会議事録[平成26年度] 060 理事会議事録[平成27年度] 061 理事会議事録[平成28年度]
諸規程集  組織・総務関係 01. 組織規程 02. 事務分掌規程 03. 稟議規程 04. 文書取扱い(授受、保管)規程 05. 公印取扱規程 06. 個人情報保護に関する規程	062 学校法人松本学園規程集  組織・総務関係 062-01 学校法人松本学園 組織規程 062-01 学校法人松本学園 組織規程 062-02 学校法人松本学園 文書取扱規程 062-02 学校法人松本学園 文書取扱規程 062-03 学校法人松本学園 公印規程 062-04 学校法人松本学園 個人情報保護に関する規程

07. 情報公開に関する規程	062-05 松本短期大学 情報公開に関する規程
08. 公益通報に関する規程	062-06 学校法人松本学園 公益通報者保護等に関する規程
09. 情報セキュリティポリシー	062-07 松本短期大学・情報セキュリティポリシー
10. 防災管理規程	062-08 学校法人松本学園 防災管理規程
11. 自己点検・評価に関する規程	062-09 松本短期大学 自己点検・評価に関する規程
12. SDに関する規程	062-10 松本短期大学 SDに関する規程
13. 図書館規程	062-11 松本短期大学 附属図書館管理規程
14. 各種委員会規程	062-12 松本短期大学 委員会規程
人事・給与規程	人事・給与規程
01. 就業規則	062-13 学校法人松本学園 松本短期大学 就業規則
02. 教職員任免規程	062-14 学校法人松本学園 職員任免規程
03. 定年規程	062-15 松本短期大学 停年規程
04. 役員報酬規程	062-16 学校法人松本学園 役員・評議員報酬規程
05. 教職員給与規程	062-17 学校法人松本学園 給与・手当等・退職金支給規程
06. 役員退職金支給規程	062-18 学校法人松本学園 役員退職金支給規程
07. 教職員退職金支給規程	062-17 学校法人松本学園 給与・手当等・退職金支給規程
08. 旅費規程	062-19 学校法人松本学園 出張旅費・手当支給規程
09. 育児・介護休職規程	062-20 学校法人松本学園 育児休業規程
	062-21 学校法人松本学園 介護休業規程
10. 懲罰規程	062-22 松本短期大学 職員懲戒規程
11. 教員選考基準	062-23 松本短期大学 教員選考規程
財務関係	財務関係
01. 会計・経理規程	062-24 学校法人松本学園 会計規程
02. 固定資産管理規程	062-25 学校法人松本学園 固定資産管理規程
03. 物品管理規程	062-26 学校法人松本学園 物品管理規程
04. 資産運用に関する規程	062-27 学校法人松本学園 資金運用規程
05. 監査基準	062-28 学校法人松本学園 監査規程
06. 研究費(研究旅費を含む)等の支給規程	062-29 松本短期大学 教員研究費に関する内規
07. 消耗品及び貯蔵品管理に関する規程	062-26 学校法人松本学園 物品管理規程
教学関係	教学関係
01. 学長候補者選考規程	062-30 松本短期大学 学長及び副学長選任に関する規程
02. 学科長候補者選考規程	062-31 松本短期大学 学科長選考規程
03. 教員選考規程	062-23 松本短期大学 教員選考規程
04. 教授会規程	062-32 松本短期大学 教授会運営規程
05. 入学者選抜規程	062-33 松本短期大学 入学者選抜規程
06. 奨学金給付・貸与規程	該当なし

07. 研究倫理規程 08. ハラスメント防止規程 09. 紀要投稿規程 10. 学位規程 11. 研究活動不正行為取扱規程 12. 公的研究費補助金取扱に関する規程 13. 公的研究費補助金の不正取扱防止規程 14. 教員の研究活動に関する規程 15. FDに関する規程 ■規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙する。	062-34 松本短期大学 研究倫理規程 062-35 学校法人松本学園 倫理ガイドライン 062-36 松本学園倫理委員会の組織及び運営に関する規則 062-37 松本短期大学 研究紀要投稿規程 062-38 松本短期大学 学位規程 062-39 松本短期大学 研究活動の不正行為に関する取扱規程 062-40 松本短期大学 公的研究費運営管理規程 062-39 松本短期大学 研究活動の不正行為に関する取扱規程 062-41 松本短期大学における研究活動に関する行動規範 062-42 松本短期大学 FD委員会規程
<b>B 学長のリーダーシップ</b>	
学長の個人調書 ■教員個人調書[書式1](平成29年5月1日現在) ■専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去5年間(平成24年度～平成28年度)の教育研究業績書[書式2]	063-01 学長の個人調書  063-02 専任教員の個人調書
教授会の議事録 ■過去3年間(平成26年度～平成28年度)	064 教授会議事録[平成26年度] 065 教授会議事録[平成27年度] 066 教授会議事録[平成28年度]
委員会等の議事録 ■過去3年間(平成26年度～平成28年度)	067 委員会議事録[平成26年度] 068 委員会議事録[平成27年度] 069 委員会議事録[平成28年度]
<b>C ガバナンス</b>	
監事の監査状況 ■過去3年間(平成26年度～平成28年度)	070 監事の監査状況[平成26年度] 071 監事の監査状況[平成27年度] 072 監事の監査状況[平成28年度]
評議員会議事録 ■過去3年間(平成26年度～平成28年度)	073 評議員会議事録[平成26年度] 074 評議員会議事録[平成27年度] 075 評議員会議事録[平成28年度]

**基準 I 建学の精神と教育の効果****■ 基準 I の自己点検・評価の概要**

松本短期大学は、開学以来、初代理事長の上条憲太郎が教育者として信濃教育会から継承した豊かな人間性および自己研鑽の精神を礎に、地域社会の福祉と教育に貢献することを使命として教育研究活動に邁進してきた。本学の建学の精神の周知を図るため、学内においては入学式や卒業式、入学後の各学科オリエンテーションにおいて、理事長、学長、学科長が建学の精神について学生に説明する機会を設けている。また学生及び教職員が多く利用する昇降口や大教室への掲示、教職員への携帯用小冊子の作成を通して、日常から建学の精神を意識化共有化できるようにしている。[提出資料(3)][提出資料(25)]

学外への周知は、学校案内に係る配布物やホームページにおいて明記して対応している。[提出資料 19]

また、建学の精神については、本学の教育理念[提出資料(20)]に反映すべく、その解釈を含めて確認・点検作業が継続的に実施されている。

平成 27 年度には、とくに本学が使命とするところの地域社会の福祉と教育への貢献の意味内容について、解釈検討を行う必要があることが確認された。したがって、課題は建学の精神についての解釈の見直しと点検の機会を定期的に設け、建学の精神についての理解の深化を図ることである。あわせて、教職員が建学の精神を共有しつつ、日常の職務を遂行できるよう具体策を講じることであった。それを受けて平成 28 年度は、建学の精神についての解釈と点検を、評価推進委員会と教授会によって行い、定期的に建学の精神についての理解の深化を図る第一歩となった。具体的に、本学が使命とするところの地域社会の福祉と教育への貢献の意味内容やケアスペシャリストの育成を通じた地域社会への貢献について解釈検討を行い、定義を明文化して解釈に基づく活動計画の策定に着手した。

本学における各学科の教育目標は、建学の精神に基づいて定められている(図 I-B-1)。建学の精神は、3 学科共通の教育理念と教育目標、そして各学科の教育目標に反映され、教育課程編成に至るまで一貫性をもっている。[提出資料(3)] また、本学におけるケアスペシャリストの育成における観点を 5 つの柱として明示している。[提出資料(3)] この関連図については、学内においては「教育課程・学生生活ガイド」への掲載、入学後のオリエンテーション時における説明を通して示され、学外へはホームページへの掲載を通じて公表されており、学内外に周知している。[提出資料(3)][提出資料(19)][提出資料(25)] 3 学科共通の教育目標および各学科の教育目標についての点検・見直しは、建学の精神についての解釈検討と連動して年度末又は年度初めの時期に定期的実施している。

本学において、学習成果は建学の精神を基盤とする松本短期大学カリキュラム構造(図 I-B-1)は、各学科の教育目標に基づき「学位授与の方針」に示された能力のことを示す。[提出資料(3)]

本学の「学習成果」とは、「学位授与の方針」に示された能力のことである。松本短期大学の卒業を認定した者について、学位授与の方針を考慮し、短期大学士の学位が授与され、修めた課程ごとに専門分野が付記される。このことは、各学科の学習成果の達成として学位が授与されることを示している。[提出資料(2)][提出資料(3)]

しかし、現実的・具体的な査定が可能であることについて、学習成果の検討が必要であ

ることが提案され、その検討が以下のように始まっている。さらに 28 年度本学の FD 委員会が企画した研修会で、その必要性の認識が高まった。

平成 27 年度から、学習成果を客観的に査定するための 1 つの方法として GPA 制度を導入・実施している。GPA システムの導入を機に、各科目の教授内容が建学の精神や教育目標にかなったものであるのか、またそれに適した評価視点が備えられているのかといったことに対して意識された。これにより、本学において学習成果をどのように捉えるのか、解釈検討を行うとともに、学習成果の観点や評価項目をより明確にする必要性が認識された。またあわせて、学習成果の査定システムとしての GPA 制度の活用についての検討が必要となった。

本学では学校教育法や短期大学設置基準等の関係法令に則り、教育の質の保証に努めている。個々の授業については、授業評価等に基づいて授業内容や学習状況について振り返りと点検を行い、改善に取り組んでいる。具体的には、学生による授業評価(VOICE)を科目ごとに実施するほか、単位認定経過報告シートの活用により、学生の数値による評価を行ったり、平成 28 年度には教員間の相互授業参観を導入し、授業参観振り返りシートを記載して、参加した授業参観の教員に渡して授業改善のための情報交換を行い、さらなる授業の改善に取り組んでいる。

また、各学科ではカリキュラムマップの作成を通じて、とくに専門科目における科目間連携の強化の必要性が認識されるとともに、「学位授与の方針」と科目との関連について意識化が図られ、授業改善に向けた PDCA サイクル体制の構築に着手した。[提出資料(3)]しかし、個別的側面と全体的側面から、教育の質保証のための PDCA サイクルの再構築と実行が今後の課題となっている。

本学では、自己点検・評価に関する規程に基づいて自己点検・評価委員会を設置している。また評価委員会を中心に、短期大学基準協会「自己点検・評価報告書作成マニュアル」を参考に自己点検・評価活動を行っている。その成果については、毎年、報告書にまとめ、学内において公表し共有している。さらに平成 26 年度には、自己点検の結果を迅速に改革・改善に移すための指揮を執るべく評価推進委員会を新設置している。平成 28 年度においては、本学における地域貢献の原案を作成し、現状を明文化することにより、建学の精神と地域貢献のつながりが理解されやすくするなど自己点検・評価を実施する組織が整備されていることにより、教職員が自己点検・評価に係る現状と課題について把握しやすくなり、さまざまな領域や項目において PDCA サイクル体制の構築や実行に向けた取り組みが活発化している。継続して、自己点検・評価に係る活動を定期的実施するとともに、全教職員の自己点検・評価活動への参画の仕方や、自己点検・評価活動による成果の活用方法についての検討が必要となる。

テーマ 基準 I-A 建学の精神
------------------

[区分 基準 I-A-1 建学の精神が確立している。]

(a) 現状

1) 建学の精神とその概説

松本短期大学は、教育者の上条憲太郎を初代理事長とし、松本保育専門学校（昭和 46 年開学）を発展改組させて昭和 47 年に開学した。本学は、開学以来、初代理事長の上条憲太郎が教育者として信濃教育会から継承した豊かな人間性および自己研鑽の精神を礎に、地域社会の福祉と教育に貢献することを使命として教育研究活動に邁進してきた。

本学は幼児教育学科（平成 16 年に幼児保育学科に改名）の単科短期大学として開学したが、超高齢社会という時代のニーズに応じる形で、平成 5 年に介護福祉学科を、疾病の予防とそのケアの必要性の認識から、保健医療福祉に対応するため平成 18 年に看護学科を増設した。これら 2 学科の増設により、乳幼児、障がい者、高齢者、そして病める人々といった社会的に弱い立場にある人々を支える、地域福祉の総合的な教育研究の府として、教育への良心と見識をもって、人間性の涵養とケアスペシャリストの育成と地域の人々に貢献するという現在の使命が確立された。

本学の現在の使命が確立されたことを契機に、それまで口頭にて伝承されてきた建学の精神が、第三代理事長の片山司によって次のように明文化された。すなわち、「人々の健康と福祉及び教育における学術的教育研究の府として、信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識をもって、ひとと交わりひとを育てひとに誠意を尽くす人間性の涵養と、自立した専門職業人（以下、ケアスペシャリスト）の育成を行い、ひいては地域の人々に貢献する」である。専門職者として自己研鑽に励むことができ、なおかつ誠実に人に尽くすことのできる人材の育成に努めることを宣言した建学の精神には、開学以来脈々と受け継がれてきた豊かな人間性および自己研鑽の精神が息吹いている。

これにより本学教職員は教育に携わる者としての正しい倫理観と熱意をもって学生教育・生活支援にあたる必要が示された。

本学では、主として以下の方法によって建学の精神について学内外に周知している。

- 1) 入学式・卒業式における理事長、学長の祝辞
- 2) 入学式後に行われる各学科のオリエンテーション[提出資料(3)]
- 3) 各種配布物への記載[提出資料(3)][提出資料(8)]
- 4) 本学ホームページへの記載[提出資料(19)]

さらに、平成 27 年度「教育課程・学生生活ガイド」において、「建学の精神」概説欄を設け、建学の精神の意味内容について、より詳しく説明する項目を設けた。これは学生や教職員をはじめとする本学関係者の建学の精神に対する理解を深め、建学の精神が定期的に点検され、その解釈が時代に応じて臨機応変に対応することに貢献しつつ、ケアスペシャリストに関する解釈を点検した。その内容を次に示す。

ケアスペシャリストはどのような状況であっても、前向きにたくましく創造性を働かせ、純粹で誠実な心をもって、地域福祉の理想を実現し得るみちを開いていく人材として、より広い意味で解釈している。（平成 28 年度 教育課程・学生生活ガイド p1 建学の精神概説より抜粋）

そして、平成 28 年度には、多くの学生及び教職員が利用する昇降口や教室内の掲示や携帯用小冊子の作成をすることで日常的に「建学の精神」を目にすることができるようにした。[提出資料(3)] また、本学では平成 26 年度、評価推進委員会が先頭に立ち、建学の精神の解釈を見直す作業が大々的に行われた。見直しについては、教授会や拡大教授会の議題としても大きく取り上げられたことで、全教職員が改めて本学の建学の精神およびその

解釈を熟読し、より良い解釈の作成に向けて一丸となって取り組んだ。

とりわけ地域福祉の総合的な教育研究の府としての使命を負う本学の建学の精神は、絶えず変化していく社会のニーズに従って解釈されていく必要がある。開学以来揺るがない教育的価値と時代に対応した社会的意義を建学の精神から見出すべく、教授会をはじめ、拡大教授会、自己点検・評価委員会等において確認作業が行われている。平成 27 年度には、とくに本学における地域貢献の意味内容について解釈検討の必要が確認され、平成 28 年度には具体的検討が行われて次のような解釈が示された。

### 松本短期大学地域貢献の定義

地域貢献は、その主体が学生・卒業生・教職員と分かれているが、まず念頭に置かなければならないことは、貢献が、上記短大関係者主体から地域へと一方的になされるものではない点である。当然のことながら、学生たちは、地域での諸活動を通じて、地域の課題、現状、生活感などを学び、さらにコミュニケーション能力や人間力を高めることができる。卒業生及び教職員による地域貢献の場合も同様である。地域への貢献活動の中から、卒業生も教職員も現場の問題点・課題を吸収することによって、自身の研究あるいは職域活動を豊かに進めることが可能になる。以下に述べる「地域貢献」には、このような活動主体と対象地域との相互的で双方向的なかわりが含意されていることを忘れてはならない。

以上をふまえた上で、松本短期大学の地域貢献を次のように定義する。

#### 1. 学生による地域貢献

学生が学習活動を通じて地域活動に参加・参画する。

#### 2. 卒業生による地域貢献

建学の精神に基づくケアスペシャリストとしての自覚と職能を備えた本学卒業生が、各々が生活を営む場でその本分を果たすことに通じ、地域に貢献する。

#### 3. 教職員による地域貢献

教職員の有する知的財産の地域への還元、高等学校までの児童・生徒を対象にした福祉教育の実践、および生涯学習機会の提供を通じ、地域に貢献する。

#### 4. 施設・設備の開放と利活用による地域貢献

本学の施設・設備を学習機会の場として提供するほか、有事の際の避難場所として利活用する。

これらの活動の成果は、当該評価基準に係る本学教職員による自己点検結果からも読み取ることができる。

これに加えて、近隣地域との連携を強固にするために、筑北村と笹賀地区と協定を結んだ。また幼児保育学科では長野県が推奨する信州型自然保育を学ぶ授業を開講したり、松本市の平成 28 年度 5 つの重点目標の一つである「健康ときずなづくり」や、塩尻市の子育て支援を視野に入れた、地域に対する貢献を行っている。

以上のように、各学科や委員会活動によって実践されている地域に対する取り組みを、地域交流センターの設置により、システム化しようと動き始めた。

表 I-A-1 は、当該評価基準に則った教職員を対象とした自己点検アンケート「建学の精神が確立している」に係る結果である。平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 か年の各設

問項目に対する評価の推移をみると、概して A もしくは B の比率が上昇していることが分かる。さらに平成 27 年度から 28 年度の評価の推移をみると、A 評価の比率が高くなっていることが読み取れる。但し、設問項目「2. 建学の精神を学内外に表明している。」に対する評価については、評価にばらつきが見られる。この点については、評価理由を明らかにするとともに改善に努める必要がある。

表 I-A-1 「建学の精神が確立している」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している	平成 26 年度	50%	36%	9%	2%	2%
	平成 27 年度	61%	39%	0%	0%	0%
	平成 28 年度	83%	17%	0%	0%	0%
2 建学の精神を学内外に表明している	平成 26 年度	41%	41%	11%	5%	2%
	平成 27 年度	61%	39%	0%	0%	0%
	平成 28 年度	76%	14%	7%	0%	2%
3 建学の精神を学内において共有している	平成 26 年度	32%	48%	18%	2%	0%
	平成 27 年度	50%	37%	8%	5%	0%
	平成 28 年度	64%	31%	5%	0%	0%
4 建学の精神を定期的に確認している	平成 26 年度	39%	41%	9%	7%	5%
	平成 27 年度	47%	32%	13%	8%	0%
	平成 28 年度	64%	31%	0%	0%	0%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

(b) 課題

今後の課題は、平成 28 年度で得られた成果を維持していくことに加え、残された課題に取り組むことである。すなわち、「建学の精神」を学内のみならず学外に向けて、積極的に表明していくための方法(具体的には学校案内冊子やホームページ[提出資料(8)][提出資料(19)]の運用方法)について確認し、さらなる改善へつなげるための検討が必要となる。そして、建学の精神についての解釈の機会と場を意識的に設け、確認と見直しの作業を継続的に行っていくことである。

これらの課題は、学内全体の改革および改善活動における PDCA サイクルの構築とその実現にあたっての根幹をなす作業として位置づけられる。

#### テーマ 基準 I-A 建学の精神の改善計画

- 平成 28 年度は、学内の教職員は建学の精神についての理解を深め、その意識の共有化を図るための具体策が実施された。引き続き、建学の精神についての可視化を図るとともに、開始された取り組みの点検と確認を行う。
- 建学の精神の解釈について点検を行う機会と場を定期的に設ける。とりわけ本学における地域福祉の総合的な教育研究の府としての使命についての一定の解釈が示されたことを考慮し、実際にその役割を実行するための行動計画を検討する。ケアスペシャリストの育成を通じて地域にどのような貢献ができるのか、貢献の方策について検討する。

#### 提出資料

- (2) 学則
- (3) 教育課程・学生生活ガイド
- (8) 学生募集要項
- (19) 建学の精神[ウェブサイト掲載]
- (20) 教育理念[ウェブサイト掲載]
- (25) 小冊子「松本短期大学」

#### テーマ 基準 I-B 教育の効果

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

##### (a) 現状

教育目標とカリキュラム編成[提出資料(2)] [提出資料(8)] [提出資料(21)] [提出資料(25)]

本学は、建学の精神を受けて、学則の第 1 条に 3 学科共通の教育の理念を次のように定めている。

##### <3 学科共通の教育理念>

- (1) 保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士・看護師として、「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」の育成
- (2) 地域の保健医療福祉及び教育に貢献できる人材の育成

(1)は、本学の幼児保育学科、介護福祉学科、看護学科において、保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士・看護師として専門的知識と技術を身につけ、専門職としての自覚と倫理観のもと、ひとと交わり、ひとを育て、ひとに誠意を尽くすことのできるケアスペシャリストの教育を行うこと、(2)は、本学は地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに対応し、地域に貢献することのできる学生を受け入れ、地域の保健医療及び教育の進展に寄与できる人材を育成する、ことをそれぞれ示している。

そして、3 学科共通の教育理念を受けて、本学では 3 学科に共通する教育目標とケアス

ペシャリストの育成の5つの柱を掲げている。次の通りである。

<3 学科共通の教育目標>

- (1) ケアスペシャリストとしての人間性と倫理観の育成
- (2) ケアスペシャリストに必要な専門的知識・技術・思考能力の育成
- (3) 地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに応える実践能力の育成

(1)は、本学では保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士・看護師に必要な専門職としての自覚・責任感・倫理観をもち、信頼関係を築くことができるケアスペシャリストとしての豊かな人間性を育成する、(2)本学では、専門職に必要な基本的、かつ専門的な知識と技術を教授し、その知識と技術を安全に提供でき、さらに応用できる思考の基礎を育成する、(3)本学では、地域における保健医療福祉及び教育の多様なニーズを把握し、個別のニーズに対応できる確かな実践能力を育成する、ことをそれぞれ示している。

また、この3学科に共通する教育目標を支えるものとして、次の5つの柱を掲げ、ケアスペシャリストの育成教育を行っている。5つの柱とは、学生達がケアスペシャリストとしての基本的な資質を構成する観点となる。この5つの柱は、個別学問の枠組みにとられない領域横断的なケアスペシャリスト育成における観点を示すものである。

<ケアスペシャリストの育成の5つの柱>

○ひとの命と健康を考える

人の生命の根本について考え、人のからだのしくみと働きを理解し、健康的な生活をおくるための、基礎論と実践を学び、生命の尊厳を理解する豊かな人間性をもった人材の養成を目指す教育を行う。

○ひとの可能性を考える

人のこころと行動の基礎を学び、様々な表現方法を使ってのコミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係を築くことができる人材の養成を目指す教育を行う。

○ひとの生活を考える

人と環境の共生の視点を養い、地域を構成する一員として、地域の暮らし、文化、歴史から人の生活を学び、地域社会の発展に貢献できる人材の養成を目指す教育を行う。

○ひとの権利を考える

保健医療福祉の基本理念である人権保障や日常生活上必要な法律を学び、現代社会に対する理解を深め、的確に対応できる判断力を備えた人材の養成を目指す教育を行う。

○学修の基礎力を培う

学修の基礎と技術を修得し、社会生活に活かすことができる基礎教育を行う。

さらに、本学の建学の精神、3学科共通の教育理念、3学科共通の教育目標及びケアスペシャリスト育成の5つの柱から、各学科の教育目標が定められている。

<幼児保育学科>

- (1) 保育及び幼児教育に携わる専門職業人としての自覚・責任感・倫理観を育成する。
- (2) ケアスペシャリストとして、人と信頼関係を築くことができる豊かな人間性を育成する。

- (3) 保育及び幼児教育に携わる専門職業人に必要な専門知識・技術・思考能力を育成する。
- (4) 地域における保育及び幼児教育の多様化、個別化するニーズに応える実践能力を育成する。

<介護福祉学科>

- (1) 豊かな感性を備え、人への深い関心をもち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができる人間教育を行う。
- (2) 社会的期待に応えることができるよう介護福祉の倫理のもと、介護福祉の専門的知識と技術を修得し、さまざまな課題を解決できる力を養う。
- (3) 地域に開かれ地域に密着した教育を行い、広い視野に立って多職種との連携・協働を考えることのできる力を養う。

<看護学科>

- (1) 体系化された実践科学としての看護学を修得し、実践応用の力を身につける。
- (2) 豊かな人間性を持った社会性のある看護専門職者として基本的な能力を身につける。
- (3) 看護専門職者としての意識・責任感・倫理観を身につける。
- (4) 看護専門職者として、地域特性を見極めた看護が提供できる能力を身につける。
- (5) 国家試験に合格する看護の知識と技術水準を身につける。

図 I-B-1 は、建学の精神と 3 学科共通の教育理念及び教育目標、各学科の教育目標との関連性を示している。この図は、それぞれの関連性を分かりやすく説明したものである。この関連図は「教育課程・学生生活ガイド」において掲載し、学生並びに教職員において周知徹底を図っている。具体的には、各学科長が入学式後のオリエンテーション、教育課程委員会委員が学期はじめのオリエンテーション時の履修指導の際に学生に伝えている。学外には、ホームページに掲載することによって本学の教育上の特色を伝えている。

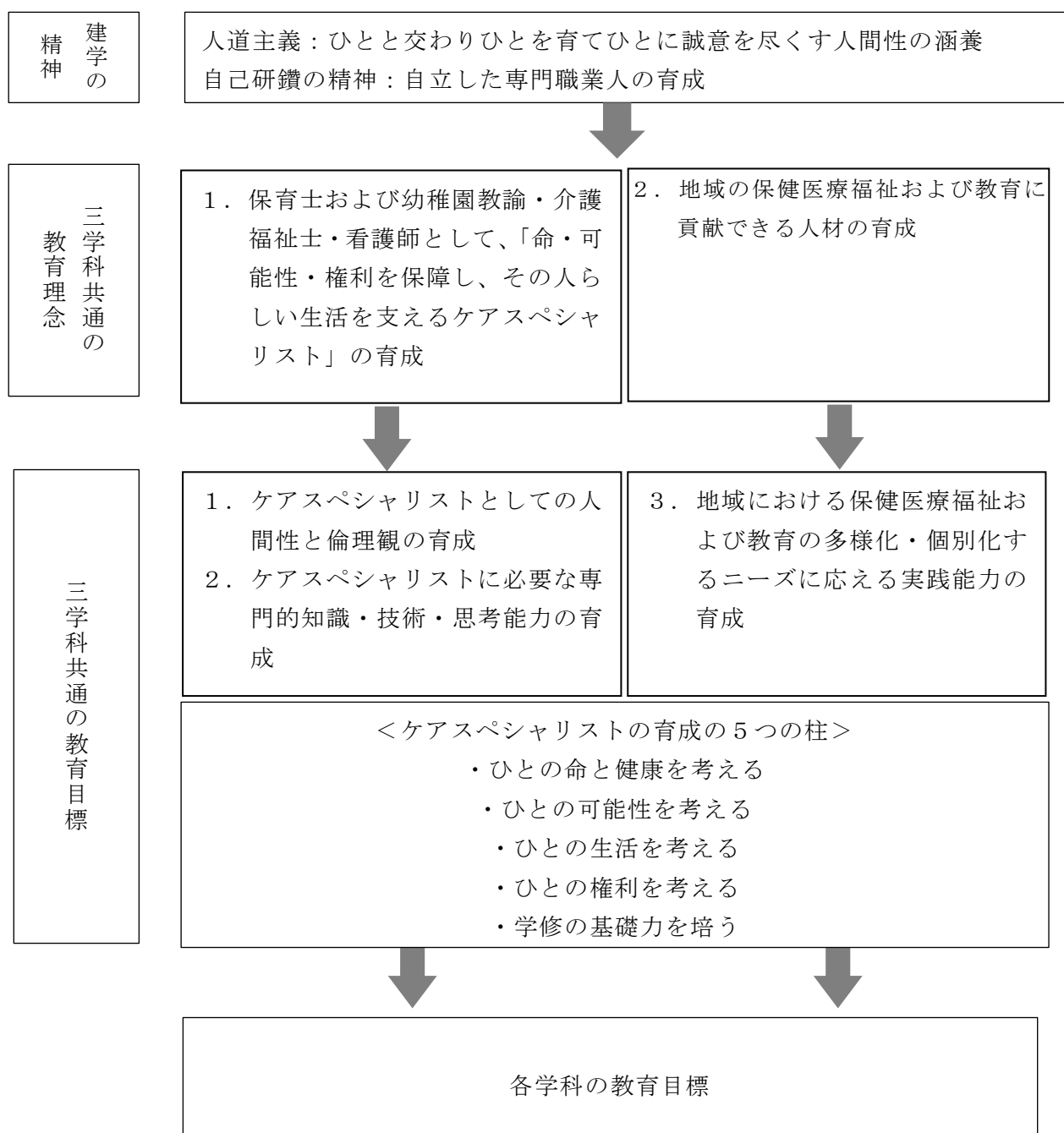


図 I -B-1 松本短期大学のカリキュラム構造

平成 27 年度は、各学科の教育目標について点検と見直しが行われた。いずれの学科も教育目標の改定に着手することになり、字句の修正を含め明確化が図られた。あわせて教育目標を受ける形で「学位授与の方針」について確認が行われ、教育目標と「学位授与の方針」に鑑みたカリキュラム編成の策定と見直しが行われた。平成 28 年度は各学科において新たに策定されたカリキュラム編成およびカリキュラムマップの確認が行われた。

当該評価基準に則った教職員を対象とした自己点検アンケート集計結果（表 I-B-1）によると、「教育目的・目標が確立している」に係る項目については、おおむね良好な状態にあるといえる。また年を追うごとに、全体的なボトムアップが見られる。とくに平成 27 年度から平成 28 年度においては、各設問項目において A 評価とする回答結果が増えた。全教職員並びに各学科において教育目的や目標について意識的に再検討を行った成果といえる。

表 I-B-1 「教育目的・目標が確立している」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している	平成 26 年度	34%	41%	14%	2%	9%
	平成 27 年度	55%	42%	0%	0%	3%
	平成 28 年度	74%	24%	2%	0%	0%
2 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している	平成 26 年度	32%	43%	14%	2%	9%
	平成 27 年度	39%	47%	8%	0%	5%
	平成 28 年度	76%	17%	5%	2%	0%
3 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している	平成 26 年度	32%	36%	16%	2%	14%
	平成 27 年度	45%	32%	8%	5%	11%
	平成 28 年度	71%	24%	2%	2%	0%

（注意 1）アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名（86.7%）であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名（84.4%）、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名（89.8%）だった。

（注意 2）回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策などが無いと思う」、E は「わからない」である。

(b) 課題

平成 28 年度自己点検・評価状況チェックリストの集計結果を踏まえ、今後の課題は、学内において、教職員及び学生が建学の精神に基づく教育理念、教育目標についての関連性を理解したうえで、各学科のカリキュラムを学修できるよう説明する機会を積極的に提供していく必要がある。また教育理念および教育目標について、引き続き各学科において教育目的・目標を定期的に点検する機会を設けるとともに、必要であれば随時、改定していくことが課題となる。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

(a) 現状

本学では、「学位授与の方針」に示された能力のことを学習成果と定めている。先の図 I

-B-1 に示すように、本学においては建学の精神、3 学科共通の教育理念、3 学科共通の教育目標及びケアスペシャリストの育成の 5 つの柱に基づいて、各学科の教育目標が定められている。[提出資料(3)]そして各学科の教育目標に照らして「学位授与の方針」を明確にしている。本学においては学位授与の際、学修した課程ごと、3 学科別の専門領域・分野名を付記していること、各領域の資格免許の取得を勧めていることから、各学科の定める「学位授与の方針」を満たして学修することそのものが、学生の学習成果のあらわれとして捉えている。さらに、各学科においては「(各学科の定める)学位授与の方針」に基づき、「教育課程編成・実践の方針」が定められ、その下に科目が配置されている。各科目には、学習成果を示す指標として学習到達目標を示しており、学習到達目標を設定する際は「学位授与の方針」を多分に考慮している。[提出資料(3)][提出資料(4)]

学習成果を量的・質的データとして測定するため、平成 25 年度より GPA 制度に向けた準備が始まり、平成 26 年度には、シラバスの内容および成績評価（従来の 4 段階評定から 5 段階評定への変更）について議論が行われ、学習到達目標、成績評価の具体的方法・基準、各授業回を受講する上での事前学習について記載する欄が新設された。そして平成 27 年度から GPA 制度が導入された。GPA 制度の導入を機に、各科目が建学の精神や教育目標に適った内容を教授しているか、それに適した評価の視点を設けているか、また何に対してどの程度の知識・技術を修得することが学位・資格を授与する基準になるのか、ということに対して意識化が図られた。平成 28 年度は GPA 制度によって算出されたデータを各学科において学生の学習サポート体制を構築する上で活用するなどの GPA 制度の運用と活用についての検討が開始された。[備付資料(017)][備付資料(018)]

学習成果については、学内においては、学生に対して各学期のオリエンテーション時や各科目のオリエンテーション時に学科で定めるカリキュラムマップを用いて科目の位置づけを確認するとともに、シラバスを用いて学習到達目標についての説明を行っている。学外には「学位授与の方針」としてホームページにおいて表明している。[提出資料(22)]

学習成果については、各学科または各教員において建学の精神および教育目標の関連から定期的に点検を行ってきた。平成 28 年度は、これまで本学では学習成果について、「学位授与の方針」との関連において捉えてきたが、学習成果そのものの意味内容の深化を図る必要が確認された。

当該評価基準に則った教職員を対象とした自己点検アンケート結果「学習成果を定めている」に係わる自己点検アンケートの集計結果（表 I -B-2）によると、学習の成果に関する教職員の評価に改善が見られる。これら評価の背景には GPA 制度の導入が影響していると推察できる。GPA の導入を機に、建学の精神や教育目標と各科目の関連性、学習成果を示す評価の視点や基準について意識化が図られたといえる。しかし一方で、設問項目 3「学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている」や 4「学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している」については、検討の余地が残されているといえる。

表 I-B-2 「学習成果を定めている」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E

1	学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している	平成 26 年度	23%	45%	20%	2%	9%
		平成 27 年度	45%	37%	11%	0%	8%
		平成 28 年度	60%	29%	10%	0%	2%
2	学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している	平成 26 年度	23%	52%	14%	2%	9%
		平成 27 年度	45%	37%	11%	0%	8%
		平成 28 年度	55%	36%	7%	0%	2%
3	学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている	平成 26 年度	9%	36%	34%	9%	11%
		平成 27 年度	21%	26%	32%	11%	11%
		平成 28 年度	33%	43%	19%	0%	5%
4	学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している	平成 26 年度	7%	39%	36%	5%	14%
		平成 27 年度	24%	29%	26%	8%	13%
		平成 28 年度	24%	45%	21%	2%	7%
5	学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している	平成 26 年度	11%	41%	34%	2%	11%
		平成 27 年度	34%	24%	18%	11%	13%
		平成 28 年度	45%	43%	7%	0%	5%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

## (b) 課題

平成 28 年度は、本学における学習成果について解釈、検討が必要となる。これまで本学では、学習の成果については学業成績に加えて人間性や将来性といった事項についても考慮し、より総合的な観点から捉える向きがあった。しかし、そうしたいわゆる数値化の難しい事柄については、どのような評価指標と方法を用いて学習成果の一部に含み込んでいくのか検討する必要がある。そして、学習成果について一定の解釈が行われたのちは、学内外に積極的に表明していくことが課題となる。

また、学習成果を量的・質的データを測定する仕組みについて教職員間で確認し、理解を深めていく必要があることがわかる。その理解においては、本学における GPA 制度の活用方法について、その有用性と限界についての検討が含まれる。

[区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。]

(a) 現状

本学は学校教育法、短期大学設置基準をはじめとする関係法規との整合性について、毎年各学科会や関係部署で検討を行い、教育の質の保証に努めている。[提出資料(2)]

学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法として、平成27年度からGPA制度を導入している。またGPA制度によって算出されたデータについては、学業成績の振るわない学生への学習サポート体制の構築に努めており、GPA制度の活用方法についての検討が行われている。さらに、本学においては学習成果として、また社会的にも認められる実際の価値あるものとして、3学科でそれぞれ取得できる資格や免許の取得状況について重視している。その背景には、学生の多くが、各学科での学修に基づいて取得可能な資格免許を有して専門職へ就職していることがある。

教育の向上・充実のための取り組みとして、個々の授業改善については、学生による授業評価(VOICE)を各科目の中間及び最終回に実施し、その評価結果に基づいて教員が当該授業の自己点検を行い、次年度の授業改善に活かす、というサイクルが根付いている。学生による授業評価(VOICE)については、平成25年度に設問項目の点検がなされ、学生の授業満足度を反映する妥当な設問から構成されていることが統計的に検証され、その有用性が明らかにされている。平成26年度には、個々の教員が授業改善のために知りたい情報を収集するため、各教員の判断で学生による授業評価(VOICE)の実施と併せて学生達が自由記述できる用紙を配布し、授業改善に必要な情報を収集するという取り組みも開始された。また平成27年度には、各科目における学生の履修状況と評価がわかる単位認定経過報告シートを明確にし、学習成果を可視化する取り組みを導入している。これは各教員が授業改善への取り組む際の一助となっている。平成28年度は新たな試みとして教員間相互で授業参観を実施し、授業改善のための情報共有が図られている。

これらPDCAサイクル体制の構築に向けたさまざまな取り組みによって、教育の質の向上・充実に対する教職員の意識は確実に高まってきている。これは本学における教育の質の保証に関する教職員の評価に顕著に表れている(表I-B-3)。

しかし一方で、設問項目2「学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している」については、学習成果の解釈に連動して、そのための査定(アセスメント)について検討が必要であることがわかる。また設問項目3「教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを有している」の項目からは、PDCAサイクルの可視化が課題になっていると推察できる。

表 I-B-3 「教育の質を保証している」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令変更などを適宜確認し、法令順守に努めている	平成26年度	50%	36%	5%	0%	9%
	平成27年度	61%	21%	8%	3%	8%
	平成28年度	81%	14%	2%	0%	2%
2 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)	平成26年度	7%	45%	27%	5%	16%

ト) の手法を有している	平成 27 年度	26%	34%	21%	11%	8%
	平成 28 年度	24%	50%	14%	0%	12%
3 教育の向上・充実のための P D C A サイクルを有している	平成 26 年度	7%	32%	41%	7%	14%
	平成 27 年度	26%	42%	21%	8%	3%
	平成 28 年度	26%	57%	14%	0%	2%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

### (b) 課題

教育の質を保証するための教員個々の授業改善については、学生による授業評価 (VOICE) をはじめ、様々な取り組みが行われていることから、その取り組みは機能しているといえる。これを維持しつつ、さらに教育の質を維持・向上するため、教員が各評価をもとに効果的に授業改善に取り組んでいるか点検する機能を検討する必要がある。

また、GPA の有効的な活用についての検討も、教育の質を保証するシステムの構築に貢献すると考えられる。学習成果の解釈検討と連動して、本学の教育の質を保証する枠組みを備えることが求められる。

### テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

- 建学の精神や教育目標について、その解釈を含めて教職員間でさらに認識を深め、意識的に共有するため、今後も各学科における現行の教育目標とそれに基づく「学位授与の方針」について定期的に点検する機会を設ける。
- 本学における「学習成果」とは、「学位授与の方針」に示された能力のことである。本学の卒業を認定した者について、学位授与の方針を考慮し、短期大学士の学位が授与され、修めた課程ごとに専門分野が付記される。このことは、各学科の学習成果を達成した結果として学位が授与されることを示している。しかし、さらに現実的・具体的な査定が可能であり、建学の精神に基づく教育目標や「学位授与の方針」との関連性を考慮し、本学における学習成果の査定方法を検討する必要がある。
- 教育の質を保証するため、本学の教育の質を保証する枠組みについて検討する必要がある。そのためには学習成果についての評価指標や評価項目についての検討のほか、GPA 制度について教職員が理解を深め、GPA システムの活用方法とその可能性について検討する必要がある。

### 提出資料

#### (2) 学則

(3) 教育課程・学生生活ガイド

(21) 教育目標[ウェブサイト掲載]

(22) ディプロマ・ポリシー[ウェブサイト掲載]

備付資料

(017) GPA 一覧表[平成 27 年度]

(018) GPA 一覧表[平成 28 年度]

テーマ 基準 I-C 自己点検・評価
--------------------

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実にに向けて努力している。]

(a) 現状

自己点検・評価に関する規程は「松本短期大学評価委員会規程」に定められており、この規程に基づき自己点検・評価委員会が設置されている。[提出資料(9)]自己点検・評価委員会は学長、各学科長、各常設委員会委員長、評価委員会委員、事務職員によって構成されている。常設の評価委員会は、短期大学基準協会「自己点検・評価報告書作成マニュアル」を参考にして、自己点検活動を行い、毎年、その成果を報告書にまとめ全教職員に公表している。

平成 26 年度から、自己点検の結果を迅速に改革・改善に移すための指揮を執るべく、評価推進委員会が組織された。当委員会は、学科長と評価委員会委員長と FD 委員会委員長で構成される。当委員会では、評価委員会委員長が学内における改革・改善のための PDCA サイクルの実行状況を報告し、それを基に今後の活動計画の原案を作成する。そして、各常設委員会や学科に対して計画の実行を指揮している。さらに、平成 26, 27 年度は教職員の有志による改革・改善のための勉強会が開催されている。この勉強会は評価委員会が改革・改善に向けた学内風紀をつくり上げるために企画したものである。勉強会で出された意見等は、評価委員会委員長によって評価推進委員会に報告され、活動計画に反映された。

引き続き平成 28 年度は、学科長と全常設委員会委員長によって改革・改善に向けた PDCA サイクルの実行状況とあわせて自己点検・評価状況について報告する機会を設けた。全教職員には「自己点検・評価状況チェックリスト」によるアンケートを実施し、幅広く情報収集を行った。また理事会・評議会においても評価委員会委員長から自己点検・評価等の実施状況について公表する機会を設けて学内の改革・改善に向けた取り組みについての意識の共有化を積極的に図った。さらに、FD 活動とあわせて SD 活動についての意識改革も求められ、同年度から、SD 委員会が組織され、SD 活動における PDCA サイクルが構築され、係る取り組みが開始された。

自己点検・評価状況チェックリストの「自己点検・評価活動等の実施体制が確立している」に係わる自己点検評価アンケートの集計結果は、学内の改革・改善に向けた取り組みのための PDCA サイクルの実施状況の確認と点検、今後の活動計画を構築する際の参考資料、そして全教職員の改革・改善に向けた意識化を図るために活用されている。

当該評価基準に則った教職員を対象とした自己点検アンケート集計結果（表 I-C-1）か

ら、自己点検・評価活動等の実施体制に関する教職員の評価は、全体的に前向きであることがわかる。設問項目 1, 2 の結果から、教職員全体が学内において実施されている自己点検・評価の取り組みについては理解・認識していることが確認できる。一方で、それら取り組みへの参画については、回答結果から改善の余地が残されていることがわかる。

表 I-C-1 「自己点検・評価活動等の実施体制が確立している」に係る  
自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している	平成 26 年度	48%	36%	9%	2%	5%
	平成 27 年度	58%	32%	8%	3%	0%
	平成 28 年度	79%	14%	7%	0%	0%
2 日常的に自己点検・評価を行っている	平成 26 年度	32%	36%	20%	7%	5%
	平成 27 年度	45%	37%	8%	11%	0%
	平成 28 年度	67%	26%	7%	0%	0%
3 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している	平成 26 年度	48%	34%	11%	2%	5%
	平成 27 年度	66%	24%	3%	5%	3%
	平成 28 年度	83%	10%	7%	0%	0%
4 自己点検・評価活動に全教職員が関与している	平成 26 年度	34%	32%	25%	7%	2%
	平成 27 年度	37%	34%	24%	0%	5%
	平成 28 年度	52%	31%	14%	2%	0%
5 自己点検・評価の成果を活用している	平成 26 年度	14%	25%	18%	2%	41%
	平成 27 年度	24%	37%	26%	8%	5%
	平成 28 年度	45%	36%	19%	0%	0%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策などが無いと思う」、E は「わからない」である。

(b) 課題

自己点検・評価に係る活動が活発化し、具体的に自己点検・評価状況報告や自己点検・評価状況チェックリストによる情報収集等を実施してきたことにより、学科長や全常設委

員会委員長をはじめ、全教職員が学内の改善・改革のための PDCA サイクルの構築と実行の必要性を認識し、それに対する理解が深まっている。今後は、全教職員の自己点検・評価活動への参画の仕方や自己点検・活動によって得られた成果の活用についてさらに検討していく必要がある。

#### テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の改善計画

- 全教職員並びに本学関係者が自己点検・評価について恒常的に関心を持ち、PDCA サイクルに則った計画と取り組みについて情報を共有化し、改革・改善への認識を高めていく必要がある。そのため、自己点検・評価に係る活動を今後も継続的に実施していく。
- 自己点検・評価に係る活動や取り組みから得られた情報や成果については、全教職員が適宜確認できるよう可視化し、それぞれの PDCA サイクルの実行において積極的に活用できるようにする。また PDCA サイクルの構築および実行における教職員の効果的な参画の仕方について検討する。

#### 提出資料

- (9) 自己点検・評価に関する規程

#### **基準 I 建学の精神と教育効果の行動計画**

建学の精神と教育効果に関する行動計画は次の 11 点である。

- 建学の精神についての理解を深め、教職員間において建学の精神の共有化を図るために実施された取り組み(学内における建学の精神の掲示、携帯用小冊子の作成)について活用状況等の点検と確認を行う。
- 建学の精神についての解釈を点検するとともに、解釈に基づく活動を検討する。具体的に、地域福祉の総合的な教育研究の府としての使命を実現するための活動計画やケアスペシャリストの育成を通じた地域貢献についての具体的な活動計画を図る。
- 教育理念および教育目標について、教職員間でさらに認識を深め、共有化し、学内外において積極的に公表する。
- 各学科及び専攻の教育目的・目標および「学位授与の方針」を定期的に点検する。
- 各学科及び専攻の教育目的・目標および「学位授与の方針」に照らして「学習成果」の解釈について確認し、その意味内容を明確にする。
- 学習成果を査定する仕組みとして、GPA システムについての有用性や活用方法を理解する機会を設ける。
- GPA 制度についての理解を深めるとともに、学習成果の評価指標や評価項目について検討する。
- 教育の質を保証するため、各科目の授業改善に関する取り組みをさらに充実させる。
- 理事、評議員および教職員が自己点検・評価に係る活動について恒常的に関心を持ち、学園全体で自己点検・評価の必要性を認識するため、係る活動を定期的かつ継続的に実施する。
- 自己点検・評価に係る活動から得られた情報や成果の活用方途について検討する。
- 自己点検・評価に係る活動への教職員の参画の仕方について検討する。

**基準Ⅱ 教育課程と学生支援****■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要**

本学における「学習成果」とは、「学位授与の方針」に示された能力のことである。本学の卒業を認定した者について、学位授与の方針を考慮し、短期大学士の学位が授与され、修めた課程ごとに専門分野が付記される。このことは、各学科の学習成果の達成として学位が授与されることを示している。

「学位授与の方針」がホームページにより学外に表明され、「教育課程・学生生活ガイド」[提出資料(3)]にカリキュラム・マップ、「科目とDPとの関係」が掲載され、学生がより知ることができるようになったが学生への周知はまだ徹底されていない。ケアスペシャリストとして地域社会に活かすことができるかは卒業後に試される事により、入学時より繰り返し丁寧に学生に説明し徹底を図る必要がある。

今後も学位授与の方針に沿った教育内容が展開されているか、また時代に合っているかなどの点検修正を重ねて行く必要がある。

平成29年度からは他学科への転入ができるようになるが、より学生の負担が少なくなるように、またケアスペシャリストとして学生時代からの3学科合同授業の必要性のため、教育課程の検討・工夫が必要である。また資格取得しない・できない学生への民間ライセンス等他資格取得支援などの検討が必要である。

入学者は受け入れ方針に基づいて入学試験で判定しているが、実習など現場における戸惑いなどから進路変更を希望する学生もいる。学生により明確な目標を持たせる試みを、各学科・学生支援等連携を取り合い検討していく必要がある。

入学者受け入れ方針に関しては、現行の方針を踏まえつつ、本学にふさわしい入学前教育のあり方についてさらに検討する必要がある。

GPAを導入し学習成果を数値化し、その結果を学生に認識させているが、学期毎の算出ができないシステムのため、変化が見えにくい。学期毎の成果が見えるシステム作りが必要である。また履修カルテ、技術経験チェック表、ポートフォリオは形式的な記載にとどまっている部分もあり、入学時から学習成果に繋がられるような検討が必要である。

それ以外の科目においても、学生自身が自己の学びについて、主体的に考察する方法を検討していかなければならない。また教員と共に振り返ることができるシステムの検討をし、個別指導結果の確認と検討を考えていく必要がある。

学習成果の査定については、FD活動の充実を含め、学科間の連携もより必要になると考える

アンケート調査の結果を真摯に受け止め、その方法・内容・分析方法・活用方法も検討していく必要がある。

授業評価が後半の授業に反映されるように、授業の中間評価を取り入れた。その中間評価が活かされたかの確認を行う必要がある。また、各学科の実習についての学生による授業評価(VOICE)も実施しているが、その分析・検討が必要となる。

学生の主体性を考慮した授業方法に向けて、学内に限定せず、他大学との合同・SDとの合同等多岐にわたる内容を検討していく。さらに、SD委員会の設置により、活動の具体化を実現する。

学習環境や設備で特に必要とされるもの（防犯に関わる身分証明書の携帯・保健室の環境整備等）優先順位を決めて順次整備していく。

学習動機・職業観維持のために、より早い段階からの、就職活動相談、マナー講座・キャリア講座・就職説明会等を組織立てて企画していく。

入学予定者への学習支援として、各学科の取り組みをさらに効果的にできるよう、課題内容・実施方法の評価・分析をし検討していく必要がある。

広報または入試事務の体制の整備として、アドミッションポリシーにふさわしい学生をいかに募集していくかが課題であるため、入試方法の検討・専任の担当者等広報体制の整備が重要である。

## テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程

[区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している]

(a) 現状

カリキュラム構造として、本学の建学の精神、3学科共通の教育理念・3学科共通の教育目標とケアスペシャリスト育成の5つの柱から、各学科の教育目標が位置づけられている。

[提出資料(3)]

<3学科共通の教育理念>

1. 保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士・看護師として、「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」の育成
2. 地域の保健医療福祉及び教育に貢献できる人材の育成

<3学科共通の教育目標>

1. ケアスペシャリストとしての人間性と倫理観の育成
2. ケアスペシャリストに必要な専門的知識・技術・思考能力の育成
3. 地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに応える実践能力の育成

<ケアスペシャリストの育成の5つの柱>

「ひとの命と健康を考える」「ひとの可能性を考える」「ひとの生活を考える」「ひとの権利を考える」「学修の基礎力を培う」

<幼児保育学科の教育目標>

1. 保育及び幼児教育に携わる専門職業人としての自覚・責任感・倫理観を育成する。
2. ケアスペシャリストとして、人と信頼関係を築くことができる豊かな人間性を育成する。
3. 保育及び幼児教育に携わる専門職業人に必要な専門知識・技術・思考能力を育成する。
4. 地域における保育及び幼児教育の多様化、個別化するニーズに応える実践能力を育成する。

<介護福祉学科の教育目標>

1. 豊かな感性を備え、人への深い関心をもち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができる人間教育を行う。
2. 社会的期待に応えることができるよう介護福祉の倫理のもと、介護福祉の専門的知識と

技術を修得し、さまざまな課題を解決できる力を養う。

3. 地域に開かれ地域に密着した教育を行い、広い視野に立って多職種との連携・協働を考  
えることのできる力を養う

<看護学科の教育目標>

1. 体系化された実践科学としての看護学を修得し、実践応用の力を身につける。
2. 豊かな人間性を持った社会性のある看護専門職者として基本的な能力を身につける。
3. 看護専門職者としての意識、責任感、倫理観を身につける。
4. 看護専門職者として、地域特性を見極めた看護が提供できる能力を身につける。
5. 国家試験に合格する看護の知識と技術水準を身につける。

各学科では「学位授与の方針」を以下のように定めている。[提出資料(3)]

<幼児保育学科の学位授与の方針>

本学科に2年以上在学し、本学「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目標に達した人材であると設定し、「短期大学士」の学位を授与する。

1. 基本的教養を身につけ、誠意と思いやりのある豊かな人間性をもち、保育及び幼児教育のケアスペシャリストとしての倫理観を備えている。
2. 保育及び幼児教育に関する基本的知識と技術を幅広く習得している。
3. 反省的・創造的に保育及び幼児教育活動に取り組むための基盤となる子どもの理解力、保育実践力を身につけている。
4. 子どもの成長と発達について理解し、子どもの視点に立ってその最善の利益を保証できるように思考力と実践力を身につけている。
5. 子どもの感性を高める豊かな創造力と想像力を備えている。
6. 社会福祉全般に関する知識を持ち、子どもの最善の利益を軸とした分析力と判断力を身につけている。
7. 保護者支援に関わる原理・原則の理解及び地域・関連機関との連携を可能とする実践力を身につけている。
8. 自立した個人として、また保育及び幼児教育のケアスペシャリストとして主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる力を備えている。

<介護福祉学科の学位授与の方針>

本学科に2年以上在学し、本学「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目標に達した人材であると設定し、「短期大学士」の学位を授与する。

1. 温かいところと豊かな感性を備え、人への深い関心もち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができる。
2. 介護を必要とする人の自立支援と、その人らしい生活を支えることのできる専門的知識と技術を修得する。
3. 根拠に基づいた介護過程の展開ができ、質の高い利用者本位のサービスを考えることができる。
4. 常に問題意識をもち、介護実践の質的な向上や介護をめぐる課題について探求し、より良い介護を追求できる。

5. 介護実習や地域交流等で、多職種との連携・協働や地域に貢献する必要性を理解できる。

<看護学科の学位授与の方針>

本学科に3年以上在学し、本学の「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目標に達した人材であると設定し、「短期大学士」の学位を授与する。

1. 人のからだのしくみと健康を理解し、一人の人間を統合的に理解できる。
2. 看護対象者の健康レベル、発達段階レベルを含め、多様な背景を考慮して、幅広い視野からヘルスニーズを把握できる。
3. 看護学を科学としてとらえ、論理性をもって判断し創造する力を身につける。
4. あらゆる健康レベルおよび発達段階にある看護対象者に応じた質の高い看護を実践するための基礎的能力を身につける。
5. 人の生命や生きる営みを支えるために、人々への人間的関心を深め、豊かな人間性を築くことができる能力を身につける。
6. 人々の価値の多様性を認め、人間の尊厳・権利を尊重し、自己を客観視できる。
7. 地域社会における保険医療福祉の分野で看護が担うべき役割を認識し、ケアマネジメントできる能力を身につけ、多職種と協働できる基礎的能力がある。

本学における「学習成果」とは、「学位授与の方針」に示された能力のことである。本学の卒業を認定した者について、学位授与の方針を考慮し、短期大学士の学位が授与され、修めた課程ごとに専門分野が付記される。[提出資料(2)]このことは、各学科の学習成果の達成として学位が授与されることを示している。

入学時に全員に配布し説明を行う「教育課程・学生生活ガイド」[提出資料(3)]には、建学の精神と教育の理念・教育目標、松本短期大学学則や各学科の学位授与の方針が記載され、卒業・資格取得要件を詳細に明確化している。幼児保育学科では62単位以上取得することを卒業要件とし、所定の科目を履修して必要な単位数を取得すれば、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状を卒業時に取得することができる。介護福祉学科では76単位以上取得することを卒業要件とし、所定の科目を履修して必要な単位数を取得すれば、平成27年度入学生までは介護福祉士資格の取得ができ、平成28年度入学生からは介護福祉士国家試験受験資格を取得することができる。看護学科では101単位以上取得することを卒業要件とし、同時に看護師国家試験受験資格を取得できる。これらは各所管庁に認可を受けていることから、社会的に通用性があると考えている。学位授与の方針は、学則に規定されている。[提出資料(2)]

成績評価の基準は学則第25条[提出資料(2)]に明確に示しており、単位取得の認定として学則第21条[提出資料(2)]及び「教育課程・学生生活ガイド」[提出資料(3)]VII.履修の手引き5.単位取得の認定に、成績は100点を満点とし60点以上を合格、60点に満たない場合は不合格としている。これに伴う各科目の評価基準(期末試験、課題提出等)は、「シラバス」[提出資料(4)]に記載してある。成績の表示については100点~90点を「秀」、89点~80点を「優」、79点~70点を「良」、69点~60点を「可」、60点未満を「不可」としており、学則第25条2不合格の場合、原則として授業科目担当者が認めた者については、再試験の機会を与えることができるとしている。

各学科の学位授与の方針は、「教育課程・学生生活ガイド」[提出資料(3)]によって学内

に表明されており、学外には基本方針（三つのポリシー）の一つとしてホームページ[提出資料(22)(23)(24)]によって表明されている。

これらの内容に関しては、教育課程委員会・入試委員会が中心となり、評価委員会や学則検討委員会で毎年検討しており、見直し等の必要がある場合には学長に報告し、教授会で審議した上で理事長を通して理事会に報告している。

教職員を対象とした自己点検アンケート結果によると、3年連続しA評価（実現できていると思う）が増加している。これは、「学位授与の方針」が明確となり点検していることで教員が意識してきた成果である。

基準Ⅱ-A-1について、教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅱ-A-1 「学位授与の方針を明確に示している」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 学位授与の方針を明確に示している						
① 学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している	平成26年度	52%	25%	11%	0%	11%
	平成27年度	66%	21%	5%	3%	5%
	平成28年度	84%	11%	2%	0%	2%
2 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則に規定している	平成26年度	48%	32%	9%	0%	11%
	平成27年度	68%	13%	8%	3%	8%
	平成28年度	86%	5%	7%	0%	2%
3 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している	平成26年度	45%	30%	9%	2%	14%
	平成27年度	55%	24%	11%	3%	8%
	平成28年度	68%	23%	7%	0%	2%
4 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある	平成26年度	41%	20%	14%	7%	18%
	平成27年度	50%	18%	13%	11%	8%
	平成28年度	57%	18%	14%	0%	11%
5 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している	平成26年度	39%	25%	14%	5%	18%
	平成27年度	47%	18%	21%	5%	8%
	平成28年度	61%	23%	9%	0%	7%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

(b) 課題

「学位授与の方針」がホームページにより学外に表明され、「教育課程・学生生活ガイド」にカリキュラム・マップ、「科目と DP との関係」が掲載され、学生がより知ることができるようになった。しかし学生への周知は徹底されていない。ケアスペシャリストとして地域社会に活かすことができるかは卒業後に試される事により、入学時より繰り返し丁寧に学生に説明し徹底を図る必要がある。

今後も学位授与の方針に沿った教育内容が展開されているか、また時代に合っているかなどの点検修正を重ねて行く必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程の編成・実施の方針を明確に示している。]

(a) 現状

カリキュラム構造として、本学の建学の精神、3 学科共通の教育理念・3 学科共通の教育目標とケアスペシャリスト育成の 5 つの柱から、各学科の教育目標が位置づけられている。

<3 学科共通の教育目標>

1. ケアスペシャリストとしての人間性と倫理観の育成
2. ケアスペシャリストに必要な専門的知識・技術・思考能力の育成
3. 地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに応える実践能力の育成

[ケアスペシャリストの育成の 5 つの柱]

「ひとの命と健康を考える」「ひとの可能性を考える」「ひとの生活を考える」「ひとの権利を考える」「学修の基礎力を培う」

幼児保育学科の教養基礎科目、介護福祉学科の全科目（教育課程表では人間と社会）、看護学科の看護関連科学は 5 つの柱から構成されている。この 5 つの柱は、個別学問の枠組みにとらわれない領域横断的であり、学生の主体的学習の契機となり、また、学習意欲を高めるために、生活感覚に密着した課題・内容を含むものとなっている。[提出資料(3)]

各学科「教育目標」「学位授与の方針」に基づいて「教育課程編成・実践の方針」を以下のように定めている。[提出資料(3)]

<幼児保育学科の教育課程編成・実施の方針>

授業科目は、教養基礎科目と専門科目があり、これを 2 年間に配当している。

1. 教養基礎科目は、本学の目標である「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリストの育成」という観点から、3 学科共通の教養基礎科目の枠組みに基づき編成している。
2. 専門科目は、「教科に関する専門科目」と「教職に関する専門科目」から構成されてい

る。これらの科目を、「保育の基礎」「子どもの成長と発達」「感性を高める想像力と創造力」「児童家庭福祉」「保護者支援」「保育実践力」「教養研究」「自己形成」の各分野から配置している。

<介護福祉学科の教育課程編成・実施の方針>

専門性の高い介護福祉士を養成するために、指定規則にある「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」の4領域を学習する。(当学科では「医療的ケア」を独立したものと考えずに、「介護」領域に含め、必要な予防生活技術であると捉えている)

「5つの到達目標」に関連する科目構成と達成するための工夫

1. 介護福祉士の仕事は人間を対象とする。なかでも高齢者や障がい者と接する機会が多い仕事であるため、対人援助技術が重要である。したがって、社会の中での人間を捉え、人との関わり方を重視し、自己の感性を高めていくとともに、相手の立場に立って考える力や信頼関係の構築に役立つ科目構成としている。
2. 介護福祉学の確立を目指し、理論的根拠を学び、実際の応用能力が得られるように授業内容を工夫している。介護予防や地域包括ケアが重視されている社会に応えることができるようにしている。
3. 介護の倫理観を養い、個別的な生活課題(ニーズ)に応えることができるように、生命や生活に関連した科目構成としている。
4. 幅広い視野に立つためには、介護や福祉の理念や生活に関連する法律についての知識も必要になる。介護福祉士として対象者の尊厳と権利を守ることができる科目構成としている。
5. 地域に開かれ、地域に密着した教育をしていくために、学生が地域から学び、地域での活動の輪を広げて実践できるような科目構成としている。地域において介護実践力を高められるよう、多職種との連携も配慮した科目構成にしている。
6. 介護実践能力を高めるとともに、研究的な能力を育成するために、介護現場で学んできたことを振り返り、まとめていくことを大切にしている。介護実習終了後には、実習のまとめを行うとともに、2年次には介護研究に取り組み、その成果を発表している。

<看護学科の教育課程編成・実施の方針>

教育目標およびディプロマ・ポリシーおよび看護師養成所指定規則に則り以下の方針に沿ってカリキュラムを編成している。

1. ケアスペシャリストとしての人間性の育成のために、「ひとの命と健康を考える」、「ひとの可能性とつながりを考える」、「ひとの権利を考える」、「ひとの生活と環境を考える」、「学修の基礎能力を養う」に基づく看護関連科学の科目を配置する。
2. 看護のケアスペシャリストとして、看護実践に必要な知識・技術を身につけるための看護専門科目を配置する。
3. さらに、1.2.の科目を統合・発展し実践する分野として看護専門科目に統合分野を配置する。
4. 地域の保健医療福祉および教育に貢献できる人材育成のために、3学科共通の地域志向科目を配置する。
5. 看護師国家試験合格に向けた知識と活用力を強化する。

幼児保育学科の教育課程は教養基礎科目と専門科目に分けられ、専門科目は「教科に関

する専門科目」と「教職に関する専門科目」から成り立っており、この他に研究演習がある。介護福祉学科の教育課程は、「人間と社会」「こころとからだのしくみ」、「介護」によって構成されている。看護学科の教育課程は、看護関連科学と看護専門科目によって構成されており、看護専門科目は「基礎分野Ⅰ」「基礎分野Ⅱ」及び「統合分野」としている。[提出資料(3)]

これらの教育課程は、各免許・資格取得のための教育課程と連結し、それを包含する場合もある。免許・資格の取得そのものは「学位授与の方針」とは独立したものであるが、免許・資格取得に必要な諸科目は、「学位授与の方針」に示された諸能力を獲得するための科目であり、その方針に対応したものとなっている。

全学科の教育課程は、学習成果を焦点として体系的に編成し、同時にそれを学生が計画的に学べるように、カリキュラム・マップ・科目と DP との関係[提出資料(3)]として学習成果の可視化を図っており、入学オリエンテーション時さらに授業初回時に関係性について説明をしている。また介護福祉学科では全科目を 5 つの柱から構成させ、コマシラバスを科目ごと作成し科目間の連携を検討し始めた。

3 学科共通の教育目標があり、「地域ボランティア演習」では 3 学科、「ストレスと癒し」では介護・看護合同授業を行っており、学生間教員間の交流が行われている。

卒業時に資格（およびその受験資格）取得だけでは十分に社会的ニーズに応えることが難しくなっている。幼時保育学科では、「こども環境管理士」の資格取得を平成 27 年度まで支援してきた。授業内容の変更に伴い、他の資格取得の検討をすすめている。介護福祉学科では「社会福祉士主事任用資格」「アクティビティ・ワーカー」「福祉住環境コーディネーター 2 級・3 級」「全国手話検定 4 級・5 級」「介護口腔ケア推進士」、看護学科では「救命技能認定」「全国手話検定 4 級・5 級」の資格に結びつく内容を授業で扱い支援している。

成績評価については学則第 21～25 条[提出資料(2)]に、単位取得の認定・試験の等の時期・試験等の受験資格・追試験・学修の評価及び再試験として基準を設け厳格に行っている。また科目ごと科目番号・単位数・時間数・選択と必修別・開講年次・開講時期・担当教員名・講義目的・授業回数・授業日の主題・授業概要・事前学習・最終到達目標・学修方法・テキスト及び参考書・教員からのメッセージ・成績評価方法を「シラバス」[提出資料(4)]で示すとともに、初回授業時に説明することにより明確にし、効果的な教育がなされるように心掛けている。

各学科では、設置基準に基づき、必要な資格・業績を有する教員を配置している。授業を担当する教員配置に関しては、専任教員だけでなく、非常勤講師や特別講師、非常勤実習助手等を配置することにより、学科ごと各教員の専門性が教育課程の担当科目に反映されている。

教育課程の定期的な見直しは、教育の効果を高めることや学生の実態を考慮しながら、教育課程委員会を中心に各学科で行っている。幼児保育学科・介護福祉学科は卒業要件と資格取得要件が別であり資格取得しない・できない学生がいる。看護学科は単位取得認定の合格基準を満たすことができない学生がおり、退学者や留年する学生が増えていたが、平成 27 年度より「進級制」から「単位制」とし留年生はやや減少している。

ケアスペシャリストの育成という 3 学科共通理念より、退学することなく他学科での資

格取得の道が開かれるように平成 29 年度からは他学科への転入ができるようになった。  
 (学則第 14 条) [提出資料(2)]その際できるだけ学生への負担が少なくなるように、また  
 合同授業を行うことは意義あることと考えるため、3 学科の共通科目を増やすことが検討  
 され始めている。

本学では通信課程を設けていない。

教職員を対象とした自己点検アンケート結果によると、3 年連続し A 評価（実現できて  
 いると思う）が増加している。特に「③シラバスに必要な項目が明示されている」は A が  
 82%である。教員が自分のシラバスについて意識しており、さらには評価の厳格性にもつな  
 がっていると考えられる。しかし、それ以外では A 評価が 50%前後と低いが、B 評価（適切  
 に行っているが、まだ実現できていない）がやや増加しておりその努力が窺われる。

基準Ⅱ-A-2 について、教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりであ  
 る。

表Ⅱ-A-2 「教育委課程編成・実施の方針を明確に示している」に係る 自  
 己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の 方針に対応している	平成 26 年度	48%	25%	14%	0%	14%
	平成 27 年度	63%	21%	8%	0%	8%
	平成 28 年度	73%	25%	0%	0%	2%
2 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成 している						
① 学習成果に対応した、授業科目を編成して いる	平成 26 年度	45%	36%	5%	2%	11%
	平成 27 年度	50%	24%	11%	5%	11%
	平成 28 年度	50%	41%	5%	0%	5%
② 成績評価は教育の質保証に向けて厳格に 適用している	平成 26 年度	43%	23%	20%	0%	14%
	平成 27 年度	53%	18%	11%	8%	11%
	平成 28 年度	57%	34%	5%	0%	5%
③ シラバスに必要な項目（達成目標・到達目 標、授業内容、準備学習の内容、授業時間 数、成績評価の方法・基準、教科書・参考 書等）が明示されている	平成 26 年度	57%	32%	2%	0%	9%
	平成 27 年度	79%	16%	0%	0%	5%
	平成 28 年度	82%	16%	2%	0%	0%
④ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷	平成 26 年度	18%	14%	9%	5%	52%

教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はITを活用して行う授業の実施方法を適切に行っている	平成 27 年度	18%	5%	8%	0%	68%
	平成 28 年度	35%	0%	5%	5%	54%
3 学科・専攻課程の教育課程は、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている	平成 26 年度	27%	32%	9%	7%	25%
	平成 27 年度	37%	26%	13%	5%	18%
	平成 28 年度	48%	32%	9%	0%	11%
4 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている	平成 26 年度	43%	25%	11%	7%	14%
	平成 27 年度	53%	34%	3%	5%	5%
	平成 28 年度	64%	23%	7%	0%	7%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

#### (b) 課題

「教育課程・学生生活ガイド」にカリキュラム・マップ、「科目と DP との関係」が掲載され、各科目の到達目標がそれぞれの学習成果(学位授与の方針)に結びつけられているか明示されている。これらによって教育効果をより高めていき、その運用と効果をさらに検証していく必要がある。

他学科へ転入する学生の負担が少なくなるように、またケアスペシャリストとして学生時代からの 3 学科合同授業の必要性のため教育課程の検討・工夫が必要となる。

資格取得しない・できない学生への民間ライセンス等他資格取得支援などの検討も急務である。

[区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している]

#### (a) 現状

入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、各学科で定めている。

<幼児保育学科アドミッション・ポリシー>

1. 子どもが好きな人
2. 次世代を担う子どもたちを育てる仕事をしたい人
3. 向上心を持ち、積極的に努力できる人
4. 人と関わることが好きで、協働できる人
5. 思いやりの心を持っている人

<介護福祉学科アドミッション・ポリシー>

1. 人に役立つ介護の仕事をしたい人
2. 自分の心を耕して、成長していきたい人

3. 人が好きですべてのものを愛せる人 4. 人の思いに寄り添うことができる人 5. 何事にも興味をもち、意欲的な人
<看護学科アドミッション・ポリシー> 1. 社会の役に立つ、看護の仕事をしたい人 2. 人との関わりを大切にし、協調性を持って行動できる人 3. 自己成長のための努力をおしまない人 4. 何事にも主体的・意欲的に取り組める人 5. 感動できる心を持っている人

入学者受け入れ方針は、入学希望者が本学の求める人物像を入学前にわかるよう「松本短大入試ガイド」[備付資料(082)]及び学生募集要項[提出資料(8)]に掲載しており、ホームページ[提出資料(24)]によって学外に表明されている。また、入学前の学習成果・評価は、入学者選抜の際、基本的に受験者の高校在学中の評価、受験時の面接結果、学力検査を数値化して一定レベルの合格水準を定めている。[備付資料(062-33)]

入学者選抜の方法は学科ごと異なるところもあるが、全学科、志望動機書やエントリーシートなどから受験者の学科への理解度を把握し、面接からコミュニケーション能力等をみることにより、入学者の人間性について一定程度の評価ができると考えている。各学科の入学者受け入れ方針に基づき教授会において入学者を決定している。介護福祉学科では平成27年度入学生に対して、入学時と卒業時に学位授与の方針の到達度について4段階評価のアンケート[備付資料(076)]を行った。その結果「温かいところと豊かな感性を備え、人への深い関心もち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができる」が入学時も卒業時も5つの学位授与の方針の中で一番高く有意に差があった。入学者受け入れの方針に沿い、このような気持ちを持った学生が入学しているという一つの評価であると考え。

入学前の不安を取り除くために、オープンキャンパスの折に卒業生との座談会や在校生による専門技術の披露や学生生活についての説明を行い各学科の教育・学生支援の可視化を行っている。また能力と意欲の向上を図るために、幼児保育学科・介護福祉学科では課題を送付し入学後の備えを行っており、看護学科では合格が早く決まる学生に対して入学前授業を実施している。

教職員を対象とした自己点検アンケート結果によると、3年連続しA評価（実現できていると思う）が増加している。特に「1 学習成果に対応する入学者受け入れ方針を示している」ではC・D・E評価は0%であり、全職員の意識が高まってきていると考える。

基準Ⅱ-A-3について、教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅱ-A-3 「入学者の受け入れ方針を明確に示している」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入	平成26年度	36%	25%	18%	2%	18%

学者受け入れ方針を示している	平成 27 年度	61%	32%	5%	0%	3%
	平成 28 年度	84%	16%	0%	0%	0%
2 入学者受け入れ方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している	平成 26 年度	25%	34%	20%	2%	18%
	平成 27 年度	34%	34%	18%	5%	8%
	平成 28 年度	64%	27%	7%	0%	2%
3 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している	平成 26 年度	34%	30%	14%	5%	18%
	平成 27 年度	50%	26%	11%	8%	5%
	平成 28 年度	73%	25%	2%	0%	0%

（注意 1）アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名（86.7%）であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名（84.4%）、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名（89.8%）だった。

（注意 2）回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

## (b) 課題

入学者受け入れ方針に基づいて入学試験で判定しているが、実習など現場においての戸惑いなどから進路変更を希望する学生もいる。学生により明確な目標を持たせる試みを、各学科・学生支援等連携を取り合い検討していく必要がある。

入学者受け入れ方針に関しては、現行の方針を踏まえつつ、本学にふさわしい入学前教育のあり方についてさらに検討する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

## (a) 現状

今日の学生の状況と、社会の求める質の高い人材育成という観点から考察すると、学習成果が未達成の学生は、出席時間の不足、学力不足や技術面での不足等、様々な要因が挙げられる。決して各学科の学習成果が達成不可能なものであるというわけではないと考えている。しかし、質の高い人材（ケアスペシャリスト）の育成という社会的な責務を負う以上、安易にハードルを引き下げるわけにはいかない。各教科担当からの情報を受け、ゼミナール担任やチューターが個別に学生と対話する機会を設け、生活指導（出席を促す・悩み事相談等）を行い、必要に応じ保護者面談を行い、学習成果を達成できるように支援している。その経過内容は学科会において共有されているが、個人情報をも多く含み記録に残せないところもある現状である。

さまざまな学習支援の結果、専門職への就職率が 90%前後の数字で推移していることから、学習成果の達成は、幼児保育学科と介護福祉学科では 2 年間、看護学科においては 3 年間で可能であるといえる。

学習成果は、各学科の教育目標に基づくものであるため、保育士資格・幼稚園教諭二種

免許・介護福祉士資格（平成 28 年度入学生は国家試験受験資格）・看護師国家試験受験資格のそれぞれを取得するように設定している。学生のほとんどが、これらの資格免許を取得し、専門職へ就職していることから、各学科の学習成果は、社会的にも認められる実際の価値のあるものだといえる。

学習成果の具体性としては、全学科、授業科目ごとに「教育課程・学生生活ガイド」[提出資料(3)]や「シラバス」[提出資料(4)]に示している。

学習成果の測定可能性は、各科目担当者によって、「シラバス」に明記した方法に則り厳格に行っている。学習成果を査定する客観的なシステムとして平成 27 年度より GPA 制度の導入を行い、2.0 未満の学生については、ゼミナール担当もしくはチューターが補講などの個別学習指導を行っている。[備付資料 092]幼児保育学科では今後の目標を記した作文を課しその後の指導経過を学生カルテ[備付資料(077)]に記載、介護福祉学科では振り返りシート[備付資料(078)]記入後と学科長面談、看護学科では学生カルテ[備付資料(077)]の記載を行っている。学生自身の実習の意図的な学びの方法の一つとして、幼児保育学科では「保育・教職実践演習（幼稚園）」に履修カルテ[備付資料(079)]、介護福祉学科では 2 年間の技術経験チェック表[備付資料(080)]、看護学科ではポートフォリオ[備付資料(081)]の記入が行われている。

介護福祉学科では、実施したコマシラバス[備付資料(084)]と試験問題を教員から学科長に提出し、学習成果の達成や授業方法、各科目の関係性を確認するような検討が始まった。また各学科 FD 委員が中心となり、単位認定経過報告シート[備付資料(083)]を集計し学習成果の可視化を行い来年度の授業の見直しを始めた。

によると、3 年連続し A 評価（実現できていると思う）が増加している。しかし「5 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である」は 41%であり難しさが伺える。

基準Ⅱ-A-4 について、教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅱ-A-4 「学習成果の査定(アセスメント)は明確である」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある	平成 26 年度	30%	36%	9%	7%	18%
	平成 27 年度	39%	26%	18%	3%	13%
	平成 28 年度	53%	37%	5%	0%	5%
2 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である	平成 26 年度	25%	43%	5%	9%	18%
	平成 27 年度	32%	34%	16%	5%	13%
	平成 28 年度	64%	30%	2%	0%	5%
3 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一	平成 26 年度	30%	34%	11%	7%	18%

定期間内で獲得が可能である	平成 27 年度	34%	32%	18%	5%	11%
	平成 28 年度	59%	34%	2%	0%	5%
4 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実 際の的な価値がある	平成 26 年度	32%	34%	14%	2%	18%
	平成 27 年度	37%	29%	16%	3%	16%
	平成 28 年度	64%	27%	5%	0%	5%
5 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測 定可能である	平成 26 年度	16%	36%	30%	2%	16%
	平成 27 年度	26%	29%	24%	8%	13%
	平成 28 年度	41%	43%	11%	0%	5%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

## (b) 課題

GPA を導入し学習成果を数値化し、その結果を学生に認識させているが、学期毎の算出ができないシステムのため、変化が見えにくい。学期毎の成果が見えるシステム作りが必要である。

履修カルテ、技術経験チェック表、ポートフォリオは形式的な記載にとどまっている部分もあり、入学時から学習成果に繋がられるような検討が必要である。

それ以外の科目においても、学生自身が自己の学びについて、主体的に考察する方法を検討していかなければならない。また教員と共に振り返ることができるシステムの検討をし、個別指導結果の確認と検討を考えていく必要がある。

学習成果の査定については、FD 活動の充実を含め、学科間の連携もより必要になると考える。

基準 I との関連から、学習成果そのものの意味内容の深化を図り、学習成果の評価指標や評価項目についての検討が必要である。

[区分 基準 II -A-5 学生の卒業後評価への取り組みをおこなっている。]

## (a) 現状

ほとんどの学生が、本学の実習先である幼稚園や保育園、福祉施設、病院等に就職しているため、実習巡回時に訪問した際や実習連絡会において、卒業生の評価を聴取している。これにより得られた情報は、学科会や学生支援委員会等に報告され、その就職先が求める人材の特徴、求める能力を知ることができる為、当該先に就職を希望する学生に対して支援の材料としている。

平成 27 年度に卒業した学生の進路先に対して、アンケート調査[備付資料(008)]を実施

した。全学科とも平成 26 年度卒業生[備付資料(007)]より平成 27 年度卒業生の方が全体的に学位授与の方針が「十分に身についていると感じている」「ある程度身についている」と評価している就職先が多く、基本的マナーや働く意欲についての指摘が少なくなっていた。しかし専門知識や技術・アセスメント力を伸ばすことなど、より臨床的に通用する知識・技術のレベルの回答も多く、学位授与の方針の意味内容や、学位授与の方針と学習成果との関連、アンケート内容について検討する必要がある。

この結果は各学科、各委員会分析し、学生支援や教育内容・カリキュラムの改善に活用している。

基準Ⅱ-A-5 について、教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅱ-A-5 「学生の卒業後評価への取り組みを行っている」に係る  
自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 卒業生の進路先から評価を聴取している	平成 26 年度	7%	23%	43%	9%	18%
	平成 27 年度	24%	47%	8%	11%	11%
	平成 28 年度	57%	32%	5%	0%	7%
2 聴取した結果を学習成果の点検に活用している	平成 26 年度	5%	14%	50%	9%	23%
	平成 27 年度	13%	29%	26%	13%	18%
	平成 28 年度	39%	48%	5%	0%	9%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策などが無いと思う」、E は「わからない」である。

(b) 課題

実習連絡会・実習巡回時に訪問した際、卒業生の評価を聴取することに関し、情報をより得やすい方法も検討を重ねていく。

アンケート調査の方法・内容・分析方法・活用方法も検討する必要がある。

テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

○学位授与の方針について、入学時より繰り返し丁寧に学生に説明し徹底を図る必要がある。また学位授与の方針に沿った教育内容が展開されているか、また時代に合っているか

などの点検修正を重ねる。

○他学科へ転入する学生の負担が少なくなるように、またケアスペシャリストとして学生時代からの3学科合同授業の必要性のため教育課程の検討・工夫が必要である。また資格取得しない・できない学生への民間ライセンス等他資格取得支援などの検討をする。

○学生により明確な目標を持たせる試みを、各学科・学生支援等連携を取り合い検討していく必要がある。また入学者受け入れ方針について、本学にふさわしい入学前教育のあり方についてさらに検討する必要がある。

○GPA は学期毎の算出ができないシステムのため、学期毎の成果が見えるシステム作りが必要である。また履修カルテ、技術経験チェック表、ポートフォリオは形式的な記載にとどまっているため、入学時から学習成果に繋がられるような検討が必要である。

○学習成果の査定についてのFD活動の充実と学科間の連携を検討する。

○学習成果そのものの意味内容の深化を図り、学習成果の評価指標や評価項目についての検討が必要である。

○アンケート調査の方法・内容・分析方法・活用方法も検討する必要がある。

#### 提出資料

(2)学則

(3)教育課程・学生ガイド

(4)シラバス

(8)学生募集要項

(22)ディプロマ・ポリシー[ウェブサイト掲載]

(23)ディプロマ・ポリシー[ウェブサイト掲載]

(24)ディプロマ・ポリシー[ウェブサイト掲載]

#### 備付資料

(007)就職先へのアンケート（卒業生に対する評価）結果[平成27年度]

(008)就職先へのアンケート（卒業生に対する評価）結果[平成28年度]

(062-35)入学者選抜規程

(076)入学時と卒業時に学位授与の方針の到達度について4段階評価のアンケート（介護）

(077)学生カルテ（幼保）

(078)振り返りシート（介護）

(079)履修カルテ（幼保）

(080)技術経験チェック表（介護）

(081)ポートフォリオ（看護）

(082)入試ガイド

(083)単位認定経過報告シート

(084)コマシラバス（介護）

(092)GPA2.0未満の学生の個別指導

テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援

[区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

(a) 現状

科目における成績評価基準は、学位授与の方針に沿って「教育課程・学生生活ガイド」[提出資料(3)]に明確に示され全教員が周知している。この基準に則ってそれぞれの科目について成績評価し学習成果を厳密に測定している。さらに、単位認定経過報告シート[備付資料(083)]を記載することで、より詳細に授業理解の程度を可視化している。

平成 27 年度より GPA を導入し、2.0 未満の学生に個別指導を実施している。

前期・後期とも全科目について学生による授業評価 (VOICE) [備付資料(021)]を実施しており、その中には学生の自己評価と授業評価項目がある。教員はこの結果と単位認定経過報告シートの結果をもとに「授業評価報告書」[備付資料(085-01)]を記載することで授業改善に役立て、学生の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。平成 27 年には FD 活動の一環として「VOICE に関する認識調査」[備付資料(086)]を教員と学生を対象に実施した。そこでの、学生による授業評価 (VOICE) 評価が反映されていないという学生の声に対し、平成 27 年度後期から授業の中間評価を取り入れ後半の授業に反映するようにした。また実習の学生による授業評価 (VOICE) の検討がされ、平成 28 年度後期より使用され始めている。この「授業評価報告書」は冊子[備付資料(085-02)]にまとめ、図書館にて公開している。

FD 活動では FD 委員会が中心となり、毎年 of FD・SD 合同活動報告会と他大学との合同研修・情報交換等を行っている。学内では相互授業参観を実施し教授方法の向上に努力しており、平成 29 年度からは相互授業参観の相互の部分を含め、お互い授業参観振り返り書[備付資料(087)]を交換しあい、より教授方法の改善・調整を図る予定である。活動を通して、FD・SD 活動の継続の必要生と重要性を認識できている。さらに、平成 28 年には SD 委員会が発足し、平成 29 年度に向けて事務職内の活性化に向けての活動も始動した。

学期開始時のオリエンテーションで教育課程委員及び履修指導担当者から教育目的・目標達成に向けて、資格取得・卒業要件を満たすように個別指導がなされ、教育目的達成状況の把握をするよう各学科で組織的に取り組んでいる。また、カリキュラムマップが作成された平成 27 年度より、各科目開講時に学位授与の方針と該当科目との関連についてオリエンテーションをし、科目の達成目標を明確にするようにした。

教員懇談会または連絡会を定期的実施し、学生の傾向や授業中の様子、学生の到達目標や達成状況について意見交換をしている。また、学科会において事務職や科目担当者からの報告によって、全教員が学生状況を把握している。

オープンキャンパスに卒業生を招き、社会での活躍を話してもらうことで将来像をイメージしやすくしている。

上記以外での各学科の学習成果の獲得に向けての取り組みは以下のとおりである。

幼児保育学科

「音楽Ⅰ」は、非常勤講師を含めて 8 名の教員によるピアノの個別実技指導を行っているが、学生の習熟度には差があり、正課の時間内で修得の難しい学生には、さらに時間を

設け個別補習指導を行っている。また、ピアノ練習室を常時開放し、学生の自発的練習環境を整えている。

「保育・教職実践演習（幼稚園）」では履修カルテ[備付資料(079)]を作成し、各科目の到達目標について自己評価を行い、各科目と学位授与の方針との関連を再確認しながら、自身の学習の到達度をチェックしている。

また、1年次後期に卒業生や各領域の専門家を特別講師とする「キャリア形成」を開講している。将来像を明確にし、職種の選択に役立つ内容・構成をとることで、学生の学習意欲の向上をめざしている。

実習については、ゼミ担当教員が巡回指導を行うことを原則としている。日頃の学生の様子、性格、背景などを知る教員が担当することで、学生の安心感、実習先との意思疎通に効果的となっている。また実習先からの評価票に基づいてゼミ担当教員が個別指導を行い、課題を明確にした上で就職支援につなげている。さらに実習記録ノートについても各ゼミ担当教員がチェックし、コメントを記載し、学生の学ぶ意欲を高めている。

平成26年度より「公務員試験受験対策講座」を実施し、公務員正規採用の増加をめざしてきた。受験率・合格率の向上はもとより、SPI 模擬試験などの実施により、学生の基礎学力の獲得につながっている。しかし、公務員を志望しない学生の受講意欲が停滞しつつある。この現状を考慮し、学生からのニーズを把握し平成29年度から「キャリア教育セミナー」と改め、広く就職支援講座として日程・内容ともに刷新して実施していくこととした。

#### 介護福祉学科

専任教員は各コマシラバス[備付資料(084)]を学生に提示し、授業の進行やポイントを明確にし、わかりやすい授業の進行を心がけている。また、翌週に適宜確認ミニテストを実施し、学生自身の理解度の確認と教員自身の評価として活用している。また、コマシラバスは学科長に提出し、授業・教育方法の点検・連携を行い始めた。今後、コマシラバスの作成やミニテストの実施を非常勤教員にも依頼し、教育内容の重複・欠如がないようにしていく予定である。

平成28年度入学生から、平成29年度国家試験を見据え「介護特別講座Ⅰ」では知識の定着を図り、「介護特別講座Ⅱ」では反復の国家試験対策を行っている。

実習は原則週1回以上の巡回指導を行っている。学生の実習状況や悩みを巡回担当教員が把握し、必要であればチューターと連携し追加巡回を行っている。また巡回担当教員は施設側と意思疎通及び調整を行い、学校と施設とのつながりを深めている。

平成28年度個別援助技術実習（介護1年）からは学生と巡回担当教員とで、学生の自己評価と施設評価を照らし合わせた個人面談[備付資料(088)]を行い、総合実習への課題を明らかにしている。また実習評価については施設評価・教員評価をもとに、全教員で施設毎の差がないように確認をしている。

平成27年度入学生に対して、入学時と卒業時に学位授与の方針の到達度について4段階評価のアンケート[備付資料(076)]を行った。その結果全ての項目において卒業時の方が有意にポイントは高くなっており、学習成果の一つと考える。

#### 看護学科

「看護技術方法論Ⅰ」「看護技術方法論Ⅱ」では経験不足を補足する為に、演習時間数を

増やし、クラスを2グループにして教員が手厚く指導できる時間割編成とし、さらに時間外に自主的に技術練習ができる環境を提供している。また、「看護技術方法論Ⅲ」では、看護過程の展開がしやすいように、展開事例の「疾病・治療論各論」が済んでからの時期に開講するように時間割編成をしている。

各論実習では、ポートフォリオ[備付資料(081)]を活用して、学習成果を学生自身と全実習担当教員が把握している。各実習終了時には個人面談をし、自己の課題等を明らかにし次の実習へつなげている。

長期休暇には課題を課して自主学習を促している。学習成果を担当教員に提出しその後、各チューターが個別指導につなげている。

学生個々の「学生カルテ」[備付資料(079)]を用いて、学生の状況や個別指導内容を記載し、必要時には教員の誰もが閲覧できるようにして継続的な指導ができるように努力をしている。個人情報であるので、施錠した保管管理となっている。

看護師国家試験対策として専任担当者を配置し、1年次から国家試験受験準備を開始している。国家試験受験後には報告会が行われ、先輩から後輩に向けて、現在の学習の意図づけと動機付けがされている。その結果として、この国家試験対策がなされてから、ほぼ100%の合格率である。

卒業生からのメッセージが学科掲示板に貼られ、将来像を明確化することで学習の動機づけにつなげている。

卒業生の満足度調査によると平成26年度卒業生[備付資料(009)]よりも平成27年度[備付資料(010)]の方が松本短大に対する満足度が高くなっており、特に教養科目のポイントが高かった。また平成28年度の在校生[備付資料(023)]については平成27年度在校生[備付資料(022)]より内容が理解できる授業が多く、受講して良かったというポイントが高くなっていった。また教員に対する満足度は平成26年と平成27年とでは変化していないが、平成28年度の在校生は平成27年度在校生より、少人数教育が充実しており、人間的に魅力があり、尊敬でき、授業以外にもコミュニケーションがとりやすい教員が多くなったというポイントが高くなった。

基準Ⅱ-B-1について、教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅱ-B-1「学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している」に係る自己点検アンケート結果

設問項目		調査年度	回答結果				
			A	B	C	D	E
1	教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。	平成26年度	34%	39%	11%	0%	16%
		平成27年度	58%	21%	8%	3%	11%
		平成28年度	70%	18%	5%	0%	7%
2	教員は、学習成果の状況を適切に把握して	平成26年度	27%	43%	16%	0%	14%

	いる。	平成 27 年度	58%	13%	16%	3%	11%
		平成 28 年度	66%	23%	7%	0%	5%
3	教員は、学生による授業評価を定期的を受けている。	平成 26 年度	61%	25%	2%	2%	9%
		平成 27 年度	68%	18%	8%	0%	5%
		平成 28 年度	75%	23%	2%	0%	0%
4	教員は、学生による授業評価の結果を認識している。	平成 26 年度	55%	25%	7%	2%	11%
		平成 27 年度	68%	11%	11%	5%	5%
		平成 28 年度	77%	14%	7%	0%	2%
5	教員は、学生の授業評価の結果を授業改善のために活用している。	平成 26 年度	39%	34%	14%	2%	11%
		平成 27 年度	50%	18%	8%	8%	16%
		平成 28 年度	57%	30%	5%	2%	7%
6	教員は、授業内容について授業担当者間での意志の疎通、協力、調整を図っている。	平成 26 年度	27%	41%	18%	0%	14%
		平成 27 年度	42%	24%	11%	5%	18%
		平成 28 年度	52%	32%	2%	2%	11%
7	教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。	平成 26 年度	32%	45%	11%	2%	9%
		平成 27 年度	45%	39%	8%	3%	5%
		平成 28 年度	57%	30%	11%	0%	2%
8	教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。	平成 26 年度	34%	32%	16%	5%	14%
		平成 27 年度	50%	32%	5%	5%	8%
		平成 28 年度	61%	27%	5%	0%	7%
9	教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。	平成 26 年度	39%	41%	9%	2%	9%
		平成 27 年度	50%	39%	8%	3%	0%
		平成 28 年度	75%	16%	5%	0%	5%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

事務職員は「ケアスペシャリストとして社会に貢献できる」という学習成果を認識し、

出席、成績などの履修状況を把握して指導するなどの職務を通じて、学習成果の獲得に向けて支援している。小規模大学の特色を生かし、所属部署の職務を通じて、学生個々の特性に触れる機会が多く、職務に関連する修学相談や生活相談に発展することも多い。学習意欲が低下していると感じる学生には、声かけや学習成果獲得に向けてのアドバイスを行うなど、学生の学習成果獲得に向けて貢献するべく努力をしている。平成 28 年に SD 委員会が発足し、組織的に SD 活動を行う基盤ができた。担当業務の能力向上を図るために各担当者研修会（入試広報担当者研修・就職担当研修・教務担当研修・経理事務担当研修・補助金担当者研修等）に参加したり、学生アンケートをもとに課題共有とその解決案として「目標管理制度」の導入のための研修を企画している。

事務職員に対する満足度[備付資料(022)][備付資料(023)]は平成 26 年と平成 27 年とでは変化していないが、平成 28 年度の在校生は平成 27 年度在校生より、明るく対応してくれ、個別に親身になって相談に乗ってくれ人間的に魅力があり、尊敬できる職員が多くなったというポイントが高くなった。

基準Ⅱ-B-1 について、教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅱ-B-1 「学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している」に係る自己点検アンケート結果

設問項目		調査年度	回答結果				
			A	B	C	D	E
1	事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。	平成 26 年度	36%	41%	11%	9%	2%
		平成 27 年度	50%	24%	11%	5%	11%
		平成 28 年度	64%	20%	11%	0%	5%
2	事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果貢献している。	平成 26 年度	34%	43%	11%	7%	5%
		平成 27 年度	42%	29%	18%	3%	8%
		平成 28 年度	50%	34%	14%	0%	2%
3	事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。	平成 26 年度	32%	32%	16%	11%	9%
		平成 27 年度	47%	18%	18%	3%	13%
		平成 28 年度	55%	27%	11%	5%	2%
4	事務職員は、SD 活動を通じて学生支援の職務を充実させている。	平成 26 年度	20%	39%	27%	5%	9%
		平成 27 年度	16%	34%	29%	5%	16%
		平成 28 年度	34%	52%	7%	2%	5%
5	事務職員は、所属部署の職務を通じて学生	平成 26 年度	43%	32%	14%	9%	2%

に対して履修及び卒業に至る支援ができる。	平成 27 年度	47%	37%	8%	0%	8%
	平成 28 年度	66%	18%	11%	2%	2%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

平成 28 年に「松本短期大学図書館に関するアンケート調査」[備付資料(089)]を実施した。図書館職員は、現在のところ専任職員は 1 名で、シルバー人材センターに委託し 2 名の職員が交代で補助に入っている。図書館職員の対応に対して、70%以上の「普通及び良い」の評価を得ている。毎年、各学科に基本的な参考図書・関連図書及び推薦図書、実習関連図書、DVD などの視聴覚教材の購入希望をとり、新刊図書を優先して購入している。アンケートの結果から、「専門図書」「資格就職」に関する図書、「一般教養図書」の充実の意見が多かった。シラバスに掲載されている参考図書や教員の推薦図書を確認し、予算配分を検討していく。

例年、読書推進企画「ヨムゾー」を実施している。また、社会の情勢を反映したトピックスコーナーを設け、2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピックに関連し、オリンピックに関わる書籍を展示している。また、学生が書籍を見つけやすいように、平成 25 年から十進法分類に整理しなおした。利用学生が看護学科の学生の割合が多いことから日本看護協会図書館分類と同様のものである。さらに、実習で使用する参考図書やシラバスに掲載されている図書などの使用頻度の高い書籍は別配架とし、希望図書が貸し出されていて借りられないという学生の声に対して増冊も行った。図書館の利用状況をみると貸し出し冊数は横ばい、貸し出し人数は減少傾向にあったが、平成 28 年度はやや改善がみられた。さらに、図書館の魅力を学生に伝える機会を設けるために、図書のリクエスト制度の方法の周知、リファレンスサービスの充実を努力していく必要がある。

アンケート結果の学生の要望により個人学習スペースの確保と試験 1 か月前限定ではあるが、土曜日の開館を始めた。

学生の図書館利用状況 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
在籍者数	501	516	551	508	511
貸し出し冊数	3,026	2,804	2,720	2,545	2,957
貸し出し人数	1,435	1,336	1,212	1,225	1,370
年間購入冊数	395	440	485	607	708

また、平成 27 年度より Wi-Fi 環境を食堂・中庭に整えたことにより、インターネット回線への接続の利便性は確保されてきた。

教員が iPad の電子テキストを活用し授業をよりわかりやすくできるように工夫し始めた。また使用する電子テキストによっては評価までできるため、学習成果を評価しやすくなっている。学習成果につながる IT の活用を促進するよう、業者を招いてのプレゼンテーションや実際に使用している教員の授業参観等で多くの教職員が有効活用できるようにしている。また、実習に向けての授業等でマルチメディア室を活用することも考えている。IT 活用は徐々に始まったところである。

図書館・学習環境に対する満足度は平成 26 年度と平成 27 年度とでは変化していないが、平成 28 年度の在校生は平成 27 年度在校生より、図書館の蔵書の種類や冊数、パソコンの台数は十分であるというポイントが高くなった。

基準Ⅱ-B-1 について、教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅱ-B-1 「学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している」に係る自己点検アンケート結果

設問項目		調査年度	回答結果				
			A	B	C	D	E
1	図書館、学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援している。	平成 26 年度	34%	41%	16%	0%	9%
		平成 27 年度	47%	24%	16%	0%	13%
		平成 28 年度	64%	27%	5%	2%	2%
2	教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。	平成 26 年度	16%	48%	25%	2%	9%
		平成 27 年度	29%	39%	21%	3%	8%
		平成 28 年度	45%	48%	5%	2%	0%
3	教職員は、学内のコンピューターを授業や学校運営に活用している。	平成 26 年度	25%	41%	20%	2%	11%
		平成 27 年度	26%	39%	21%	5%	8%
		平成 28 年度	43%	36%	16%	2%	2%
4	教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピューターの利用を促進している。	平成 26 年度	18%	27%	27%	14%	14%
		平成 27 年度	24%	26%	39%	3%	8%
		平成 28 年度	32%	45%	16%	5%	2%
5	教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピューター利用技術の向上を図っている。	平成 26 年度	7%	39%	30%	11%	14%
		平成 27 年度	16%	34%	34%	3%	13%
		平成 28 年度	34%	36%	20%	5%	5%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策などが無いと思う」、E は「わからない」である。

## (b) 課題

学生の学習成果の獲得に向けて、全職員が協力し、それぞれの業務の中で可能な限り時間をかけて指導しているが、基礎学力不足の学生が増加している昨今、さらなる FD・SD 活動の充実と活発化が必要となる。

授業評価が後半の授業に反映されるように、授業の中間評価を取り入れた。その中間評価が活かされたかの確認を行う必要がある。また、各学科の実習についての学生による授業評価 (VOICE) も実施しているが、その分析・検討が必要となる。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

## (a) 現状

学科・課程の学習成果の獲得に向けて、入学時、各学期開始時にオリエンテーションを実施して、学習の動機付けに焦点を当て、学年別に教育課程委員会が中心となって指導している。「教育課程・学生生活ガイド」[提出資料(3)]「シラバス」[提出資料(4)]「時間割」を用いて履修登録、免許資格に必要な科目・単位数の説明を行い、学生の登録ミスがないように教員と事務職員がダブルチェックし、卒業延期や資格取得ができないことがないように注意している。

1 年後期以降は、成績及び単位取得状況がわかる「成績通知書」を配布し、通算取得単位数を確認させ、取得単位数が少ない学生や成績不振者に対しては、ゼミナール担当・チューターが個別に指導している。平成 27 年度から GPA 制度を導入し、GPA2.0 未満の学生を学習不振者として指導対象としている。逆に、成績優秀者には、特待生として授業料を減免する制度を設けている。

基礎学力が不足している学生に補習講義や個別指導を行っている。また、入学予定者に対して課題を課し、入学後の学習成果の獲得がしやすい配慮をしている。

学習上の悩みなどの相談については、ゼミナール担当・チューターが窓口となり学科会議で情報交換を行い、必要時個別に指導助言している。場合によっては、カウンセリングへとつなげている。

ゼミナール担当・チューターを通して、家族支援の要請も行っている。

3 学科とも、資格取得に関わる必修科目が大半を占めていたこともあって、現状は CAP 制を導入していなかった。しかし、効果的な学習成果獲得のためにはその必要性があるとし、平成 29 年度に導入することとし、「教育課程・学生生活ガイド」に明言する予定である。

留学生については看護学科のみ該当者がおり、チューターが支援している。

各学科での学習成果の獲得に向けての学習支援の取り組みは以下のとおりである。

#### 幼児保育学科

入学前学習支援として、文章読解・表現力の向上を目的に読書感想文を課していたが、基礎学力の向上をより直接的にめざす意図から指定の SPI 問題集を課題とし、入学後に効果測定を行っている。また入学後のピアノ実技指導に向けて、準備学習としてバイエル教則本 80 番程度までの練習を求めている。入学後にクラス編成のための実技試験を行うことが、入学前学習のよい動機づけとなっている。ピアノ演奏技術に関する入学生の悩みや不安を解消するため、入学前に音楽科教員が相談に応ずる体制をとっている。

入学後は、所属ゼミナールが決まる 5 月半ばまでチューターが学生の指導・助言にあたる。チューターは、入学当初の不安・緊張、人間関係の悩み、一人暮らしへの配慮など、さまざまな支援を担当している。その後、チューターからゼミナール担当教員に引き継がれ、生活・学習・実習・就職などあらゆる面で助言・指導を行う体制をとっている。

学科会では毎回「学生について」の議題が設けられ、ゼミ担当教員から問題のある学生についての情報提供がなされ、全員で共有し対応できる体制をとっている。

GPA2.0 未満の学生に対して、ゼミ担当教員が個別学習時間の確保や個別学習課題を与えるなどして、学習意欲や成績向上に向けた支援を行っている。具体的には、学習の仕方や学習時間についての振り返りと今後の目標設定、SPI 問題集や模擬試験の学びなおしによる基礎教養知識の定着をめざしている。個別指導の記録[備付資料(090)]は、ファイルとして保管し、全教員が閲覧・記載できる体制をとっている。

#### 介護福祉学科

入学前学習支援として、文章の書き方の向上を目的に課題図書を読書感想文、高齢者との関わりを目的にボランティア活動報告書、漢字 3 級・生物の復習の課題を提示し、その成果として入学後、漢字 3 級と生物のミニテストを行っている。

入学後欠席が多い学生や GPA2.0 未満の学生に対して、チューターを中心に「振り返りシート」[備付資料(078)]を用い面談を行い他の教員と連絡を密にし、学習支援と必要があれば、学科長、学生部も含めて改善策を検討している。

学習上の悩みは基本的には科目担当、チューターが個別対応しているが、学生が話しやすい教員誰もが対応できるように、学科会で「学生について」の議題を設け連携をとっている。

共通試験対策として、介護特別講座 I、II を設けグループによる学習と個人学習を行い、知識の定着に向けている。

実習では一年の最初の実習前に「実習出発式」を開催し、学長、教員、同窓会、卒業生をお招きし、決意と志をサポートしており、同窓会からは毎年ボールペンをいただいている。

優秀学生に対しては、指導者連絡会、学会、文化祭時での発表を行っており、平成 28 年度は指導者連絡会にて学生のまとめを配布した。また卒業時には学科独自の「介護福祉研究優秀賞」「勤勉賞」などを設け、それぞれの貢献とがんばりを表彰している。

#### 看護学科

入学前学習支援として、平成 25 年度までは課題図書を提示し読後感想文の提出を課して

いたが、基礎学力低下に伴い、平成 26 年度より日本語と数学の業者テキストを特別推薦合格者、一般推薦合格者、社会人入試合格者に配布し自主学習を促した。学習成果を評価するために、事前事後テストを実施した結果、事後テストの成績向上が認められず、成果がみられなかったため、平成 27 年度以降、月に 1 回登校してもらいテキストの範囲指定のもと、確認テストを実施している。また、一般入試合格者については、毎月実施したテスト内容を課題とし、入学時提出を課している。その結果、事後テストの結果に学力向上が認められている。

入学後は GPA2.0 未満の学生にチューターごと個別指導を行っている。長期休暇には課題を課し、ノート作成指導等を行っている。

学習上の悩みは主にチューターが個別に対応しているが、学生部を通してカウンセリングへとつなげている。倫理的に配慮した上で、学科会議で情報共有し、全ての教員が対応できる体制をとっている。

中国国籍の学生が在籍している。文化、習慣の違いを尊重しながら、日本の文化についても指導している。意欲のある学生には、課外活動を推奨しボランティアの参加も促している。

資格取得に向けての国家試験受験対策として、専門の担当者が年間計画に基づいて入学時から継続的に学習指導をしている。個別面談を定期的[備付資料(090)]に実施し支援している。

保護者に対しても、年 2 回保護者懇談会を開催し、学習状況を説明して支援要請をしている。

学生に向けての発行物、ガイダンスの充実とともに、学習不振者及び成績優秀者への学習支援も、年々改善はみられている。(下表参照)

基準Ⅱ-B-2 について、教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅱ-B-2 「学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に  
行っている」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。	平成 26 年度	36%	36%	14%	2%	11%
	平成 27 年度	50%	32%	8%	0%	11%
	平成 28 年度	75%	16%	2%	2%	5%
2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。	平成 26 年度	55%	25%	11%	0%	9%
	平成 27 年度	55%	29%	13%	0%	3%
	平成 28 年度	82%	11%	7%	0%	0%
3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、	平成 26 年度	23%	27%	32%	2%	16%

	基礎学力が不足する学生に対し補習授業をしている。	平成 27 年度	34%	37%	16%	8%	5%
		平成 28 年度	57%	34%	7%	0%	2%
4	学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。	平成 26 年度	30%	39%	16%	5%	11%
		平成 27 年度	37%	47%	11%	5%	0%
		平成 28 年度	59%	36%	5%	0%	0%
5	学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。	平成 26 年度	9%	16%	9%	9%	57%
		平成 27 年度	18%	11%	16%	0%	55%
		平成 28 年度	28%	11%	11%	6%	44%
6	学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。	平成 26 年度	2%	43%	27%	7%	20%
		平成 27 年度	11%	34%	32%	5%	18%
		平成 28 年度	34%	39%	16%	0%	11%
7	学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて留学生の受け入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。	平成 26 年度	14%	9%	23%	16%	39%
		平成 27 年度	13%	13%	16%	18%	39%
		平成 28 年度	18%	21%	16%	11%	34%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策などが無いと思う」、E は「わからない」である。

## (b) 課題

GPA 制度の導入により要学習支援者の明確化ができたが、該当学生が多数いることで、個別対応では難しい状況にある。また、学習不振による単位未修得者が退学、留年につながっている。

また、自主的に学習する習慣を身につけるためにも、学生の主体性を考慮した授業方法へと改善していくことも考える。学生に提示している「シラバス」や「教育課程・学生生活ガイド」のわかりやすさ、使いやすさをさらに検討し、学習促進につながる情報提供を考えていく。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的にやっている。]

## (a) 現状

学生支援のための組織として、学生部と学生支援委員会が中心となっているが、ゼミナール制とチューター制を設け、各担当教員が学生の生活、学習、進路について支援に当た

っている。また、非常勤のカウンセラーを配属している。

学生部は学生部長と事務職員 2 名で構成され、学生支援委員会と協力して、学生が充実した学生生活が送れるように、大学生生活全般における様々な問題点や課題に対して上記のように取り組んでいる。学生生活の中で大きな成長の場となる課外活動としての自治会活動の運営管理支援では、各学科から選出された役員・委員が新入生歓迎会や学園祭、卒業記念パーティの企画運営、楽 KAN 祭や松本ぼんぼんへの参加等を行っている。

サークル活動は文科系 2 団体、体育系 5 団体が結成されており、他に文科系 2 団体の同好会も活動しており、学科・学年を超えた交流の場となっている。体育系クラブは毎年行われている私立短大体育大会に参加し結果を出している。

大学祭は毎年 10 月の中旬に開催され、学生の実行委員を中心に、学生部及び学生支援委員会が支援する、全学的な行事として取り組んでいる。学生の企画した催しや模擬店の他、ゼミの発表・展示(授業の成果)等多彩な内容となっている。また同窓会より 20 万円の予算が支給されている。

学生食堂は、日替わりで定食・どんぶり・麺類のメニューとなっており、弁当を持ち込んで食べることも可能となっている。280 席に増やし、近くの教室も開放しているため、学生から不足の訴えはない。また、学生からの要望で平成 27 年度に学食内に電子レンジが設置され自由に使うことができている。学食内には軽食の自動販売機が設置され、毎日パンの販売もされている。近隣にコンビニエンスストア等があるため、売店の必要性がなく、常設の売店はない。

平成 27 年度に中庭の整備がなされ、ベンチが設置されたことで学生の憩いの場となった。天気の良い時は交流の場として活用され、昼食をとる学生もいる。また、平成 28 年度には運動場の再整備が完了した。学習効果を期待し、運動場にはステージが設けられている。

大学近隣に在住している学生が非常に多く自宅通学者が約 80%と大半を占めている。学生寮は設備していないが、遠方からの入学生に対しては、学生部が大学近隣の安心して居住できる住居が見つかるように、不動産業者の紹介を行っている。

通学は JR 線が最寄り駅で、駅よりスクールバスを運行している。学生からの要望で、平成 25 年度から最終便の時間延長、平成 26 年には朝の通学時間の増便が実現し、増便した時間帯の利用者数が増加した。さらに、平成 28 年度より学外授業での使用や休講時の運行が可能となった。また、運動場の再整備に伴い、大学の地所続きに駐車場を確保することができ 221 台という十分な駐車場を確保している。入学時、学期開始時に説明会と申請受付を実施し、学期途中でも随時必要者に対しては対応している。結果、約半数近い学生が利用している(下図参照)。

学生駐車場利用者状況 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
学生数	551	545	508	508
利用者数	201	214	205	197

同じように、自転車やバイク通学の学生のために屋根つきの駐輪場も確保している。交通事故対策のために、学生部及び学生支援委員による朝の通学時間での街頭指導を行い、

交通安全に対する啓蒙活動をしている。

経済的支援が必要な学生に対しては、本学独自の奨学制度は設けていないので、外部奨学金について紹介している。入学時、各学期始めのオリエンテーション時に日本学生支援機構による奨学金制度の目的、内容、申請手続き方法について説明している。他にも、県看護職員修学資金、県立病院機構修学資金、県介護福祉士等修学資金、自治体育英資金、生命保険協会介護福祉士養成奨学金制度等の制度を利用できる旨の情報提供をしている。結果、利用する学生は年々増加している(下図参照)。また、期限までの授業料納付困難な学生についてはその運用を弾力的に取り扱うことで、安心して学べる体制を整えている。

奨学金利用者数 (平成 29 年 3 月 1 日現在)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
学生数	516	551	545	508	508
日本学生支援機構奨学金制度利用者数	144	183	191	172	192
その他の奨学金制度利用者数	40	25	55	39	30

学生の健康管理については、年度始めの健康調査と 4 月のオリエンテーション時の健康診断において、健康管理上留意を必要とする学生の把握をし、学内で情報を共有している。保健室担当者は事務職員が兼務しているため保健室に常駐していない。学生は事務室に声をかけて使用する。場合によっては、看護師資格を持つ教員が多数いるので、その不足を補っている。平成 28 年に「保健室機能調査」[備付資料(091)]を実施し、保健室機能の改善等の要望があり現在要請中である。

学生の悩みや問題が多様化する中、メンタル面で問題を抱えている学生については、ゼミナール担当・チューターの教員が大学生生活全般について相談に応じ支援している。また、非常勤のカウンセラーが不定期に学生相談窓口を開設している。開設当初は毎週木曜日に限定していたが、曜日、時間を指定してしまうと学生が時間調整をすることが難しくなることに配慮し、前月に翌月の開設時間を掲示するようにしている。平成 28 年度からは掲示だけでなく全教員にメール配信することで、教員から学生にカウンセリングを勧めたりカウンセラーと連携できるようになった。場合によっては、利用している学生の状況に応じて、次の相談時間を調整する等、柔軟な対応をしている。学生に限らず、学生の支援を担う教職員のメンタル支援もしている。しかし、学生相談室の周知がされず利用者が少ないことから、平成 27 年度から 4 月のオリエンテーション時にカウンセラーの紹介と講話の時間を設けた。また、教員との連携をとるために、平成 27 年度の FD 研修会では講師として講習してもらった結果、相談件数が増えた。相談者が相談する時期が 4 月、5 月、9 月、2 月、3 月であることは、学期の切り替わり時期に重なり、相談内容もメンタルに関連した相談内容とキャリア相談となっている。また、教員も利用できている。(下図参照) 学科との連携については、学生の個人情報に配慮して担当者同士の情報共有にとどめた。

学生相談利用状況 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度

利用者数	16	11	10	8	12
相談件数	7	5	4	8	14

全学生を対象の「学生支援の満足度についての調査」[備付資料(022)][備付資料(023)]において、授業、カリキュラム、教職員、施設設備など学生生活全般についての質問項目を設け、学生の意見や要望の聴取に努めている。その結果は、全教員に配布し情報共有している。学生より教室・食堂の環境改善（ごみの散らかしや私物放置）の要望があり、学期オリエンテーションでの指導を強化していく。また、喫煙マナーや交通安全指導についても実施していく。

留学生については看護学科のみ該当者がいた。チューターが個別に対応し、必要時、学科会で情報共有して学科としての対応をしている。

キャリアアップを目指す社会人学生は学習意欲が高く、学生生活全般にわたって一般学生の模範となっている。以前に取得した単位があれば単位認定している。

障がい者の受け入れのための施設設備に関しては、運動場の建設に資金がかかったため実質上できていない。一部車椅子に対応できていないところもあるが、その都度職員がサポートすることとしている。また、学生同士でサポートし合うことは本学がケアスペシャリストの育成を目指している観点から、学習の機会にもなり得る。発達障がい者の支援については研修等に参加し報告会で周知して教育課程委員会と学生支援委員会が合同委員会を開催し組織的に体制を整えていく予定である。

長期履修学生規定は定めていない。

学生の社会的活動を推進するために、ボランティア活動を推奨している。筑北村との学童交流会では3学科の学生が児童に対して遊びや職業体験の場を企画・提供し、それぞれの専門性を発揮し学び合っている。また、本学付属松本短大幼稚園の園児が来学し学生と交流することで学生にとって学習機会となっている。ボランティア活動の評価について、人間性の評価の一部と考えることができるが、いまだ具体的には評価基準はない。現在検討中である。

介護福祉学科では、科目担当とチューターが連絡を取り合い、授業を2回欠席すると本人面談、3回目は親に手紙を送付する、4回目は三者面談とし、試験の受験資格無効を無くすように家族への協力も求めるようにしている。また「ボランティアでの感謝状」「活動の努力賞」「自治会活動の感謝状」など独自の賞を学科会で決定し表彰している。

平成28年度の在校生の満足度調査によるとは平成27年度在校生より、通学のための交通の便が良い、キャンパス内での学生のマナーが良いと思う学生のポイントが高くなった。

基準Ⅱ-B-3について、教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅱ-B-3 「学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に  
行っている」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果
------	------	------

			A	B	C	D	E
1	学生の生活支援のための教職員組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。	平成26年度	45%	30%	11%	7%	7%
		平成27年度	58%	32%	11%	0%	0%
		平成28年度	68%	27%	5%	0%	0%
2	クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。	平成26年度	34%	32%	25%	5%	5%
		平成27年度	34%	29%	26%	5%	5%
		平成28年度	52%	30%	16%	2%	0%
3	学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。	平成26年度	27%	43%	20%	2%	7%
		平成27年度	16%	47%	29%	3%	5%
		平成28年度	32%	48%	18%	2%	0%
4	宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。	平成26年度	41%	25%	14%	9%	11%
		平成27年度	29%	26%	18%	16%	11%
		平成28年度	57%	26%	7%	5%	5%
5	通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。	平成26年度	45%	43%	2%	2%	7%
		平成27年度	47%	34%	13%	3%	3%
		平成28年度	70%	23%	5%	2%	0%
6	奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。	平成26年度	43%	32%	16%	0%	9%
		平成27年度	55%	16%	18%	8%	3%
		平成28年度	66%	18%	11%	0%	5%
7	学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。	平成26年度	30%	48%	9%	5%	9%
		平成27年度	39%	29%	24%	5%	3%
		平成28年度	45%	36%	14%	2%	2%
8	学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。	平成26年度	34%	41%	14%	7%	5%
		平成27年度	37%	42%	11%	8%	3%
		平成28年度	52%	36%	9%	0%	2%
9	留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている	平成26年度	9%	7%	18%	20%	45%
		平成27年度	0%	24%	26%	8%	42%
		平成28年度	5%	30%	19%	14%	32%
1	社会人学生の学習を支援する体制を整え	平成26年度	25%	32%	16%	9%	18%

0	ている。	平成 27 年度	24%	26%	24%	5%	21%
		平成 28 年度	39%	34%	16%	7%	5%
1 1 1	障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。	平成 26 年度	11%	34%	20%	20%	14%
		平成 27 年度	11%	24%	29%	13%	24%
		平成 28 年度	16%	44%	26%	7%	7%
1 2 2	長期履修生を受け入れる体制を整えている。	平成 26 年度	9%	11%	11%	25%	43%
		平成 27 年度	18%	5%	21%	29%	26%
		平成 28 年度	15%	18%	18%	23%	26%
1 3 3	学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。	平成 26 年度	25%	23%	27%	11%	14%
		平成 27 年度	26%	32%	26%	3%	13%
		平成 28 年度	34%	43%	18%	0%	5%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

## (b) 課題

学生の要望に真摯に対応していく必要がある。施設設備の充実、課外活動の充実をはじめ、学生生活が安全に送れるよう防犯にも努める必要がある。保健室の環境整備が必要である。ボランティア活動の評価方法を検討する。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援をしている。]

### (a) 現状

学生部が中心となり、求人情報をはじめ、様々な事業所関係の資料等を整理し、学生の就職活動支援を行っている。厳しい就職戦線が続くなか、本学の学生は資格取得者という利点を活かして就職率はほぼ 100%を維持している。

入学後、学生ができるだけ早い時期から就職活動相談に入りやすい環境を構築するために、入学時のオリエンテーション時に学生部の役割を全学生に説明し、利用の意識づけと促進を図っている。

個別にはゼミナール担当およびチューターが支援している。学生の特性や個性を配慮して助言している。また、学生の申し出に応じ、履歴書の記載方法の指導や面接試験対策等を行っている。また、学科対応として、幼児保育学科では公務員試験対策講座(平成 29 年度からは「キャリア教育セミナー」)や SPI 模擬試験等を実施したり、看護学科では専門の

担当者による看護師国家試験対策を実施している。介護福祉学科では就職相談会や介護福祉士国家試験合格に向けての対策講座を設けている。非常勤から正規雇用採用へ、試験に向けての学習意欲の高まり等の効果が見え始めている。

卒業時の就職状況は毎月の拡大教授会で報告が為されている。雇用形態や就職場所の分析から、対策方法が検討されている。

進学に対する支援として、4年制大学や専攻科への進学の情報をゼミナール担当・チューターが行っている。個別相談にも応じ、学生個々への編入学試験支援等をしている。

留学については今のところ実績はない。

平成27年度に「進路選択・決定に関するアンケート調査」を実施、分析して進路指導計画を立案した。入学時から卒業時にかけての支援を組織的に行えるように進路・進学支援スケジュールとして図式化し、ホームページにも掲載した。平成28年度では、履歴書作成・面接指導・小論文指導・マナー指導・進路選択に向けてのオリエンテーションに加え、幼児保育学科では実技試験の対策、介護福祉学科では就職活動、就職への心構えセミナーの実施、看護学科では2年次からの就職セミナー参加強化を実施し、各学科の状況に合わせて対応をしている。

基準Ⅱ-B-4 について、教職員を対象とした自己点検アンケートでもその成果が評価されつつある。(下表参照)

表Ⅱ-B-4 「進路支援をしている」に係る自己点検アンケート結果

設問項目		調査年度	回答結果				
			A	B	C	D	E
1	就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。	平成26年度	34%	36%	23%	2%	5%
		平成27年度	34%	39%	18%	3%	5%
		平成28年度	59%	32%	5%	2%	2%
2	就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。	平成26年度	34%	39%	20%	2%	5%
		平成27年度	39%	37%	18%	0%	5%
		平成28年度	53%	35%	7%	2%	2%
3	就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。	平成26年度	36%	39%	11%	5%	9%
		平成27年度	42%	39%	11%	0%	8%
		平成28年度	65%	26%	9%	0%	0%
4	学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。	平成26年度	18%	39%	27%	5%	11%
		平成27年度	32%	45%	16%	5%	3%
		平成28年度	53%	35%	7%	5%	0%

5	進学・留学に対する支援を行っている。	平成 26 年度	23%	39%	23%	5%	11%
		平成 27 年度	24%	45%	18%	11%	3%
		平成 28 年度	36%	38%	14%	7%	5%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

### (b) 課題

本学の学生は、入学時から将来の職業観が明確であり、就職率はほぼ 100% である。就職活動に関して、学生に分かるように図式化し、学生部とともに学生一人一人に支援を行った。その結果、以前より早めに就職活動をする学生が多くなった。しかし、それぞれの学科には、12 月上旬まで実習があり、国家試験を受ける学生もいるため、就職・進学活動の遅い学生は、実習や国家試験後に就職活動に取り組んでいた。早めに取り組めるような対応が必要である。

各学科特色ある取り組みについても、課題がある。幼児保育学科では、大多数の学生の就職活動の意欲につながるために、キャリア教育として、公務員に限らず、対策講座を組織的に計画している。介護福祉学科では、8 月に開催していた就職説明会を 6 月に早める計画をしている。また初めての介護福祉士国家試験に向けての対策を強化していく必要がある。看護学科では、看護師国家試験対策の結果、全国平均を上回るようになったが、さらなる向上を講じる。また 1 年生から、進路支援を計画し、実行中なので結果を見ながら、さらなる工夫を行っていく必要がある。

入学時には明確に持っていた職業観が、在学中に不明瞭となる学生がいる。そのような資格を取得しない学生に対しての支援が必要である。転科が可能になることで、退学することなく進路変更ができるように、科目単位の互換性等を検討していく。また、資格取得せず卒業する学生の就職支援にも力を注いでいく必要がある。

[区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れ方針を受験者に対して明確にしている。]

#### (a) 現状

入学者受け入れ方針は学生募集要項[提出資料(8)]「松本短期大学入試ガイド」[備付資料(082)]にアドミッションポリシーを明示している。また、ホームページ上にも記載し学内外に周知を図っている。オープンキャンパスや進路相談会においても入学希望者や保護者に入学者受け入れ方針を説明しており、さらに学科説明の中でも学科・課程の特徴と併せて説明している。

受験の問い合わせに対しては、入試委員会と連携をとりつつ事務局が対応している。

大学全体の広報活動は総合情報委員会が担当している。ホームページ内の受験生へのお知らせの更新やキャンパスガイド[提出資料(5)][提出資料(6)]、松短 NEWS[備付資料(025)]

の発行を行っている。

入試業務は本学全体で行っている。入試の方針や入試実施要項の検討は入試委員会が担当している。入試委員会で審議した結果は学科の審議を経て教授会で決定される。

本学で実施する入学試験制度は、A0 入試、特別推薦入試、推薦入試、一般入試、社会人入試がある。これらの入試に関する業務は入試委員が中心に実施している。願書受付、受験票送付、入試実施要項の作成等の事務業務は、入試委員長の確認のもと事務局が行っている。

#### <入学試験の流れ>

##### 1. 入試前日まで

入学願書受付：事務局では、出願書類等の点検を行い、受付簿へ記入し受験番号を付与して受験票の発送をする。その後、氏名、住所などの受験データの入力作業を行う。

試験問題作成：入試問題作成委員会を開催、役割の確認後、入試問題作成委員へ委嘱状交付。試験問題は入試問題作成に関する担当者が点検する。試験問題は入試委員で印刷し施錠して保管する。

面接内容：面接内容について入試委員会で検討し各学科に諮って決定している。

入試実施要項作成：入試委員長と事務局で入試実施要項（案）を作成し、入試委員会・拡大教授会で了承を得た後、受験者数が決定後、当日の役割について正式版を全教職員に配布する。

##### 2. 入試前日

試験会場の準備と必要書類の確認をする。

##### 3. 入試当日

学長を中心とした入試本部を設置し、入試委員長が業務の統括をしている。試験監督や面接は全教員が分担し受験生誘導等も含め、全教職員が担当している。

決められた時間に入試実施要項に基づいて打ち合わせを行い確認をする。

受験受付は試験会場で実施、受付係は受験票で受験生を確認している。

座席には受験番号札がおいてあり、自分の受験番号座席に着いているか会場担当者が確認する。

面接は原則として教員 2 名以上で行う。面接後は受験者同士が接触しないように注意している。

試験監督者は原則として 3 名で行っている。受験者数が多い場合は監督者を増員する。

採点后、入試委員が得点データを入力し、その確認作業を行う。確認が終了したら、合否判定資料を作成する。

##### 4. 合否判定

各学科会の審議を経て教授会を開催し合否を判定する。合否の結果は拡大教授会で報告する。

##### 5. 合否通知

入試委員が合否を入力し、その確認作業を行う。確認が終了したら、合否通知を作成し、発送等の事務作業は事務局が行う。

入学予定者に対して入学準備のための課題を課している。また学内報を発送し授業や学生生活の情報提供をしている。その後、入学時にはオリエンテーションを実施している。学習や学生生活に必要な内容をまとめた「教育課程・学生ガイド」[提出資料(3)]を配布し、学生生活が円滑に送れるように、施設設備の利用方法、各種届・願の手続き、各種相談について説明している。

各学科の入学前準備のための取り組みは以下のとおりである。

**幼児保育学科**

入学後に必要となる学習の基礎準備として課題を課している。「高校の教養基礎科目の学習」として、高校での学習は入学後の学習の基盤となるため大変重要ということ、また、入学後に求められるピアノ技術の最低ラインを示し、入学時にはそれ以上のピアノの技術を取得しておくように説明している。ピアノ技術のチェックは入学後のピアノの試験で行っている。

将来の就職試験準備を視野に入れて、SPI 公務員講座用のテキストを用いて基礎学力の向上に努めるように説明している。テキストは入学予定者が各自、自己負担で購入するように指示している。入学時オリエンテーションで学習内容について提出を求めている。学科の入試委員により提出の有無を確認している。さらに、4～5月に実施する公務員試験対策講座にて、学習効果について確認している。

**介護福祉学科**

一般入試合格者以外の入学予定者に対して、高齢者または障がい者施設での活動をとおして、介護の仕事についてのイメージを持ち、学習の動機づけになることを目的として、「ボランティア活動の報告書」の提出と福祉に関する課題図書を読み、考えをまとめた課題レポートの提出を求めている。また、入学後国語力の理解が必要となるため、漢字検定3級と生物の自主学習を促し、入学後に確認試験を実施している。入学後のアンケート調査で6～7割の学生が学習の動機づけになり入学後に役立っている、と回答している。

**看護学科**

業者の日本語と数学のテキストを送付し自主学習を促している。平成25年より実施し、テキスト送付前テストと入学後確認テストで評価した結果、学習効果があまり認められなかったため、平成27年には毎月登校してもらい指定範囲の確認テストを実施した。その結果、確認テストで得点が伸びた学生が増え、さらに実施したことに対する好意的な発言がアンケート結果からも得られたため、学習効果は認められたので今後も継続していく。

基準Ⅱ-B-5について、教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅱ-B-5 「入学者受け入れ方針を受験者に対して明確にしている」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E

1	学生募集要項は、入学者受け入れ方針を明確に示している。	平成 26 年度	57%	23%	11%	2%	7%
		平成 27 年度	74%	18%	5%	0%	3%
		平成 28 年度	84%	14%	2%	0%	0%
2	受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。	平成 26 年度	59%	25%	5%	2%	9%
		平成 27 年度	58%	29%	3%	3%	8%
		平成 28 年度	70%	27%	2%	0%	0%
3	広報または入試事務の体制を整備している。	平成 26 年度	25%	23%	34%	11%	7%
		平成 27 年度	29%	21%	37%	13%	0%
		平成 28 年度	36%	43%	18%	0%	2%
4	多様な選抜を公正かつ正確に実施している。	平成 26 年度	52%	27%	7%	2%	11%
		平成 27 年度	53%	34%	5%	0%	8%
		平成 28 年度	75%	18%	2%	2%	2%
5	入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。	平成 26 年度	39%	27%	23%	2%	9%
		平成 27 年度	50%	29%	13%	3%	5%
		平成 28 年度	73%	20%	7%	0%	0%
6	入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っている。	平成 26 年度	57%	20%	16%	0%	7%
		平成 27 年度	58%	29%	8%	3%	3%
		平成 28 年度	80%	14%	5%	0%	2%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

## (b) 課題

アドミッションポリシーにふさわしい学生をいかに募集していくかが課題である。入学試験の内容の検討等、受験者の増員を目指す必要がある。そのためにも、広報体制の整備が重要となる。専任の担当者を確認したい。アドミッションポリシーについて学校案内・入試ガイド等に載せている。進路相談会の会場等でも説明はしているが、説明者の受験生に対しての統一した説明資料がないため、その作成をしてさらに積極的にすすめていきたい。また、介護福祉学科では、これまでのオープンキャンパスや進路相談会の参加者で本人の了解を得ている人には介護福祉学科の特別オープンキャンパスへの案内を出して本学

を知ってもらう機会を増やしている。さらに、他学科でも案内を出す等同様の取組みをすすめていく必要がある。

入試方法の検討も課題である。平成 26 年度から行われている高大接続改革により平成 31 年度実施予定の大学入学希望者学力評価テスト（仮称）が導入されるのに合わせて、個別大学における入学者選抜改革として大学入学者選抜実施要項の見直しも予定されているため、本学の入試方法の見直しを行うことになる。

#### テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

- 授業評価が後半の授業に反映されるように、授業の中間評価を取り入れた。その中間評価が活かされたかの確認を行う必要がある。また、各学科の実習についての学生による授業評価（VOICE）も実施しているため、その評価・分析が必要である。
- 学生の主体性を考慮した授業方法に向けて、学内に限定せず、他大学との合同・SDとの合同等多岐にわたる内容を検討していく。さらに、SD委員会の設置により、活動の具体化を実現する。
- 種々のアンケート結果により、学習環境や設備で特に必要とされるもの（防犯に関わる身分証明書の携帯・保健室の環境整備等）優先順位を決めて順次整備していく。
- 学習動機・職業観維持のために、より早い段階からの、就職活動相談、マナー講座・キャリア講座・就職説明会等を組織立てて企画していく。
- 各学科の取り組みをさらに効果的にできるように、課題内容・実施方法の評価・分析をし検討していく必要がある。
- アドミッションポリシーにふさわしい学生をいかに募集していくかが課題であるため、入試方法の検討・専任の担当者等広報体制の整備が重要である。

#### 提出資料

- (3)教育課程・学生ガイド
- (4)シラバス
- (5)CAMPUS GUIDE2016
- (6)CAMPUS GUIDE2017
- (8)学生募集要項

#### 備付資料

- (009)卒業生へのアンケート結果[平成 27 年度]
- (010)卒業生へのアンケート結果[平成 28 年度]
- (021)学生による授業評価（VOICE）
- (022)学生支援の満足度についての調査[平成 27 年度]
- (023)学生支援の満足度についての調査[平成 28 年度]
- (025)学内報「松短 NEWS」
- (076)学位授与の方針の到達度についての 4 段階評価のアンケート（介護）
- (077)学生カルテ（看護）
- (078)振り返りシート（介護）
- (079)履修カルテ（幼保）

- (081)ポートフォリオ（看護）
- (082)入試ガイド
- (083)単位認定経過報告シート
- (084)コマシラバス（介護）
- (085-01)授業評価報告書
- (085-02)授業評価報告書冊子
- (086) VOICE に関する認識調査
- (087) 授業参観振り返り書
- (088)学生と巡回担当教員とで、学生の自己評価と施設評価を照らし合わせた個人面談（介護）
- (089)図書館に関するアンケート調査
- (090)個別指導の記録（幼保）（看護）
- (091)保健室機能調査
- (092)GPA2.0 未満の学生の個別指導

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援に関する行動計画

教育課程と学生支援に関する行動計画は次の 18 点である。

- 学位授与の方針について、入学時より繰り返し丁寧に学生に説明し徹底を図る
- 学位授与の方針に沿った教育内容が展開されているか、時代に合っているかなどの点検修正
- 他学科へ転入する学生の負担が少なくなるように、教育課程の検討・工夫
- 資格取得しない・できない学生への民間ライセンス等他資格取得支援などの検討
- 学生により明確な目標を持たせる試みを、各学科・学生支援等連携をし検討
- 入学者受け入れ方針について、本学にふさわしい入学前教育のあり方についてさらに検討
- GPA の学期毎の成果が見えるシステム作り
- 履修カルテ、技術経験チェック表、ポートフォリオなど入学時から学習成果に繋がれるような検討・工夫
- 学習成果の査定についての FD 活動の充実と学科間の連携
- 学習成果の評価指標や評価項目についての検討
- アンケート調査の方法・内容・分析方法・活用方法も検討する必要がある。
- 授業評価の活用として、中間評価が活かされたかの確認と実習についての学生による授業評価（VOICE）の分析・検討
- FD・SD 活動として、学生の主体性を考慮した授業方法に向けて他大学との合同等多岐にわたる内容の検討
- SD 委員会の設置により、活動の具体化の実現
- 学習環境や設備で特に必要とされるもの（防犯に関わる身分証明書の携帯・保健室の環境整備等）を決め順次整備する。
- 早い段階からの、就職活動相談、マナー講座・キャリア講座・就職説明会等を組織立てての企画

- 入学予定者への効果的な学習支援の検討
- アドミッションポリシーにふさわしい学生募集のための、広報または入試事務の体制の整備

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

### ■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

松本短期大学の教員組織は、教育課程編成・実施に基づいており、専任教員数は、短期大学設置基準が定める教員数を上回っている。年齢構成においては、学校全体で考えると若手からベテランまでバランスよく構成されている。

専任教員の他に非常勤講師や特別講師・非常勤実習助手等を配置することで、充実した教育課程の編成・実施の方針に基づいた教員組織を編成している。

教員の研究活動に関する規程としては、「松本短期大学研究倫理規程」〔備付資料(062-34)〕を定めており、これに基づき研究を行うことで研究の信頼性や公平性等を確保している。研究活動の状況は本学ホームページに掲載されており、研究紀要も毎年発行している。専任教員には研究に十分な個人研究室を確保し、研究活動は教育活動に支障が出ない範囲で教員個人の意思に任せている。

事務組織は「学校法人松本学園組織規程」〔備付資料(062-01)〕に基づいているが、他の短大の平均事務職員数と比較すると少なく、部署間を兼務する職員がいる。その中で各学科に担当職員を配置することで教員と連携し、学生の学習成果の向上に努めている。

事務局のSD活動報告は教員のFD研修会と同日に行っている。この他に外部研修会にも参加している。また平成28年度は、SD委員会が事務局独自の研修会を開催した。

防災対策として、耐震基準を満たしていなかった校舎には耐震工事を施している。また、事務局内にデジタル地域防災無線を置き、松本市危機管理部消防防災課が行う無線交信訓練にも参加している。平成23年6月に発生した松本大地震時には、対策本部を設置し避難誘導や笹賀地区との連携体制の確認が行われた。今後は近隣地区との更なる連携が課題となってくる。

教職員の就業に関しては、「学校法人松本学園松本短期大学就業規則」〔備付資料(062-13)〕として制定されている。これについては、法律の改正等により変更があった場合、教職員への周知徹底が課題となる。

本学の校地面積・校舎面積は共に、設置基準の規定を充足している。また、十分な広さの講義室や実習室などが整備されており、これは各学科の教育課程編成・実施に基づいている。

経営状況は、今年度、駐車場整備及びグラウンド整備を行ったこともあり、施設関係支出、設備関係支出が大幅に増加した。このため事業活動収支計算書における当年度収支差額は支出超過となった。経常収支差額はおよそ35,000千円の収入超過である。

帰属収入に対する教育研究経費の割合は概ね20%程度である。

### テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程の編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している]

(a) 現状

本学は、関係監督官庁の承認を得た幼児保育学科、介護福祉学科、看護学科、専攻科福祉専攻で構成されており、短期大学設置基準に基づき、それぞれの入学定員及び分野に応じた教員組織を編成している。

専任教員の教員組織は「1. 自己点検・評価の基礎資料 (7)短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要 ①教員組織の概要」のとおりとなっており、短期大学設置基準に定められた教員数を充足している。また、各学科・専攻の教育課程の編成・実施の方針に基づき、専任教員（助手を含む）、兼任教員の他に補助教員（非常勤講師、非常勤実習助手、派遣講師、特別講師）を配置している。[備付資料(037)]

本学教員の採用及び昇任は、「松本短期大学就業規則」[備付資料(062-13)]短期大学設置基準に沿って定められた「松本短期大学教員選考規程」[備付資料(062-23)]等に基づき行われているので、専任教員の職位は真正な学位、教育実績、制作物発表、その他の経歴など[備付資料(036)][備付資料(038)]、短期大学設置基準の規定を充足しているといえる。

**幼児保育学科**

保育及び幼児教育に関わる課題を、理論と実践の両面から思考し、また実践できる能力を養えるよう教育課程を編成しており、開設科目の多くを専任教員が担当している。

音楽Ⅰ・音楽Ⅱ（ピアノ）に関しては、2名の専任教員と6名の非常勤講師の計8名が担当することで、学生は個別レッスンの時間を多く持つことができ、音楽の能力向上を図ることができている。それ以外の科目においても、非常勤講師を配置したり特別講師を招くことで充実した教育課程の編成・実施に結びついている。

**介護福祉学科**

専門性の高い介護福祉士を養成するため、介護福祉士養成施設指定規則にある「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」の3領域で教育課程を編成している。また、複雑多様化する福祉現場でのニーズに対応できる実践力を身につけるため、福祉に関連した資格の取得を視野に入れ、充実した教育課程と教員組織の編成となっている。

演習科目などにおいては複数の専任教員で担当する科目も多くあり、学生の学習成果の獲得へとつなげている。

**看護学科**

教育目標に鑑み教育課程を編成しており、看護専門科目においては、専任教員が担当している科目がほとんどであるが、看護関連科学においては、兼任教員や非常勤講師を多く配置し教育課程の充実を図っている。

また、学外実習が多い学科であるため、非常勤実習助手を実習病棟にそれぞれ配置することで、学生の学習成果の獲得へとつなげている。

昨年度まで課題であった専任教員の公募についても、今年度は県内の大学や専門学校、医療機関などに公募を積極的に行ったことで、平成29年度も引き続き教育課程編成・実施の方針に基づいた適切な人員配置となる。

(b) 課題

**幼児保育学科**

今後は採用計画（専門研究分野や年齢等）を退職予定者が出た時点で早期に作成するこ

とが課題となってくる。また、採用時に模擬授業（10分～20分）などを取り入れていきたいと考えている。

**介護福祉学科**

学生に手厚い教育を提供するため、演習科目を複数の専任教員が担当している。これが学生への学習成果の向上につながることを期待しているが、時間割の配置（作成）、および専任教員の授業担当コマ数が増加していることが課題となっている。

**看護学科**

今年度は、昨年度までの反省から教育課程編成・実施の方針に基づく人員配置を図るため、専任教員が欠員となる見込みとなった時点で、該当専門領域を担当できる教員の公募をインターネット上で行い、さらに、県内の大学、専門学校、市内の病院にも積極的に公募を行った。今後も教育課程編成・実施の方針に基づいた適切な人員配置を図っていくことが課題である。

基準Ⅲ-A-1 について教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅲ-A-1 「学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている	平成26年度	68%	11%	5%	5%	11%
	平成27年度	63%	24%	3%	3%	8%
	平成28年度	91%	5%	2%	2%	0%
2 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している	平成26年度	64%	11%	0%	7%	18%
	平成27年度	50%	21%	5%	5%	18%
	平成28年度	72%	14%	5%	2%	7%
3 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している	平成26年度	43%	18%	9%	5%	25%
	平成27年度	47%	24%	5%	3%	21%
	平成28年度	70%	21%	7%	0%	2%
4 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している	平成26年度	59%	20%	7%	5%	9%
	平成27年度	58%	24%	13%	0%	5%
	平成28年度	72%	23%	5%	0%	0%
5 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している	平成26年度	34%	34%	11%	7%	14%
	平成27年度	37%	24%	24%	11%	5%
	平成28年度	55%	29%	10%	0%	7%

6 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている	平成 26 年度	50%	18%	5%	7%	20%
	平成 27 年度	53%	21%	8%	8%	18%
	平成 28 年度	77%	5%	5%	0%	14%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている]

(a) 現状

教員の研究活動については、「松本短期大学における研究活動に関する行動規範」[備付資料(062-41)]、「松本短期大学 研究活動の不正行為に関する取扱規程」[備付資料(062-39)]、「松本短期大学研究倫理規程」[備付資料(062-34)]などを定めており、これに基づき研究を行うことで研究の信頼性や公平性等を確保しているのと同時に、研究倫理委員会により、自身の研究と所属学科の教育課程の編成・実施の方針に基づいた成果をあげることができるかが確認できている。

教員個々人の研究活動の状況は、本学ホームページ上で公表しており[備付資料 038]、紀要[備付資料(041)][備付資料(042)][備付資料(043)]に関しては、研究発表の機会を教員に提供するため、「松本短期大学研究紀要投稿規程」[備付資料(062-37)]に基づき、紀要委員会が募集から発刊に至るまで行っている。研究活動は教育活動に支障が出ない範囲で学科及び教員個人の意思に任せており、研究費・研究旅費や海外研究出張については内規[備付資料(062-29)]を定めている。また、科学研究費補助金の研究分担者として研究活動を行った教員が看護学科におり、外部研究費を獲得した実績がある。今後は更なる研究活動を進めていく。

専任教員には研究に十分な個人研究室を用意し、研究に専念できる環境を確保している。また、研究室は個々の学生指導にも利用されており、学生もそのメリットを享受している。

専任教員の FD 活動は、FD 委員会が中心となり「松本短期大学 FD 委員会規程」[備付資料(062-42)]に基づき、各学科で行っている。その上で毎年、各学科での FD 活動を報告する全教職員参加の研修会を開催している。それに加えて、昨年度から市内の大学の FD 研修会に参加することで、交流も図ることができている。

学習成果を向上させるため、専任教員は各学科で毎月 1 回～2 回開催する学科会に出席し、積極的に情報交換を行っている。この学科会には、事務局の各学科担当者も出席することとなっている。また、専任教員は様々な委員会に所属し、学科・部署を越えて連携し学習成果の向上を図っている。

本学において、専任教員の留学、海外派遣及び国際会議出席に関する実績は、ここ数年ない。

(b) 課題

教育研究活動について、学生への教育活動が中心となっている教員が多いのが現状である。その中でも教員は、論文発表や学会活動にも取り組んでいる。今後は、研究活動にも更に力を注いでいきたい。

基準Ⅲ-A-2 について教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅲ-A-2 「専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている	平成 26 年度	30%	25%	18%	7%	20%
	平成 27 年度	18%	42%	18%	8%	13%
	平成 28 年度	30%	37%	21%	0%	12%
2 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている	平成 26 年度	50%	25%	5%	5%	16%
	平成 27 年度	37%	34%	8%	8%	13%
	平成 28 年度	63%	21%	9%	0%	7%
3 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している	平成 26 年度	16%	18%	25%	16%	25%
	平成 27 年度	21%	29%	16%	18%	16%
	平成 28 年度	28%	30%	30%	2%	9%
4 専任教員の研究活動に関する規程を整備している	平成 26 年度	25%	23%	18%	9%	25%
	平成 27 年度	26%	21%	16%	13%	24%
	平成 28 年度	49%	23%	12%	2%	14%
5 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している	平成 26 年度	61%	23%	2%	7%	7%
	平成 27 年度	55%	26%	5%	8%	5%
	平成 28 年度	86%	7%	2%	0%	5%
6 専任教員が研究を行う研究室を整備している	平成 26 年度	75%	14%	0%	5%	7%
	平成 27 年度	68%	24%	0%	8%	0%
	平成 28 年度	91%	2%	2%	0%	5%
7 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している	平成 26 年度	34%	11%	25%	14%	16%
	平成 27 年度	37%	11%	24%	21%	8%

	平成 28 年度	33%	33%	23%	5%	7%
8 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している	平成 26 年度	11%	9%	18%	23%	39%
	平成 27 年度	8%	8%	18%	29%	37%
	平成 28 年度	17%	7%	17%	24%	34%
9 FD 活動に関する規程を整備している	平成 26 年度	39%	27%	16%	7%	11%
	平成 27 年度	55%	18%	16%	5%	5%
	平成 28 年度	65%	23%	7%	0%	5%
10 1 規程に基づいて、FD 活動を適切に行っている	平成 26 年度	32%	30%	23%	2%	14%
	平成 27 年度	42%	29%	21%	5%	3%
	平成 28 年度	58%	26%	12%	0%	5%
1 1 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している	平成 26 年度	30%	32%	16%	9%	14%
	平成 27 年度	26%	42%	11%	13%	8%
	平成 28 年度	42%	35%	14%	0%	9%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

### [区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している]

#### (a) 現状

本学の事務組織は「学校法人松本学園組織規程」[備付資料(062-01)]に基づいており、総務部、教務部、学生部、図書館事務室が置かれ、事務関係の諸規程に沿って責任体制を明確にし、業務を行っている。事務組織の責任体制は、事務長が事務の所掌業務の一切を主管し、学生部に関しては、学生部長が担当分掌事務を主管する体制となっている。事務職員は事務長、学生部長の指示の下で、専門的知識を活かして円滑に事務処理を行っている。他の短大の事務職員数と比較すると本学の事務職員数は少ないと思われるが、日常的に業務の見直しを行い事務処理の改善を行っている。その中で各学科に担当職員を配置することで教員と連携し、学生の学習成果の向上に努めている。

週に 1 度の事務局職員の朝礼で、各学科や各委員会担当者から業務報告・連絡等を行っているが、日常的に部署間での連携を取りながら業務を行うようにしている。

事務局は学生の利便性や外部との関係などを考慮して、本館 1 階に総務部、教務部、図書館事務室を配置し、学生部は本館 2 階に配置している。情報機器や備品などに関しては必要に応じて機器を更新し、事務処理の迅速化を図っている。

防災対策として、耐震基準を満たしていなかった校舎に耐震工事を施し、体育館のつり天井を撤去するなどの工事を行った。また、本学は地区の災害避難場所として指定されているため発電機などの設備が準備されている。事務局内にはデジタル地域防災無線を設置し、市の危機管理部消防防災課が行う無線交信訓練に参加している。新年度のオリエンテーションでは、地域の消防署の指導の下、火災を想定した避難訓練を全学生と全教職員が参加し行っている。

情報セキュリティ対策においては、公認会計士による会計監査と同日に、情報セキュリティに対する監査を受けている。

事務局のSD活動は、「松本短期大学SD委員会規程」[備付資料062-10]に基づき、担当事務職員が企画し行っている。今年度は、SD委員会が主催した事務職員独自の研修会を行い、事務処理の改善に努めている。また、理事長がリーダーシップを発揮して行ったSD活動の一つとして、教授会や職員朝礼において、前年度の決算報告を会計業務に携わっていない職員が行うことで、職員の能力向上を目指していく取り組みも行われた。

(b) 課題

部署間の異動がここ数年行われていないことで専門性は高まってきている部分もあるが、本学のような小規模校においては、ジェネラリストとして短期大学特有の知識や総合的な調整力を身につけ、学生の学習成果向上に貢献していく努力が必要と言える。

平成23年の松本を震源とした大地震や平成25年の台風による風雨被害、平成26年の大雪災害などの経験から、防災対策の重要性がさらに増してきている。本学では、これらの災害時には学長がリーダーシップを発揮し対策本部が設けられた。今後は、地域と連携して防災対策にも取り組んでいくことが必要となる。

[区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている]

(a) 現状

教職員の就業に関する規程は、「学校法人松本学園松本短期大学就業規則」[備付資料(062-13)]があり、採用時に個別に説明を行うようにしている。また、変更等があったときは、教授会や職員朝礼で周知している。なお、教員、職員とも出勤簿の押印、及び所属長によって日々の出勤が管理されている。

(b) 課題

法律の改正等により、就業規則の改正がある。周知徹底を図っていくことが課題となってくる。

基準Ⅲ-A-4について教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅲ-A-4 「人事管理が適切に行われている」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E

1 教職員の就業に関する諸規程を整備している	平成 26 年度	50%	27%	2%	5%	16%
	平成 27 年度	47%	21%	5%	8%	18%
	平成 28 年度	59%	32%	2%	2%	5%
2 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している	平成 26 年度	30%	30%	23%	5%	14%
	平成 27 年度	24%	34%	16%	16%	11%
	平成 28 年度	39%	43%	9%	7%	2%
3 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している	平成 26 年度	30%	30%	11%	5%	25%
	平成 27 年度	34%	32%	5%	11%	18%
	平成 28 年度	52%	36%	5%	2%	5%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

### テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

○教育課程の編成・実施に基づいた適切な人員配置をさらに図っていく。

翌年度の教員組織の整備を見据え、退職希望者の確認を 9 月に行ったことで選考対象となる応募者は多少増加し、適切な人員配置計画が整った。来年度も定年退職者を含め退職希望者の確認を 9 月に行うことで、教育課程の編成・実施に基づいた適切な人員配置を図っていくことが必要とされている。

○SD 活動の活発化を目指す

事務職員の SD 活動の根本的なものとして、来年度から週間業務予定を事務長に提出し、達成すべき事項や業務改善などを共有化し、各部署の協力体制を強化していく。

#### 備付資料

(036) 専任教員の個人調書及び教育研究業績書

(037) 非常勤教員一覧表

(038) 各教員の業績 [ウェブサイト掲載]

(041) 研究紀要 第 24 号 [平成 26 年度]

(042) 研究紀要 第 25 号 [平成 27 年度]

(043) 研究紀要 第 26 号 [平成 28 年度]

(062-01) 学校法人松本学園 組織規程

(062-10) 松本短期大学 SD に関する規程

(062-13) 学校法人松本学園 松本短期大学 就業規則

- (062-23) 松本短期大学 教員選考規程
- (062-29) 松本短期大学 教員研究費に関する規程
- (062-34) 松本短期大学 研究倫理規程
- (062-37) 松本短期大学 研究紀要投稿規程
- (062-39) 松本短期大学 研究活動の不正行為に関する取扱規程
- (062-41) 松本短期大学における研究活動に関する行動規範
- (062-42) 松本短期大学 FD 委員会規程

**【テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源】**

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程の編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している]

(a) 現状

校地面積は 23,277 m<sup>2</sup>で短期大学設置基準を充たしている。また校舎面積は 10,117 m<sup>2</sup> (体育館 812 m<sup>2</sup>含む) となっており短期大学設置基準を充たしており、運動施設としては、体育館やテニスコートがあり、3 月にはグラウンド整備が行われ、教育課程編成・実施に適切な広さを確保している。(「1. 自己点検・評価の基礎資料 (7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要 ③校地等」)

校地は平坦であり、校舎については 2 号館にエレベーター、1 号館、2 号館共に多目的トイレが設置され、学生昇降口や体育館入口などにはスロープ、階段には手すりを設けているため、お年寄りや小さな子どものいる保護者の方、障がいを持たれた方にも対応ができていると考えられるが、更なる充実を望む声も多い。

本学は、平成 18 年度に看護学科を開設した際に 2 号館が造られ、十分な広さの講義室や実習室、演習室などが整備されている。これは各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいている。

講義室(15 室)・演習室(20 室)・実習室(8 室)一覧

<1 号館>					
1F	調理実習室	講義室 101			
2F	講義室 201	講義室 202	講義室 203	講義室 206	講義室 207
	マルチメディア室				
3F	講義室 301	講義室 304	講義室 305	講義室 306	
	家政実習室	介護実習室	入浴実習室		
<2 号館>					
1F	講義室 401	講義室 402			
2F	講義室 501	講義室 502			
	基礎実習室	成人実習室	母性小児実習室	地域老年実習室	美術室
3F	講義室 601	演習室			

＜音楽棟＞					
1F	レッスン室 17 室				
2F	音楽室				

使用頻度の高い講義室には、パソコン、プロジェクター、遮光カーテンが備え付けられており、パワーポイントを利用した授業進行に問題のない設備が整えられている。まこの他、授業を行うための機器・備品の整備については、各授業担当者や学科からの購入申請を受け、予算や整備の必要性、緊急度、学科間のバランスなどを勘案して行っている。

本学には通信による教育を行う学科はないが、公開講座などとして喀痰吸引等研修や介護福祉士実務者研修を行っており、印刷教材の保管や発送のために専用の書棚を準備している。

本学の図書館に関しては、蔵書は約 45,000 冊（雑誌は含まず）、視聴覚資料は 1,500 点ほど有しており、基本的な参考図書や関連図書、教員推薦図書は購入するよう計画している。座席数も 110 席以上あり、十分な広さを確保している。また、図書の購入については、学生や教職員からのリクエストボックスを設け、希望購入図書を受け付けている。廃棄システムについては、「学校法人松本学園物品管理規程」[備付資料(062-26)]により実施している。

(b) 課題

各教室に設置しているプロジェクターなどにトラブルが発生し、授業進行に支障をきたしているという報告が多くなっている。事務職員が対応することで解決しているものも多いが、年度末等に点検を行うなどの対策も検討していく必要がある。

基準Ⅲ-B-1 について教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅲ-B-1 「学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している	平成 26 年度	36%	20%	2%	2%	39%
	平成 27 年度	42%	16%	5%	0%	37%
	平成 28 年度	73%	14%	2%	2%	9%
2 適切な面積の運動場を有している	平成 26 年度	14%	16%	30%	11%	30%
	平成 27 年度	11%	39%	18%	11%	21%
	平成 28 年度	30%	44%	12%	0%	14%
3 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を	平成 26 年度	48%	5%	5%	0%	43%

充足している	平成 27 年度	39%	11%	5%	0%	45%
	平成 28 年度	64%	14%	9%	0%	14%
4 校地と校舎は障がい者に対応している	平成 26 年度	23%	32%	18%	16%	11%
	平成 27 年度	13%	39%	21%	16%	11%
	平成 28 年度	20%	45%	16%	11%	7%
5 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している	平成 26 年度	48%	32%	7%	5%	9%
	平成 27 年度	39%	32%	16%	8%	5%
	平成 28 年度	57%	34%	7%	2%	0%
6 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている	平成 26 年度	16%	16%	7%	7%	55%
	平成 27 年度	13%	5%	11%	8%	63%
	平成 28 年度	23%	5%	8%	5%	59%
7 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している	平成 26 年度	25%	39%	18%	2%	16%
	平成 27 年度	32%	37%	21%	3%	8%
	平成 28 年度	55%	30%	9%	0%	7%
8 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している	平成 26 年度	43%	25%	20%	2%	9%
	平成 27 年度	39%	24%	16%	8%	13%
	平成 28 年度	55%	32%	9%	0%	5%
9 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が十分である						
① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している	平成 26 年度	20%	39%	9%	2%	30%
	平成 27 年度	29%	26%	11%	8%	24%
	平成 28 年度	52%	23%	9%	2%	14%
② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している	平成 26 年度	30%	32%	18%	0%	20%
	平成 27 年度	26%	32%	24%	5%	13%
	平成 28 年度	50%	39%	7%	2%	2%
10 適切な面積の体育館を有している	平成 26 年度	66%	14%	5%	0%	16%
	平成 27 年度	63%	16%	5%	0%	16%
	平成 28 年度	75%	18%	0%	0%	7%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている]

(a) 現状

固定資産や消耗品については、「学校法人松本学園固定資産管理規程」[備付資料(062-25)]「学校法人松本学園物品管理規程」[備付資料 062-26]や「学校法人松本学園会計規程」[備付資料 062-24]といった財務諸規程を制定し、監査法人の指導の下、適正な管理を行っている。

防犯対策としては校舎内の出入り口に防犯カメラを設置し、地震対策としては、耐震基準を満たしていなかった校舎に耐震工事を施した。また、事務局内にデジタル地域防災無線を置き、松本市危機管理部消防防災課が行う無線交信訓練にも参加している。平成 23 年 6 月の大地震時には、対策本部を設置して避難誘導や笹賀地区との連携体制の確認が行われた。また、火災対策として、新年度のオリエンテーションでは地域の消防署の指導の下、火災を想定した避難訓練を全学生と全教職員が参加し行っている。規程としては「学校法人松本学園防火管理規程」[備付資料(062-08)]が整備されている。昨年度までの課題としていた地域と連携した防災対策に関して、学長がリーダーシップを発揮し、近隣地域と話し合う場を設けた。

コンピューターシステムのセキュリティー対策は、外部業者に委託し、公認会計士による会計監査と同日に、情報セキュリティーに対する監査を受けている。

省エネルギー対策として、平成 23 年度より節電対策として、冷暖房・印刷機・パソコン・不要教室等の節電を呼びかけ、今年度も前年度並みの電気使用量に抑えることができています。

(b) 課題

毎年 4 月に全学生・全教職員が参加して消防署の立会いの下、火災を想定した避難訓練を実施し、年 2 回の消防設備点検を行っているが、大地震発生や大雪等に関する対策のため、学生や教職員の安否確認ができるシステムの導入が必要である。

防犯対策として、既設の防犯カメラで安全管理上の不備を点検し、防犯カメラ等の増設なども検討する必要がある。また、職員証を発行し携帯することも必要であると考えられる。

基準Ⅲ-B-2 について教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅲ-B-2 「施設設備の維持管理を適切に行っている」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果
------	------	------

		A	B	C	D	E	
1	固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している	平成 26 年度	36%	11%	5%	2%	45%
		平成 27 年度	39%	8%	8%	0%	45%
		平成 28 年度	66%	9%	2%	0%	23%
2	諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している	平成 26 年度	32%	20%	5%	5%	39%
		平成 27 年度	37%	16%	3%	5%	39%
		平成 28 年度	66%	11%	5%	0%	18%
3	火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している	平成 26 年度	27%	34%	14%	5%	20%
		平成 27 年度	29%	29%	13%	5%	24%
		平成 28 年度	48%	30%	9%	2%	11%
4	火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている	平成 26 年度	43%	30%	14%	2%	11%
		平成 27 年度	34%	39%	11%	0%	16%
		平成 28 年度	55%	32%	7%	0%	7%
5	コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている	平成 26 年度	39%	27%	9%	5%	20%
		平成 27 年度	34%	29%	13%	3%	21%
		平成 28 年度	41%	32%	14%	0%	14%
6	省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている	平成 26 年度	34%	30%	14%	2%	20%
		平成 27 年度	34%	29%	13%	3%	21%
		平成 28 年度	61%	25%	5%	0%	9%

（注意 1）アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名（86.7%）であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名（84.4%）、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名（89.8%）だった。

（注意 2）回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策などが無いと思う」、E は「わからない」である。

### テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

#### ○図書館に参考図書（シラバス記載）の購入

毎年、予算で決められた範囲以内でシラバスに記載された参考図書を購入しているが、さらに増やしていく必要がある。

#### ○防犯対策のため、防犯カメラを増設の検討

入校証を作成し防犯対策に努めているが、今後は職員証の導入を検討しなければならないと考えている。

備付資料

- (062-08) 学校法人松本学園 防火管理規程
- (062-24) 学校法人松本学園 会計規程
- (062-25) 学校法人松本学園 固定資産管理規程
- (062-26) 学校法人松本学園 物品管理規程

**【テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源】**

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

(a) 現状

各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、平成 23 年度から教務システムの技術的資源・設備を充実させるため、大掛かりなシステムの変更を行った。その後もシステム内容の更新及びメンテナンスを行い、技術的資源の蓄積を重ねている。また、平成 27 年度より導入した GPA に対応するよう教務システムの変更を行い[備付資料(018)]、新しい評価を行うことができている。

学生の情報処理能力の向上・情報教育の充実のための設備としてパソコン教室（マルチメディア教室）を設置しており、情報処理関連の授業だけではなく、様々な授業に活用している。また、パソコン教室には使用マニュアルを常備しているが、加えて業者から講師を招き、利用技術を向上させるための研修会を開催した実績がある。また、Wi-fi 設備の導入など、新しい情報設備を活用して学生の学習支援につなげている。

技術的資源と設備は計画的に維持、整備できるよう予算編成時に検討し、分配の見直しの必要性があるかを確認しており、適切な状態を保持しているといえる。

(b) 課題

パソコン教室（マルチメディア教室）の整備を行って、今年度で 5 年が経過する。パソコンやプリンターの機種等も古くなりつつあることから、教育課程編成・実施の方針に基づき、維持及び整備を行っていきたいと考えている。

基準Ⅲ-C-1 について教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅲ-C-1 「短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術資源を整備している」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
5 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよ	平成 26 年度	15%	18%	28%	15%	23%
	平成 27 年度	34%	41%	11%	5%	9%

う、学内のコンピュータ整備を行っている。	平成 28 年度	21%	39%	32%	3%	5%
6 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。	平成 26 年度	8%	10%	21%	38%	23%
	平成 27 年度	16%	27%	27%	16%	14%
	平成 28 年度	16%	42%	34%	5%	3%
10 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。	平成 26 年度	23%	21%	21%	15%	21%
	平成 27 年度	36%	30%	20%	5%	9%
	平成 28 年度	32%	32%	26%	8%	3%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策などが無いと思う」、E は「わからない」である。

### テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

#### ○パソコン教室に対する改善

パソコン教室のパソコン入れ替えを行って 5 年が経過するため、再度入れ替えを検討する時期をむかえている。プリンターなどの故障も多くなりつつあるため、数年のうちに予算を計上し、改善する計画を考えている。

#### 備付資料

(018)GPA 一覧表

### 【テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源】

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

#### (a) 現状

資金収支及び事業活動収支は、「計算書類等の概要 (過去 3 年間)」[提出資料(10-1)][提出資料(10-2)][提出資料(10-3)][提出資料(10-4)][提出資料(10-5)]で示しているとおり、過去 3 年間にわたり均衡しているといえる。しかし、平成 28 年度においては、駐車場整備及びグラウンド整備を行ったこともあり、施設関係支出、設備関係支出が大幅に増加した。このため事業活動収支計算書における当年度収支差額は支出超過となった。経常収支差額はおよそ 35,000 千円の収入超過である。[提出資料(13-3)]

貸借対照表の状況も学生の学習成果獲得及び生活環境向上のための整備を行ったため、現金預金が減少した。また、特定資産 (施設設備引当特定資産) に 200,000 千円計上した。[提出資料(13-4)]これらにより、流動比率に関しては、平成 27 年度において 774.2% (全

国短期大学法人平均は 301.6%) から 573.2%と減少した。

短期大学と学校法人全体の財政の関係は、年度初めの教授会や職員朝礼で理事長より説明を受けている。短期大学の財政は過去 3 年のうち 2 年は収入超過となっており、学校法人全体の発展に寄与しているものと考えられる。

短期大学の存続を可能とする財政は、提出資料「計算書類等の概要（過去 3 年間）」[提出資料(10-1)][提出資料(10-2)][提出資料(10-3)][提出資料(10-4)][提出資料(10-5)]で示しているとおり維持されていると考えられるが、今後は更なる教育施設設備の充実を目指していかなければならない。

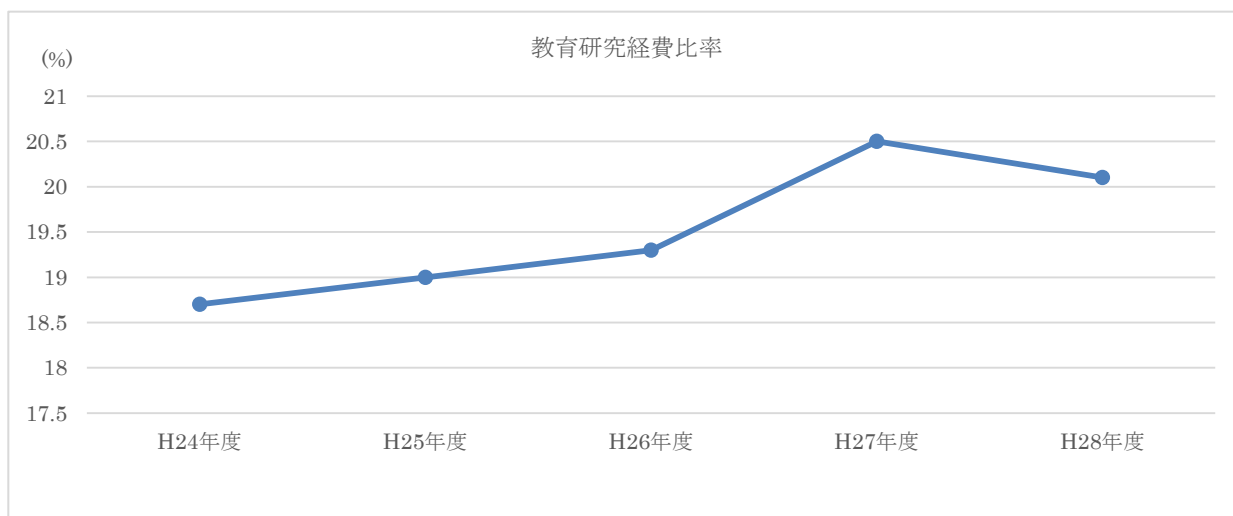
退職給与引当金に関しては、平成 29 年 3 月 31 日の時点で 119,543 千円を目的どおり引き当てている。

資産運用に関しては、「学校法人松本学園 資金運用規程」[備付資料(062-27)]に基づき、適切に行われている。

教育研究経費については、平成 28 年度において経常収入の 20%を超えており、教育研究用の施設設備及び学習資源についての資金配分は図書も含め、予算編成を行うときに検討されており適切であるといえる。

入学定員充足率、収容定員充足率は私立大学等経常費補助金の交付対象となる条件を満たしてはいるが、年度や学科によってばらつきがある。今後も妥当な水準を維持し、相応した財務体質を維持していくことが必要である。

教育研究経費比率の推移(5年間)



(注意 1) 教育研究経費比率について

年度	算出方法
平成 26 年度まで	教育研究経費/帰属収入
平成 27 年度から	教育研究経費/経常収入

(b) 課題

短期大学の存続を可能とする財政を維持しながら、教育研究経費比率の維持、向上が課題となってくる。教育研究経費比率は高くなることが望ましいが、人件費と同様に硬直化

しやすい経費であるので、この比率が著しく高い場合は、施設設備の取替更新や新規投資にむける財源を確保することが困難な状況とみることもできるため、経営の永続性や大学改革という長期的な観点への留意も必要となってくる。

今年度は大規模な施設設備の整備により、事業活動収支計算書における当年度収支差額は支出超過となったが、平成 29 年度は収入超過を目指していく。

また、下記の全教職員による自己点検から見てわかるとおり、全教職員が行っている自己点検の結果から財的資源に関する状況を全教職員がそれぞれ把握するための方策を示すことも課題となってくる。

基準Ⅲ-D-1 について教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅲ-D-1 「学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している	平成 26 年度	34%	5%	2%	5%	55%
	平成 27 年度	39%	5%	8%	3%	45%
	平成 28 年度	70%	11%	0%	0%	18%
2 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している	平成 26 年度	30%	7%	2%	5%	57%
	平成 27 年度	26%	5%	5%	5%	58%
	平成 28 年度	68%	14%	0%	0%	18%
3 貸借対照表の状況が健全に推移している	平成 26 年度	36%	7%	0%	5%	52%
	平成 27 年度	39%	8%	3%	5%	45%
	平成 28 年度	68%	14%	0%	0%	18%
4 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している	平成 26 年度	32%	7%	2%	2%	57%
	平成 27 年度	32%	11%	5%	3%	50%
	平成 28 年度	55%	18%	5%	0%	23%
5 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている	平成 26 年度	32%	16%	2%	5%	45%
	平成 27 年度	39%	13%	8%	3%	37%
	平成 28 年度	73%	11%	0%	0%	16%
6 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている	平成 26 年度	32%	16%	2%	5%	45%
	平成 27 年度	39%	13%	8%	3%	37%
	平成 28 年度	61%	9%	0%	0%	30%

7	資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である	平成 26 年度	20%	11%	2%	5%	61%
		平成 27 年度	29%	11%	8%	5%	47%
		平成 28 年度	52%	16%	0%	2%	30%
8	教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている	平成 26 年度	18%	9%	9%	2%	61%
		平成 27 年度	13%	5%	11%	0%	71%
		平成 28 年度	37%	23%	2%	0%	37%
9	教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である	平成 26 年度	20%	14%	7%	5%	55%
		平成 27 年度	21%	13%	11%	3%	53%
		平成 28 年度	40%	26%	5%	0%	30%
10	入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である	平成 26 年度	27%	18%	11%	7%	36%
		平成 27 年度	11%	24%	18%	13%	34%
		平成 28 年度	26%	40%	16%	0%	19%
11	容定員充足率に相応した財務体質を維持している	平成 26 年度	23%	16%	5%	5%	52%
		平成 27 年度	16%	21%	8%	5%	50%
		平成 28 年度	47%	23%	0%	0%	30%

（注意 1）アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名（86.7%）であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名（84.4%）、平成 28 年度の有効回答数は 44 名（89.8%）だった。

（注意 2）回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

[区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

(a) 現状

平成 27 までは、本学の将来像を具体的に明文化することをしてこなかったが、理事長のリーダーシップの下、今年度、第 1 期中期経営計画を策定した。[提出資料(14)]

経営実態、財政状況においては、理事長より理事会に報告され経営の方針が決定されている。学生募集対策については、全学的に取り組んでいるのと同時に、外部業者に依頼し、まずは現状把握に努めている。

学内に対する経営情報の公開は、決算に関する理事会終了後に理事長より、全教職員に示されており、決算書類に関しては、本学ホームページ上で公開し事務局内にも備え付けている。

短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費のバランス

がとれているかについては下記の表のとおりである。

各学科・専攻課程の定員と全体に占める割合(平成 29 年 4 月 1 日現在)

学科・専攻	定員(人)		全体に占める割合(%)	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児保育学科	100	200	39.2	35.7
介護+専攻科	85	150	33.3	26.8
(介護福祉学科)	(65)	(130)	(25.5)	(23.2)
(専攻科福祉専攻)	(20)	(20)	(7.8)	(3.6)
看護学科	70	210	27.5	37.5
合計	255	560	100.0	100.0

各学科・専攻課程の人件費と全体に占める割合(平成 28 年度)

学科・専攻	人件費(千円)			全体に占める割合(%)		
	教員	職員	合計	教員	職員	合計
幼児保育学科	79,674	17,567	97,241	26.6	25.7	26.4
介護+専攻科	72,275	16,794	89,069	24.1	24.5	24.2
(介護福祉学科)	(53,503)	(13,273)	(66,776)	(17.9)	(19.4)	(18.1)
(専攻科福祉専攻)	(18,772)	(3,521)	(22,293)	(6.2)	(5.1)	(6.1)
看護学科	147,613	34,054	181,667	49.3	49.8	49.4
合計	299,562	68,415	367,977	100.0	100.0	100.0

各学科・専攻課程の施設設備費と全体に占める割合(平成 27 年度)

学科・専攻	施設設備費(千円)			全体に占める割合(%)		
	施設関係	設備関係	合計	施設関係	設備関係	合計
幼児保育学科	63,650	4,404	68,054	35.1	29.9	34.7
介護+専攻科	39,781	3,539	43,320	21.9	24.0	22.1
(介護福祉学科)	(30,160)	(2,566)	(32,726)	(16.6)	(17.4)	(16.7)
(専攻科福祉専攻)	(9,621)	(973)	(10,594)	(5.3)	(6.6)	(5.4)
看護学科	77,897	6,795	84,692	43.0	46.1	43.2
合計	181,328	14,738	196,066	100.0	100.0	100.0

(注意 1) 施設関係支出に係る建設仮勘定支出は除く。

(b) 課題

また、経営実態や財政状況、経営判断指標を用いた分析結果などに関して、年度当初の教授会や職員会において、理事長より報告がなされていたが、下記の全教職員による自己点検からもわかるとおり、全教職員がそれらについて共有できていない状況であるため、来年度以降は全教職員が経営情報と危機意識が共有できるよう、理事長のリーダーシップの下、改善していくことが課題となってくる。また、理事会で決定する今後の運営方針を

全教職員が理解し、さらなる経営の安定化に向けて一丸となれるかが課題といえる。

基準Ⅲ-D-2 について教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表Ⅲ-D-2 「量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 短期大学の将来像が明確になっている	平成 26 年度	16%	18%	30%	16%	20%
	平成 27 年度	5%	21%	34%	16%	24%
	平成 28 年度	14%	44%	33%	0%	9%
2 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている	平成 26 年度	9%	30%	25%	14%	23%
	平成 27 年度	3%	26%	29%	18%	24%
	平成 28 年度	14%	47%	26%	2%	12%
3 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している						
① 学生募集対策と学納金計画が明確である	平成 26 年度	25%	11%	14%	7%	43%
	平成 27 年度	21%	18%	16%	11%	34%
	平成 28 年度	36%	41%	9%	0%	14%
② 人事計画が適切である	平成 26 年度	16%	18%	23%	7%	36%
	平成 27 年度	8%	11%	24%	11%	47%
	平成 28 年度	20%	34%	18%	2%	25%
③ 施設設備の将来計画が明瞭である	平成 26 年度	14%	11%	20%	11%	43%
	平成 27 年度	16%	5%	21%	18%	39%
	平成 28 年度	23%	43%	11%	2%	20%
④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている	平成 26 年度	3%	11%	11%	13%	63%
	平成 27 年度	16%	7%	9%	9%	59%
	平成 28 年度	21%	23%	12%	0%	44%
4 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件	平成 26 年度	14%	20%	7%	5%	55%
	平成 27 年度	21%	5%	11%	8%	55%

費、施設設備費)のバランスがとれている	平成28年度	30%	45%	7%	0%	18%
5 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています	平成26年度	9%	20%	18%	11%	41%
	平成27年度	16%	11%	16%	21%	37%
	平成28年度	32%	34%	14%	0%	20%

(注意1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成26年度の有効回答者数は44名(86.7%)であり、平成27年度の有効回答者数は38名(84.4%)、平成28年度の有効回答者数は44名(89.8%)だった。

(注意2) 回答結果のAは、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、Bは「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、Cは「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、Dは「実現のための計画や方策がないと思う」、Eは「わからない」である。

### テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

○財的資源に関して全教職員が情報を共有する。

理事長のリーダーシップの下、経営実態や財政状況を全教職員が認識するための機会を設ける。

○財政上の安定を確保する計画を検討する

短期大学の将来像、学生募集対策などといった計画を検討し、財政の更なる安定を図っていく。

#### 提出資料

(10-1)活動区分資金収支計算書(学校法人全体)

(10-2)事業活動収支計算書の概要

(10-3)貸借対照表の概要(学校法人全体)

(10-4)財務状況調べ

(10-5)資金収支計算書・消費収支計算書の概要

(13-3)事業活動区分収支計算書・事業活動区分収支内訳表[平成28年度]

(13-4)貸借対照表[平成28年度]

(14)第1期中期経営計画

#### 備付資料

(062-27)学校法人松本学園 資金運用規程

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

○技術的資源をはじめとする教育資源に関する行動計画は、各学科ともに機器備品を本学予算内で計画性をもって整備していく予定である。

○財的資源に関する行動計画は、全教職員が経営実態や財政状態を共有し、理事会で決定する今後の運営方針を全教職員が理解する。

**基準IV リーダーシップとガバナンス****■ 基準IVの自己点検・評価の概要**

学校法人松本学園理事長は、建学の精神のもと、リーダーシップを発揮し法人業務を総理している。そして「学校法人松本学園寄附行為」第5条[提出資料(1)]のとおり理事会を開催し、管理運営を適切に行っている。また、建学の精神及び教育理念・目標を理解の上、理事会や入学式等でも説明を行い、関係者に理解を深めるよう努めている。更に理事に対しては、自己点検・評価におけるそれらの重要性を示した上で、各学科の三つのポリシーを提示し、これに沿った情報収集を理事に呼び掛けている。理事長は、各種団体等が開催する研修会に積極的に参加し、法令の改正や会計基準、監査業務等の知識を深め、自らが多様な業務を行うといったリーダーシップを発揮している。

松本短期大学学長は、本学の教育運営に尽力を惜しまず、教授会を円滑に運営している。また、地域とのつながりにも目を向け、平成28年度第1回松本短期大学公開講座で「みんなで支え合う地域づくり」のテーマで講演を行い、地域との連携を更に強化していく方針を示した。

監事については、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行い、理事会に出席して意見を述べている。また、毎会計年度に監査報告書を作成し、「学校法人松本学園寄附行為」第14条[提出資料(1)]に沿って職務を行っている。

また、評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織し、「学校法人松本学園寄附行為」第17条[提出資料(1)]に基づいて開催している。また、私立学校法の規定に従い、理事会の諮問機関として運営している。

予算に関しては、関係部門の意向を集約した上、理事長が評議員会に意見を求め判断し、理事会の議を経て決定している。月次試算表については、事務長及び法人事務局長を経て、理事長に報告している。また、計算書類及び財産目録等は、監査法人による監査を受け、学校法人の経営状況と財産状態を適正に表示している。財務情報は、学校教育施行規則及び私立学校法に基づき短期大学ホームページ上に公開し、教育情報に関してもホームページ上で公開している。

課題として、経営環境が厳しくなる中で理事長は、理事や監事と情報を共有し適切な運営に努め、学長は、理事会からのトップダウンと教学側のボトムアップによるバランスの取れた管理及び運営をさらに推し進める必要がある。また、本学の建学の精神「人々の健康と福祉及び教育における学術の教育研究の府として、信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識をもって、ひとと交わり、ひとを育て、ひとに誠意を尽くす人間性の涵養と、自立した専門職業人（ケアスペシャリスト）の育成を行い、ひいては地域の人々に貢献する。」から、学長は、地域貢献に対する組織づくりを行い、地域貢献に対する強力な地盤を作ることにリーダーシップを発揮する必要がある。

これらの課題の改善計画として、理事長は、理事や監事との連携を強化することで、法令に基づいた適切な学校法人の運営に引き続き努めていく。この行動計画としては、学内外の情報収集を理事や監事と共に、より積極的に行っていくための計画を検討していく。また、新たに教学監査を実施することを計画し、学生の学習成果の獲得に向けた取り組みにもリーダーシップを発揮することで、教育の質を向上させ経営の更なる安定へと繋げて

いく計画である。

学長は、教学組織を代表していることから、短期大学の教育における質の向上及び充実のため、学科及び委員会活動などの活性化を更に図っていくことを改善計画としている。そのための行動計画として、平成 29 年度は、学長自らが全学科の授業科目を担当することを予定し、学科間における連携強化に向け自ら行動することを計画している。また、委員会活動については、平成 30 年度以降に向け、組織体制や役割分担などの現状把握に努め、最適な体制づくりを検討していく。また地域貢献へと繋がると考え、防災対策における本学の役割を検討することを改善計画とし、行動計画として、近隣自治体と検討を重ね、防災時における備蓄品の準備を進める。

<b>テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ</b>
-------------------------------

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

(a) 現状

理事長は、昭和 50 年に本学園へ入職し、平成 3 年に本学事務長、平成 5 年より（平成 22 年度まで）本学園事務局長という実務経験を経て、平成 6 年に理事に就任した。平成 23 年度からは理事長として、理事会における様々な審議及び意思決定を行い、学園経営の健全化に努めることの重要性を深く認識し、学校法人の運営全般にリーダーシップを十分に発揮している。理事会の開催回数に関しても、以前は年に 2 回であったが平成 27 年度は 4 回、平成 28 年度は 5 回と開催回数を増やし、適宜、事案が具現化されるよう努めている。その理事会において理事長は、建学の精神及び教育理念・目標を理解の上、自ら説明を行い、自己点検・評価においても、それらが重要であることを理事や監事に説明している。さらに、それだけではなく、各学科の三つのポリシーを理事に示しながら、本学の現状及び今後の方針なども説明している。平成 28 年度においては、各学科長に理事会及び評議員会への出席を要請し、各学科の情報を収集する機会を理事・監事・評議員に設けた。そして、短期大学の発展のための一つの方策として、学外の情報を理事会で共有できるよう、外部業者に委託し「短期大学の可能性」についての講演研修会を開催した。また、理事長のリーダーシップのもと、平成 27 年度は短期大学基準協会による第三者評価 ALO 対象説明会に ALO を含め 3 名の教職員を派遣し、平成 28 年度には学長、ALO、教職員 2 名の計 4 名と理事長自ら出席し、理事会が第三者評価に対する役割を果たし責任を負っていることへの理解を深めるとともに、その後、ALO に理事会への出席を求め、本学における自己点検・評価の現状や課題の把握及び共有化を進めた。

理事長は、「学校法人松本学園寄附行為」第 32 条[提出資料(1)]に基づき、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、監事による監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、意見を求めている。また、平成 27 年度より学校法人会計基準が変更になり、決算書の書式に大幅な変更が行われた際には、理事長自らが研修会に参加し、新しい学校法人会計基準を学び、決算書類の作成を行った。さらに理事長は、教学組織とコミュニケーションを図るために門戸を開き、教職員からの相談（例えば、教育課程編成・実施の方針に基づいた教員配置を行うための

非常勤講師等の拡充に関することの相談、諸規程の整備及び見直しを行うにための手順や方法の相談など）を積極的に受け止めて、それに応えようと努めている。このように本学園の理事長は、学校法人の発展に寄与し、代表して業務を総理しておりリーダーシップを發揮しているといえる。

理事会は、私立学校法第 38 条の規定及び「学校法人松本学園寄附行為」第 5 条[提出資料(1)]のとおり、6 人以上 8 人以内で構成されており（現員は 8 名）、規定に基づいて開催され、学校法人の業務を決し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。また、「学校法人松本学園寄附行為」第 15 条[提出資料(1)]により、理事長が理事会を招集し、議長を務め、理事会は理事の職務の執行を監督している。理事会では、短期大学の状況や本学を取り巻く環境の変化などについて、理事長及び学長より説明がなされており、学校教育法改正などへの法的対応や規程の制定及び改廃なども適宜行っている。このように、理事会は、法令及び寄附行為に則り、本学の円滑な運営のために的確な判断と適正な財政措置を実行しており、その責務を果たしている。

理事については、様々な分野より選任されており、本学の建学の精神を理解し、法人の健全な経営において有意義な学識及び見識を有している。理事は私立学校法第 38 条の規定に基づき、「学校法人松本学園寄附行為」第 6 条[提出資料(1)]に則り選任されている。また、学校教育法第 9 条の規定は「学校法人松本学園寄附行為」第 10 条[提出資料(1)]に準用され、学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当した場合には退任となる旨を定めており、不適格者はいない。このように、理事は法令に基づき適切に選任されている。

学校法人松本学園においては、理事長を中心とする法人組織と、学長を中心とする本学の教学組織が、それぞれのリーダーシップのもとに、法人機能と教学機能の調和をめざした運営がなされている。

平成 28 年度の理事会は、下表のように開催された。

表 平成 28 年度理事会開催状況

回数	議案等	開催日
第 1 回	1. 平成 27 年度決算並びに事業報告について 2. 評議員の選任について 3. 諸規定の制定について 4. その他	平成 28 年 5 月 20 日
第 2 回	1. 学長及び介護福祉学科長からの報告 2. 松本短期大学第 1 期中期経営計画（案）について 3. 松本短期大学グラウンド整備について 4. 諸規定の制定について 5. その他	平成 28 年 8 月 23 日
第 3 回	1. 第三者評価について 2. 監事退任の申し出について 3. 諸規程の制定について 4. FD・SD に関して	平成 28 年 10 月 11 日

	5. その他	
第4回	1. 志願者の減少に対する対応について 2. 幼児保育学科長からの報告 3. 諸規程の制定について 4. 長野県人事委員会勧告について 5. その他	平成28年 12月20日
第5回	1. 平成28年度補正予算(案)について 2. 平成29年度事業計画(案)、予算(案)について 3. 平成29年度監査計画について 4. 諸規程の制定について 5. 教員の採用について 6. その他	平成29年 2月20日

基準IV-Aについて、教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表IV-A-1 「理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している」に係る  
自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
① 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している						
② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している	平成26年度	61%	18%	7%	2%	11%
	平成27年度	47%	18%	8%	5%	21%
	平成28年度	79%	12%	5%	0%	5%
② 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している						
③ 理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている	平成26年度	34%	9%	7%	5%	45%
	平成27年度	21%	5%	16%	11%	47%
	平成28年度	53%	19%	2%	0%	26%
④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している	平成26年度	27%	16%	2%	8%	50%
	平成27年度	18%	13%	11%	5%	53%
	平成28年度	47%	23%	5%	0%	26%
⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な	平成26年度	36%	9%	7%	0%	48%

責任があることを認識している	平成 27 年度	24%	16%	11%	3%	47%
	平成 28 年度	60%	12%	0%	0%	28%
3 理事は法令に基づき適切に構成されている						
① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している	平成 26 年度	32%	11%	2%	9%	45%
	平成 27 年度	29%	13%	8%	8%	47%
	平成 28 年度	56%	19%	0%	0%	26%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

教職員を対象とした自己点検アンケート結果をみると、基準Ⅳ-A についてはすべての項目で平成 28 年度に E 回答が減少している。これは、理事長によるリーダーシップが自己点検アンケート項目にも該当していることを教職員が認識したことと、平成 28 年度に就任した学長、事務局長、事務長が教授会や職員朝礼において、理事会等の現状に触れることで、教職員の関心が高まったと考えられる。

#### (b) 課題

理事長のリーダーシップの下、法人及び理事会は、確実な運営ができているといえる。しかし、少子化など厳しくなる社会情勢の中で、理事会の経営判断は大変難しいものになると予想されるため、平成 28 年度に行ったような学内外の必要な情報を収集する機会を適宜設け、情報の共有化を図っていかなければならないと考えている。また、理事会で決定された運営方針、意思決定を全教職員が理解し、遂行していくために教職員の意識統一も課題となってくる。

今後も理事会を学校法人の意思決定機関として円滑に運営し、役割をより適切に果たしていくよう努めていかなければならない。

#### 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画

○短期大学の発展のために、平成 28 年度に行ったような学内外の情報収集をする機会を適宜設けていく。

○平成 29 年度より、理事長がリーダーシップを発揮し、教学監査を行っていくことで教育の質の向上を目指す。

○中期経営計画や事業計画書の内容を教授会や職員朝礼で再度周知し、理事会で決定され

た運営方針、意思決定を全教職員が理解していく。

提出資料

(1) 寄附行為

テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ
-----------------------

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

(a) 現状

学長は、長年にわたる教育指導の経験によって培われた学識と、管理職で得られた大学運営に関する識見に基づき、本学の教育運営全般について、最高責任者としてその権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。教育研究面においては、本学の教育理念に基づき学生の学習成果の獲得を支援し、教育環境の整備、教育体制の充実、研究環境の向上に努めている。また、学生の学習環境を充実させるための方策と、それに加え学生のサポートにも繋がるよう、学食や学長室において学生との対話交流を積極的に行い、学外で行われる学生の活動にも参加している。

本学の建学の精神は、「人々の健康と福祉及び教育における学術の教育研究の府として、信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識をもって、ひとと交わりひとを育てひとに誠意を尽くす人間性の涵養と、自立した専門職業人（以下、ケアスペシャリスト）の育成を行い、ひいては地域の人々に貢献する」である。本学教職員は教育に携わる者としての正しい倫理観と熱意をもって学生教育・生活支援にあたり、「専門職者として自己研鑽に励むことができ、なおかつ誠実に人に尽くすことのできる人材の育成に努める」ことを宣言した当短期大学の建学の精神に基づき、学長は自己研鑽を推奨して教育研究を推進し、教育の向上・充実に向けて努力している。また、「地域の人々と共に学び・地域に貢献できる大学」という目的の一環として、平成28年度第1回松本短期大学公開講座では「みんなで支え合う地域づくり」のテーマで講演を行い、地域との連携を更に強化していく方針を示した。その後、11月には近隣地区と新たに協定を締結し、地域づくりの推進のため、これまで以上に緊密な協力関係も構築している。このように、学長は教育運営全般においてリーダーシップを発揮している。

学長は、「松本短期大学学長及び副学長選任に関する規程」[備付資料(062-30)]に基づき、本学の教授資格を有するもの及び学外から同等の資格を有する者の中から、教職員、本学役員、評議員から推薦された人物を候補者とし、選考基準を、「人格が高潔で学識及び教育行政に識見を有し、建学の精神に則り、本学の発展に専念できる者」としている。候補者は理事会において十分に検討され、理事長によって任命される学長は、支障なく職務遂行に努めることができるといえる。

教授会は、「松本短期大学学則」第57条[提出資料(2)]のもとに設置され、「松本短期大学学則」第58条[提出資料(2)]に定められた通り学長が議長となり、「松本短期大学学則」第61条[提出資料(2)]により定められた「松本短期大学教授会運営規程」[備付資料

(062-32)]により、短期大学の教育活動について重要な事項に関し、学長に意見を述べている。教授会の出席者は、「松本短期大学教授会運営規程」[備付資料(062-32)]のとおり、学長、専任の教授、事務長、准教授で構成されている。教授会の開催は、毎月1回が原則であるが、必要があると認めた場合には臨時教授会を招集している。学長は、開催通知で学科や委員会からの資料や議事録によって、教授会で意見を求める事項を出席者に周知している。そして、それらに基づいて学長は、決定を行うための意見を教授会に求めている。

また、「松本短期大学学則」第57条第2項[提出資料(2)]及び「松本短期大学教授会運営規程」第2条第2項[備付資料(062-32)]に基づき拡大教授会を置いている。学長は、松本短期大学拡大教授会を毎月1回定期的に開催している。拡大教授会は、全学科の教員や学生部長等から組織されており、学科間や部署間、委員会の情報の共有化に繋げている。教授会議事録は、「松本短期大学教授会運営規程」[備付資料(062-32)]に基づき、事務局が作成し保管している。

学長は、教授会の下に「松本短期大学学則」第63条『提出資料(2)』に基づき、各種委員会を設置し、それぞれの委員会規程に基づいて適切に運営を行っている。委員会からの報告等は拡大教授会の議案として扱っている。学長は、自己点検・評価委員会の委員長として、第三者評価にも積極的に取り組んでいる。

このように学長は、本学のスムーズな管理運営に配慮しつつ、リーダーシップを発揮している。

平成26年度には、それまで明文化されていなかった、三つのポリシーについて、評価推進委員会が臨時特別委員会として発足しリーダーシップをとり、各学科での検討により三つの方針（AP・CP・DP）を明らかにし、学生及び教職員、受験生等に周知した。今後は学長のリーダーシップのもと、学習成果について自己点検を行い、見直しを検討する予定である。評価推進委員会は、各学科長、評価委員長で構成されていたが、27年度からFD委員長が評価推進委員として加わり、決定された事項は学長に報告している。

基準IV-Bについて、教職員を対象とした自己点検アンケート結果は下表のとおりである。

表IV-B-1 「学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している						
① 学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている	平成26年度	-%	-%	-%	-%	-%
	平成27年度	-%	-%	-%	-%	-%
	平成28年度	86%	11%	2%	0%	0%
② 学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、	平成26年度	41%	25%	14%	9%	11%

大学運営に関し識見を有すると認められる者である	平成 27 年度	29%	26%	13%	16%	16%
	平成 28 年度	86%	11%	2%	0%	0%
学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に努力している ③	平成 26 年度	39%	14%	23%	11%	14%
	平成 27 年度	26%	26%	11%	21%	16%
	平成 28 年度	89%	11%	0%	0%	0%
学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している 2						
教授会を審議機関として適切に運営している ①	平成 26 年度	45%	30%	11%	2%	11%
	平成 27 年度	39%	24%	11%	11%	16%
	平成 28 年度	79%	21%	0%	0%	0%
学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している ②	平成 26 年度	-%	-%	-%	-%	-%
	平成 27 年度	-%	-%	-%	-%	-%
	平成 28 年度	84%	14%	0%	2%	0%
学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している ⑥	平成 26 年度	55%	20%	9%	2%	14%
	平成 27 年度	45%	21%	8%	13%	13%
	平成 28 年度	80%	16%	2%	0%	2%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策などが無いと思う」、E は「わからない」である。

教職員を対象とした自己点検アンケート結果をみると、基準Ⅳ-B については、平成 28 年度より木内学長が就任し、すべての項目で E 回答が減少している。これは学長が教学運営全体にリーダーシップを発揮しているからであると考えられる。

#### (b) 課題

学長は、教授会を教育研究上の審議機関とし、拡大教授会を学科間や部署間、委員会の情報共有を行う機関及び学長の意思決定を表明する機関であると同時に、教職員から教育研究の向上・充実に向けた提案や要望などを聞く場にしたいと考えている。

#### テーマ基準Ⅳ - B 学長のリーダーシップの改善計画

○拡大教授会において、教育研究の向上・充実に向けた提案や要望を求めることで、全教職員が学生の学習成果の獲得に携っていることを再認識させ、更なる教学運営体制の充実を目指す。

○学校教育法が一部改正され、文部科学省の指示により組織的な権限・責任体制を明確にして経営力の強化に取り組んでいるが、より充実させるために各学科や事務局との連携を強化する。

○学長は、教育研究等についてこれまで以上に学科長・事務長との意思疎通を図り、審議機関である教授会を通じて更にリーダーシップを発揮していく。

#### 提出資料

(2) 松本短期大学 学則

#### 備付資料

(062-30) 松本短期大学 学長及び副学長選任に関する規程

(062-32) 松本短期大学 教授会運営規程

テーマ 基準IV - C ガバナンス
--------------------

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

#### (a) 現状

監事は、「学校法人松本学園寄附行為」第14条[提出資料(1)]及び「学校法人松本学園監査規程」[備付資料(062-28)]に基づき、学校法人の業務と財産の状況を監査している。決算監査では、財務状況や教育活動状況などを事務局より説明を受け、公認会計士による監査に立ち会い、質疑応答によって財務及び業務について監査を実施している。また、これらの監査結果を理事会に出席して意見を述べている。

監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

平成28年9月に開催された、高等教育情報センター「監事業務の活性化と教学監査の展開」に理事長が出席し、「学校法人のガバナンスと監査業務の実質化方策」「学校法人監査業務活性化に向けて」「教学監査と認証評価の関連」「監査業務の活性化と教学監査の展開」を受講し、監査業務の重要性を再確認した。その後、理事長のリーダーシップにより、平成29年度は教学監査についても行うこととなり、監事はその準備として、理事長及び学長との面談や教授会への出席を行い、教学監査の実施を含めた平成29年度監査計画を理事会に提出している。

#### (b) 課題

監査法人による監査とのより適切な連携と情報交換により、監査の効率と質を高めていく。

また、教学監査の実施に向けた取り組みが課題となる。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

(a) 現状

評議員会は、「学校法人松本学園寄附行為」第17条[提出資料(1)]に基づき、理事の定数(6人～8人)の2倍を超える数の13人～17人で構成され、現員は17名となっている。

また、評議員会は私立学校法第42条に基づき、「学校法人松本学園寄附行為」第19条[提出資料(1)]に掲げている事項について、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞く体制で運営している。

また、自己点検・評価に関しては、理事長より適宜説明されている。

(b) 課題

評議員会は、「学校法人松本学園寄附行為」第17条[提出資料(1)]に定められたとおり選任されている。様々な分野からバランスよく構成されており、法人の予算や事業計画について意見を述べている。また、自己点検・評価に関しては、理事長より適宜説明されているが、より積極的な提言を求めていくことが課題となってくる。

[区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

(a) 現状

学校法人及び短期大学は、中期経営計画に基づき毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に理事会で決定した上で、事業計画と予算を速やかに関係部門に指示し、年度予算を適正に執行している。

翌年度の予算編成は、前年度の状況を考慮に入れ決定している。各部門からの提出された予算は、認められた予算の範囲内で執行を許可している。

日常的な出納業務は円滑に実施し、事務長と法人事務局長のチェックを受け、理事長に報告している。

計算書類と財産目録に関しては、学校法人会計基準に則り作成し、公認会計士の指導の下、経営状況及び財産状態を適正に表示しており、公認会計士による監査意見に対しては、理事長、法人事務局長、事務長、担当者が対応している。また、決算監査においては、ここに監事が加わり意見交換を及び監査を行い、監査意見に対して適切に対応している。

資産及び資金の管理と運用は、「学校法人松本学園会計規程」[備付資料(062-24)]「学校法人松本学園固定資産管理規程」[備付資料(062-25)]「学校法人松本学園資金運用規程」[備付資料(062-27)]に基づき、適切な会計処理を行っている。また、本学は寄付金の募集及び学校債の発行は行っていない。

月次試算表は、毎月適時、会計システム入力担当者が作成し、事務長による確認が行われた上で、法人事務局長を経て理事長に報告している。

教育情報は短期大学ホームページで公表し、財務情報も学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、これも短期大学ホームページ上に公表している。

(b) 課題

現在のところ、公認会計士監査及び監事監査の意見から、ガバナンスは健全に機能して

いると思われる。

平成 28 年度は、理事長より、予算関連だけではなく、前年度の決算報告の内容を教授会や職員朝礼などにおいて、全教職員にわかりやすく示すよう指示がなされた。この決算報告は、会計業務担当者以外の職員が行うことで、小規模校である本学において必要とされるジェネラリストとしての職員の能力向上を推進するために、理事長がリーダーシップを発揮して行った SD 活動の一つとなり、ガバナンスが適切に機能しているかを確認する機会にもつながった。今後も事務職員の SD 活動の一つとして、会計業務に携っていない教務部や学生部の職員が決算報告を行うことで、職員の能力向上を目指し、同時にガバナンスが適切に機能しているかを様々な視点から確認していくことが課題といえる。

教職員を対象としたアンケートでは、平成 26 年度と平成 28 年度を比べてみると A 回答がどの項目も増加傾向にあるが E 回答も多く、全教職員がガバナンスに興味を示し、ガバナンスが適切に機能していることを知る方策が必要となる。概して、日常の職務と直接的な関係がないため、興味関心が少ない傾向にあることがわかる。

表IV-C-1 「監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している	平成 26 年度	39%	5%	2%	0%	55%
	平成 27 年度	18%	11%	11%	0%	61%
	平成 28 年度	62%	10%	0%	0%	29%
2 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている	平成 26 年度	32%	2%	2%	0%	64%
	平成 27 年度	16%	8%	8%	0%	68%
	平成 28 年度	52%	14%	0%	0%	33%
3 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している	平成 26 年度	30%	2%	2%	0%	66%
	平成 27 年度	24%	5%	8%	0%	63%
	平成 28 年度	52%	14%	0%	0%	33%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策などが無いと思う」、E は「わからない」である。

表IV-C-2 「評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の

諮問機関として適切に運営している」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している	平成26年度	30%	2%	2%	0%	66%
	平成27年度	26%	8%	5%	0%	61%
	平成28年度	62%	7%	0%	0%	31%
2 評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、運営している	平成26年度	30%	2%	2%	0%	66%
	平成27年度	16%	8%	3%	3%	71%
	平成28年度	60%	7%	0%	0%	33%

(注意1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成26年度の有効回答者数は44名(86.7%)であり、平成27年度の有効回答者数は38名(84.4%)、平成28年度の有効回答者数は44名(89.8%)だった。

(注意2) 回答結果のAは、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、Bは「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、Cは「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、Dは「実現のための計画や方策がないと思う」、Eは「わからない」である。

表IV-C-3 「ガバナンスが適切に機能している」に係る自己点検アンケート結果

設問項目	調査年度	回答結果				
		A	B	C	D	E
1 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している	平成26年度	25%	5%	14%	2%	55%
	平成27年度	8%	18%	18%	11%	45%
	平成28年度	53%	23%	7%	0%	16%
3 年度予算を適正に執行している	平成26年度	27%	9%	5%	9%	50%
	平成27年度	24%	5%	5%	8%	58%
	平成28年度	49%	19%	7%	0%	26%
4 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している	平成26年度	34%	5%	5%	21%	55%
	平成27年度	21%	5%	5%	5%	63%
	平成28年度	63%	14%	0%	0%	23%
5 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している	平成26年度	34%	5%	2%	5%	55%
	平成27年度	21%	8%	3%	5%	63%
	平成28年度	65%	12%	0%	0%	23%
8 寄付金の募集及び学校債の発行は適正で	平成26年度	23%	2%	0%	5%	70%

ある	平成 27 年度	16%	3%	5%	5%	71%
	平成 28 年度	45%	7%	2%	5%	40%
1 0 学校教育学法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している	平成 26 年度	50%	7%	5%	5%	34%
	平成 27 年度	39%	11%	5%	5%	39%
	平成 28 年度	64%	10%	7%	0%	19%

(注意 1) アンケートの対象は本学全教職員だった。平成 26 年度の有効回答者数は 44 名 (86.7%) であり、平成 27 年度の有効回答者数は 38 名 (84.4%)、平成 28 年度の有効回答者数は 44 名 (89.8%) だった。

(注意 2) 回答結果の A は、「実現のため計画や方策などを適切に行い、実現できていると思う。もしくはほぼ実現していると思う」、B は「実現のため計画や方策などを概ね適切に行っているが、まだ実現できていないと思う」、C は「実現のための計画や方策などが十分ではなく、実現していないと思う。実現には時間がかかると思う」、D は「実現のための計画や方策がないと思う」、E は「わからない」である。

#### テーマ基準Ⅳ - C ガバナンスの改善計画

○教職員の自己点検アンケートにおいて、E 回答を減少させ、経営・教育の発展ため、法人組織と教職員の相互理解を深めていくことが必要である。このことから、教授会や理事会にお互いの情報を共有していくことができるように理事長からの提案で、平成 28 年度から学科長が教育における現状を理事会で報告できるよう参加を求めた。今後も、このような機会を設けるといった計画が必要となる。

#### 提出資料

(1) 寄附行為

#### 備付資料

(062-24) 学校法人松本学園 会計規程

(062-25) 学校法人松本学園 固定資産管理規程

(062-27) 学校法人松本学園 資金運用規程

(062-28) 学校法人松本学園 監査規程

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

リーダーシップとガバナンスに関する行動計画は次の 3 点である。

- 理事長は、平成 29 年度に監事との連携を図り教学監査を行う。
- 学長は、建学の精神にうたわれている地域貢献の位置づけを明確にし、地域との連携を更に深めていく。
- 理事長及び学長は、組織規程及び人事規程などの見直しを指示し、法令に沿って改正すべき事項、また学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を点検し、理事会の議を経て改正及び制定を行う。

## 選択的評価基準

### 地域貢献の取り組みについて


松本短期大学の建学の精神に、「松本短期大学は、人々の健康と福祉及び教育における学術の教育研究の府…中略…ひいては地域の人々に貢献する。」と述べられているように、「地域貢献」は本学の支柱となっている。開学以来、ボランティア活動等を通して地域交流が行われていたが、交流だけにとどまらず本学における「地域貢献」を体系化することになった。


また、中期経営計画の本学が目指すビジョンの一つとして「地域に役立つ短期大学」をあげ、中期目標として社会貢献・地域連携で「教育研究の成果を効果的に社会に還元するとともに、地域社会の活性化に寄与する活動を行う」を掲げている。これらの目標を達成するための具体的な第一歩として、学長をセンター長とする「地域交流センター」の設置が決まった。これまで、十数年に亘る笹賀地区における、本学の教員及び学生による様々な取り組みがベースとなり、平成 28 年度から松本短期大学がある「笹賀地区、福祉のまちづくり協議会」の評議員会のメンバーに木内学長が選ばれたことを契機に、笹賀地区と 3 年間に亘る、地域連携協定の締結を行った。これにより、笹賀地区に対し地域交流委員会を中心とした組織的な取り組みが加速されることとなった。さらに、地域づくり協議会のアドバイザーとして木内学長が参加している。


地域の人々に貢献すること、地域の活性化のためには、地域の方に松本短期大学を理解していただく努力をしていくこと、地域に愛される短期大学となるために、どのようなことから行っていくかという実践に向けての検討も始まった。(学長・地域交流委員会・総合情報委員会・入試委員会の委員長との話し合い)


また筑北村とは、これまで 5 年間に亘る地域連携協定を提携しそれぞれの強みを活かした取り組みを行ってきた。本年度契約期間が満了となり、3 年間に亘る契約の更新を行った。これまで筑北村とは、「ちくほくプラス」という名称のプロジェクトを推進してきた。このプロジェクトについては「幼児保育、介護福祉、看護それぞれの領域に自ら進んで身を置き、学び、その実践者になろうとしている私たちが“今、何をすることができるのか”を考え、実行に移していくプロジェクトです。」と内外に表明している。(松本短期大学ホームページ) この取り組みは次のようなコンセプトに基づいて行われている。

**ちくほくプラス** の方程式

筑北村  松本短期大学 = **世代をつなぐホスピタリティー。**

筑北村  松本短期大学 幼児保育学科 = **地域の子育て支援の新しいカタチ。**

筑北村  松本短期大学 介護福祉学科 = **地域に生きる。地域と生きる。**

筑北村  松本短期大学 看護学科 = **地域の健康生活をつむぐ。**

また、松本市の重点目標の一つ、「健康ときずなづくり」における「地域包括ケアシステムの推進」や、塩尻市の子育て支援の一環となる「えんぱー保育園」など、行政における住民支援に沿った活動を展開している。幼児保育学科では、長野県が推奨する信州型自然保育（信州やまほいく）を平成 28 年度より教養基礎科目の中でとり上げた。平成 29 年度からは、筑北村と大学の提携事業の一環として、授業を展開していく。

また、学生や教職員によるボランティア活動によっても、地域への貢献は継続されている。

この後に述べる、地域貢献の定義の中に「有事の際の避難場所として利活用する。」という項目があるが、笹賀地区の地域づくりセンター長と木内学長による災害避難の協働に関する話し合いが平成 29 年 1 月にもたれ、有事の際についての行動の準備段階に入った。松本短期大学においても、理事長の発案の下、避難者に対する準備が開始され、今後優先度を考えながら環境を整える体制が整った。

平成 28 年度の松本短期大学における地域貢献の取り組みとして、地域貢献に対する当短期大学の役割機能を明確にするため、当短大の地域貢献の定義を下記のように具現化した。

### 松本短期大学地域貢献の定義

地域貢献は、その主体が学生・卒業生・教職員と分かれているが、まず念頭に置かなければならないことは、貢献が、上記短大関係者主体から地域へと一方的になされるものではない点である。当然のことながら、学生たちは、地域での諸活動を通じて、地域の課題、現状、生活感などを学び、さらにコミュニケーション能力や人間力を高めることができる。卒業生及び教職員による地域貢献の場合も同様である。地域への貢献活動の中から、卒業生も教職員も現場の問題点・課題を吸収することによって、自身の研究あるいは職域活動を豊かに進めることが可能になる。以下に述べる「地域貢献」には、このような活動主体と対象地域との相互的で双方向的なかわり合いが含意されていることを忘れてはならない。以上をふまえた上で、松本短期大学の地域貢献を次のように定義する

#### 1. 学生による地域貢献

学生が学習活動を通じて地域活動に参加・参画する。

#### 2. 卒業生による地域貢献

建学の精神に基づくケアスペシャリストとしての自覚と職能を備えた本学卒業生が、各々が生活を営む場でその本分を果たすことに通じ、地域に貢献する。

#### 3. 教職員による地域貢献

教職員の有する知的財産の地域への還元、高等学校までの児童・生徒を対象にした福祉教育の実践、および生涯学習機会の提供を通じ、地域に貢献する。

#### 4. 施設・設備の開放と利活用による地域貢献

本学の施設・設備を学習機会の場として提供するほか、有事の際の避難場所として利活用する。

基準 (1) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

(a) 現状

本学の公開講座は、平成 24 年度より必要時、特別講師の協力を得て 1 年間に 1～3 回開催している。その主な内容として、親子で楽しむ運動、遊びでは、「親子で楽しむ運動あそび～柳沢プログラムの実践」や「年賀状作り」、「孫育て・子育て、妊娠・出産～育児、母子保健サービスと食育」、「小児の感染症・予防接種」、「排泄自立をサポートするケアを目指して」、「絵本とおもちゃ」、「高齢者のひとり暮らしを支える地域づくり」「救急時の対処・救急車が来るまで・AED の使い方」、「広げよう、今どき子育ての輪」、「地域で支え合える終活・遺された人たちのケア」等、さらに介護福祉士会が運営する介護の質を高める会と合同で体の動きを介護に生かす等、3 学科の特色を生かした内容の公開講座を企画し実施した。(資料公開講座) また、これらには講師としてあるいは託児として松本短期大学教職員、卒業生や在校生、近隣地域の方の協力を得るなどして松本短期大学一近隣地域の方々と連携して教える側・教えられる側にたって活動が行われていると考えることができる。これらは、当短期大学の地域貢献における地域と短期大学相互の構築ができてきたことを意味する。

平成 28 年度の公開講座として、第 1 回は平成 28 年 8 月 27 日(土)に、「みんなで支え合う地域づくり～笹賀地区での実践から～」をテーマに、第一部「みんなで支え合う地域づくり」を木内学長が、第二部「地域包括ケアシステム“笹賀モデルの構築”」を笹賀地区福祉の地域づくり協議会会長の太田尚行氏が「地域の福祉づくり、子育て支援の実際」を、笹賀地区福祉の地域づくり協議会・おはなしの会、すがのつくる代表豊島さおり氏が講師に迎え開催した。地域の方々をはじめとして 60 名の来場者があった。これは、松本市の平成 28 年度 5 つの重点目標の一つである「健康ときずなづくり：地域包括ケアシステムの推進」に合致し、地域と連携していく姿勢を明確にした。来場者は笹賀地区の方々が 6 割以上を占め、松本市をはじめ近隣の市町村からの参加もあった。

平成 28 年度第 2 回の公開講座は、「メロディの向こうに～作者が伝えたい心のメッセージ～」と題して本学幼児保育学科の山田真治教授が、学生の吹奏楽演奏から楽器の特徴を解説し、歌遊びとしての違った曲の同時歌唱合唱、長野県ゆかりの唱歌の背景にある物語を解説しながら参加者との合唱を行った。来場者数は、30 名弱であった。

1, 2 回の公開講座で 60 代以上の参加が 5～6 割となっていた。満足度は 8 割が満足したと回答しており、満足度は高く、参加してよかったとの意見も聞かれた。短大に入る機会がない地域住民にとっては大学を知ってもらいたい機会になっている。(公開講座アンケート…)

地域社会における生涯学習の機会として「公開講座」、「介護の質を高める会」への一般の方の参加、出前講座を実施している。公開講座は、テーマに沿って子供たち、大人、高齢者の参加がある。また介護の質を高める会は、発足当時介護福祉士会を対象としたものであったのが、一般の方々の参加ができるようになった。ここには、学生への授業と同じように、松本短期大学専任教員の他、認知症介護の専門家などの外部講師を招き、介護の学習の機会を開いている。出前講座として位置付けられている活動とともに、高校生に対する模擬授業も行い、幼児保育、介護、看護への理解が深まるように努めている。

#### (b) 課題

公開講座時に行ったアンケート調査では、「初めて(松本短大に)入ってみることができた」、「もっと機会があればいい」、「授業内容を知りたい」などの声も聞かれた。自由記述欄には「専門学術的な講義や演習」、「生涯学習としての教養」、「大学をもっと知りたい」など書かれおり、

当短期大学との距離感を縮めることを課題の一つとして挙げるができる。

生涯学習授業に関しては、公開講座のアンケートからも垣間見られるように、一般向けに構成された幼児保育、介護福祉、看護の専門的知識や生涯学習としての教養を望むニーズがあるととらえて、各学科や委員会で検討することが必要となってくるであろう。

「公開講座」、「介護の質を考える会」、「出前講座」を生涯学習の一部として発展させていくことも考えていく。

#### (c) 改善計画

##### ①公開講座

「公開講座」を年 3 回、「出前講座」は教員からできるものの情報を収集しているので整理して、会議にかけてホームページに掲載していいかの確認も取って掲載していく。

来年度に向けて、各学科の教員から外部に向けての発信できる講座などの内容調査を行った。これらを参考にして公開講座を組み込んでいく。また、より多くの方々に来ていただけるように、リピーターへの案内をはじめ、新規の参加者の獲得に向けてのタウン誌への回数を増やす等、ホームページ以外での広報活動にも力を入れていく必要がある。また高齢者も参加しやすくするためにエレベーターが使用できるサポートや移動補助具の準備等、現在短期大学で具体的にサポートできることを提案していく。

##### ②生涯学習授業

各年齢層の学習を支援するために、平成 28 年度は、次のことを具体化することになった。

公開講座や各学科のプログラムをタイアップさせ、充実感とともに楽しみながら当短大に愛着を感じられるように沙龙的な要素を含めながら生涯学習授業としての位置づけを行う。また、出前講座を行い、ケアスペシャリストに対する理解をサポートしたり、学習意欲を満たすため、各教員が、どのような対象にどのような出前講座ができるかの調査が行われ、次年度に向けての準備を行った。(教授会会議録、総合情報委員会会議録、松本短期大学ホームページ)

基準(2)地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

#### (a) 現状

##### ①松本市の重点目標、「健康ときづなづくり」における「地域包括ケアシステムの推進」

平成 28 年 8 月に行われた第一回公開講座では、「みんなで支えあう地域づくり～笹賀地区での実践から～」と題して、木内学長、笹賀地区福祉の地域づくり協議会会長、笹賀地区福祉の地域づくり協議会・おはなしの会を通して子育て支援をしている方に来ていただき実践報告を行った。これには地元住民を中心に 60 名ほどの来場者が見られた。

##### ②塩尻市子育て支援

平成 27 年度より塩尻市が企画するえんぱー保育園に共催の形で計 4 回参加している。

平成 28 年 10 月に行われた第 3 回えんぱー保育園には保育・教職実践演習(幼稚園)の授業の一環として、幼児保育学科 2 年生全員(98 名)が参加し、ゼミ別の計 10 コーナーを企画・実施した。来場者数は 400 名であった。本学文化祭の開催準備と重なり学生の負担は大きかったが、どのコーナーも大盛況で保護者アンケートからも高い評価を得た。

物品購入や施設利用などの制約の中で、どのような保育が可能か、保育現場のニーズに合わせながら実現可能な活動形態を模索し修正するという体験にもつながった。

第4回えんぱ一保育園は、平成29年2月に行われた。これは学生有志により、7コーナーを企画・実施した。学生の参加は、43名（1年生22名、2年生21名）で、来場者数は約250名であった。

塩尻市職員より「子ども達や保護者への対応や関わり、声掛けが丁寧で見ていてとても気持ち良かった」と高評価を得た。平成29年度も継続して第5回えんぱ一保育園を企画・実施していくが、学生の負担を軽減するため、準備を効率良く行うこと、経費の節減、内容面の充実を課題としていきたい。

### ③長野県が推進する「信州型自然保育普及事業」

幼児保育学科では、長野県が推奨する信州型自然保育（信州やまほいく）を平成28年度より教養基礎科目「いのちと環境」の中でとり上げた。平成29年度からは、筑北村と大学の提携事業の一環として、授業を展開していく。筑北村では、豊かな自然を生かし子どもたちの生きる力を育成するという理念に基き、2つの保育園が認定申請をめざしている。授業では村の人材を特別講師とし、村のフィールド・宿泊施設を利用し、村の園児たちを対象として自然保育実習を行う。学生たち自身が自然を体感し、自然環境を生かした保育を実践できるような知識・技術を修得することは、長野県が求める保育に連動するものである。質の高い保育者を養成し、村の保育士確保にもつながる試みと言えよう。また、村の保育士研修に学科教員が協力していくことで、相互性を高めている。

### ④産学連携事業への参加

平成22年より松本市立病院（旧波田病院）の看護研究指導から、「インスリン自己注射針着脱補助具」を作成し、平成27年度は学会発表を行い、平成28年11月には、信州大学で開催された「医療機器製品・部品メーカーによる技術シーズ展示会」に参加し、製品化された「インスリン自己注射針着脱補助具」をプレゼンテーション・デモンストレーションし、会場を訪れた医師や看護師をはじめとした医療従事者や一般市民、マスメディアに対してアピールし、製品の活用に対する理解を促した。

#### (b) 課題

①行政の掲げる重点目標に寄与、継続的に取り組む策の具体化

②えんぱ一保育園のように学生参加により、学生・地域相互にメリットがある行事への参加は教育にとっても望ましいが、学生生活への負担を考慮して、開催時期を検討する必要がある。

#### (c) 改善計画

課題の①②について改善計画を述べる。

① 近隣地域の行政関係の必要な情報をホームページから情報収集を行い、近隣地域の行政の動向を知る。

②自治体の行事に参加する場合は、計画の段階から参加し、学生の不利益を被らない時期を選定する。

基準(3)教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している

#### (a) 現状

平成28年度の学生部で把握しているボランティアは表1のとおりである。

このほかにも、各学科教員担当者に募集があったり、掲示板にボランティア情報が掲示され、学生が自発的に応募している。

表 1 平成 28 年度ボランティア参加活動状況（学生部・学生支援委員会）

活動名	依頼団体等	参加人数等
1. 松本・塩尻・安曇野・東筑合同障がい者スポーツ大会	松本保健福祉事務所福祉課	幼児保育学科：1年[29名]
2. 24時間テレビ38	テレビ信州	幼児保育学科：1年[7名]
3. 松本市氷彫フェスティバル	松本市温泉観光課	幼児保育学科：1年[11名] 看護学科：1年[1名] 専攻科：[1名]
4. 第13回長野県障害者フライングディスク大会	長野県障害者フライングディスク協会	幼児保育学科：1年[2名]
5. 里親(家庭養護)推進フォーラムの保育場ランティア	長野県児童相談所広域支援センター	幼児保育学科：1年[4名]
6. 介護福祉学科・専攻科平成28年度まとめ	老人福祉施設 要請があった施設等29か所 学生が自分で開拓した施設19か所	介護福祉学科：1・2年生、 専攻科[延59名] 1年生が開拓した施設[19名]
7. 筑北村児童との交流	松本短期大学 筑北村の学童を招待	幼児保育学科： 春/1年生[52名] 夏/1年[30名]、2年[30名]
8. やまびこドームでの「夢街道フェスタ」ワークショップ	松本短期大学	幼児保育学科： 保高ゼミ1年[10名] 2年[10名]を2回
9. クリスマス交流会	クリスマス会	幼児保育学科： 山口ゼミ1年[10人]を2回
10. コムハウス訪問	コムハウス	幼児保育学科： 山口ゼミ1年：[10人] 2年[10人]を2回
11. 笹部認定こども園クリスマス会	笹部認定保育園	幼児保育学科： 石毛ゼミ1年[10人]
12. 長野市塩崎地区総合型地域スポーツクラブボランティア	長野市	幼児保育学科： 白金ゼミ1年[3人]
13. 大桑小学校運動指導ボランティア	大桑小学校 運動指導	幼児保育学科： 白金ゼミ1年[10人] 2年：[10人]
14. 3回・4回えんぱー保育園	塩尻市	幼児保育学科： 1年[20人]、2年[20人]
15. 中部ブロック DMAT	中部ブロック DMAT	看護学科：3年[6人]

	実施訓練への協力ボランティア	2年[1人]、1年[1人] 教員[1人]
16. 信州メディカルラリー	長野県内の医療・緊急搬送関係者、学生が緊急時の対応をシミュレーションし点数化するラリーの補助を行う。	看護学科：1～3年[10名] 教員[2名]
17. 難病医療・生活相談会学生ボランティア	主催：松本保健福祉事務所 木曾保健福祉事務所	看護学科：3年[3人] 教員[1人]
18. クロウン病「療養者に対する医療後援会・栄養講座学生ボランティア	長野県松本保健福祉事務所	看護学科：3年[3人] 教員[1人]
19. 春フェスティバル	中信松本病院 重症心身障害児病棟	介護福祉学科：2年[28名]
20. 福祉体験学習 事前学習（レクリエーション指導）	安曇野市 豊科南中学校（2年生）	専攻科：[10名]
21. 筑北村児童との交流	松本短期大学 筑北村の学童を招待	介護福祉学科： 夏/[9名]、春/[13名]
22. 筑北村立聖南中学校福祉体験授業	筑北村社会福祉協議会	専攻科：[10名] 教員[1名]
23. 福祉施設の夏祭り等	高齢者・障害者福祉施設等 29ヶ所	介護福祉学科：1・2年生、 専攻科[延 59名]
24. 学生が自分で開拓した福祉施設での日常介護・遊び相手等	福祉施設 高齢者施設・児童館等 19か所	介護福祉学科：1年[19名]

学生部で把握しているもの以外については次のように考えている。

①授業やゼミ活動で、学生を通して地域に貢献している。

「地域ボランティア演習」や「ストレスと癒し」、「アクティビティ・サービス論」、幼児保育のゼミやえんぱー保育園の企画参加等、教員が、ボランティア先との連絡調整をして行う活動の支援を行う。

②教職員が、個別に研修会等を企画して地域に貢献している。

「たんぼぼの会」（子どもを亡くした親の会）や、「介護の質を高める会」などがある。

たんぼぼの会（短大ホームページ、たんぼぼの会 Blog、天使の産着プロジェクト Blog）

たんぼぼの会は、松本短期大学看護学科の教員がボランティアとして活動している。

その概要は次のとおりである。

たんぼぼの会は、2001年6月より、年4回子どもを亡くした親たちが想いを語るができる場として、分かち合いの会（お話会）を継続して行っている。2008年からは事故でお子さんを亡くした方限定を年1回（9月）、2013年からは、死産流産新生児死で赤ちゃん

んを亡くした方限定を年1回（1月）を加え、1年間で計6回活動している。いずれも第2土曜日に2時間程度行っている。参加者は10名前後あり、個別に電話訪問相談も年間5~6件行ってきた。2016年度から山梨県甲府市において「ぬくもりたんぽぽの会」も開いている。（松本短期大学研究紀要18号P103-107、民放放送局SBCスペシャル「涙はそのままに」平成26年5月28日放映）

さらに、会の参加者から産着づくりの提案もあり、2015年度大和証券地域ボランティア活動助成金を受けて、当事者限定、支援したい方も含めた会として死産流産の赤ちゃんのための産着づくりも行っている。助成期間は過ぎたが継続的にたんぽぽの会の後に作成したり、その場を短大のみではなく、地域の中でも福祉センター等を借りて継続している。（松本短期大学研究紀要第25号p69-72）

また、平成23年からスコットランド国民保健サービス発行“When someone has died:information for you”を教育関係者、医療福祉従事者、葬儀関係者、宗教者、一般市民とともにケア集団ハートビート<sup>注1</sup>の活動として翻訳をし、ワールドカフェなどでご意見をいただき、平成26年5月冊子「大切な人を亡くしたとき ～長野県中信地方版～」1000冊作成。さらに27年度市民タイムスおもいやりボックスの助成を受けて、1000冊増刷。ハートビートメンバーの講演会や連続講座、保健所等で配布している。

注1 ハートビート：親しみを感じる地域社会で、誰もが人生の最期まで主人公として、満ち足りた生をまっとうできるように支えあうこと。また、大切な人を亡くしたあとも、人びとが支えあいながら生きていくのが、あたりまえであるような社会にしていくこと——私たちケア集団ハートビートは、そのような願いのもとに、信州・松本地域を中心に活動する市民団体です。

メンバー

飯島恵道 代表、東昌寺住職、花園大学非常勤講師

山下恵子 子どもを亡くした親の会「たんぽぽの会」代表、松本短期大学教授

山崎浩司 信州大学医学部准教授

他 信州大学学生等

（ハートビートホームページより抜粋）

### 介護の質を高める会

介護の質を高める会は、介護現場で役立てることができる研修を中心地区を中心に、松本短期大学と長野県介護福祉士会が協力して20年継続して活動している。現在は、一般の方々の意見も反映させ、介護職関係者のみならず年に6回、介護の専門的なことに加えて、「癒し」や「人と人との関わり」などの研修を組み、学内だけでなく学外の講師の協力を得ている。平成28年度は、延べ172名の受講があった。

#### (b) 課題

学生は授業を受けたり、短大行事の中で地域に貢献している。地域貢献は、その定義でも述べているように、短期大学と地域の双方向性によって成り立っている。そのため地域の有益性ととも学生負担を軽減するため、準備を効率良く行うこと、経費の節減、内容面の充実を課題としている。

松本短期大学の教職員が地域に向けて、どのように自分の知識や経験を生かすことがで

きるのかが把握できず、個人の活動になりがちであり、どのように地域に当短大が貢献できているのか実情がわからない。

(c) 改善計画

総合情報委員会では、今年度、各学科の教員から外部に向けての発信できる講座などの内容調査を行った。この結果を参考に教員のボランティアによる地域貢献につなげていく。